

令和5年度 当初予算の説明

(未定稿)

令和5年2月

岡山県

この説明及び付表は、令和5年度当初予算の主要な施策及び事業に係る
予算概要の説明資料として早急に作成しましたので、計数その他訂正を要
する場合もあることを御了承願います。

目 次

| | | |
|-----|-----------------|----|
| 1 | 令和5年度予算編成の基本方針 | 1 |
| 2 | 令和5年度主要施策の概要 | 12 |
| 3 | 令和5年度当初予算額一覧表 | 22 |
| 1 | 令和5年度当初予算会計別予算額 | 22 |
| 2 | 令和5年度当初一般会計予算 | 23 |
| (1) | 歳入予算額 | 23 |
| (2) | 歳出予算額 | 24 |
| (3) | 債務負担行為 | 25 |
| (4) | 地方債 | 37 |
| 4 | 予算の内容 | 42 |
| 1 | 一般会計 | 42 |
| (1) | 歳入予算の内容 | 42 |
| (2) | 歳出予算の内容 | 47 |
| 2 | 特別会計 | 96 |
| 3 | 企業会計 | 98 |

付 表

| | | |
|-----|--------------------------------|-----|
| 1 | 令和5年度予算額対前年度比較表 | 102 |
| 2 | 令和5年度一般会計歳出予算額分類別対前年度比較表 | 104 |
| 3 | 令和5年度会計別予算額対前年度予算額及び前々年度決算額比較表 | 110 |
| (1) | 一般会計 | 110 |
| 1 | 歳入 | 110 |
| 2 | 歳出 | 112 |
| (2) | 特別会計 | 114 |
| (3) | 企業会計 | 116 |
| 4 | 令和5年度一般会計財源別充当予算額対前年度比較表 | 118 |
| 5 | 令和5年度県債充当計画一覧表 | 120 |

| | | |
|---|---|-----|
| 6 | 現債高一覧表 | 124 |
| 7 | 令和5年度職員定数表 | 125 |
| | (1) 知事部局等職員 | 125 |
| | (2) 教育職員 | 126 |
| | (3) 警察職員 | 127 |
| 8 | 令和5年度給与費 | 128 |
| | (1) 一般会計 | 128 |
| | (2) 特別会計 | 129 |
| 9 | 引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に 要する経費 | 130 |

令和5年度予算の説明

1. 令和5年度予算編成の基本方針

1. 国の予算編成の方針

令和5年度予算は、「令和5年度予算編成の基本方針」（令和4年12月2日閣議決定）の次のような基本的考え方により編成された。

(1) 基本的考え方

- ① 我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている。その一方で、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰、欧米各国の金融引締めによる世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増している。
- ② こうした状況から国民生活と事業活動を守り抜くとともに、景気の下振れリスクに先手を打ち、我が国経済を民需主導の持続的な成長経路に乗せていくため、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野とする財政支出39.0兆円・事業規模71.6兆円の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）を策定した。これを速やかに実行に移し、経済対策の効果が最大限に発揮されるよう万全の経済財政運営を行う。
- ③ 足元の物価高を克服しつつ、新しい資本主義の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組を成長のエンジンへと転換し、我が国経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくため、以下の重点分野について、計画的で大胆な投資を官民連携の下で推進する。まず、

民主導での成長力の強化と「構造的な賃上げ」を目指し、リスクリング支援も含む「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動の円滑化、地域の中小企業も含めた賃上げ等を進める。また、科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）といった成長分野への大胆な投資を、年内に取りまとめられるスタートアップ育成5か年計画やGX促進に向けた今後10年間のロードマップ等に基づき促進する。

- ④ コロナ禍において、婚姻件数・出生数が急激に減少するなど我が国の少子化は危機的な状況にある。こうした中、「こども家庭庁」を創設し、出産育児一時金の大幅増額を始めとする結婚・妊娠・出産・子育てに至るまで切れ目ないこども・若者・子育て世帯への支援など、少子化対策を含むこどもに関する必要な政策の充実を図り、強力に進めていく。全ての人が生きがいを感じられ、多様性のある包摂社会を目指し、全世代型社会保障の構築、女性活躍、孤独・孤立対策、就職氷河期世代への支援等に取り組む。
- ⑤ ロシアによるウクライナ侵略も含め、国際情勢・安全保障環境が激変する中、来年のG7広島サミットや日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議の開催、国連安保理非常任理事国を務めることも見据え、機動的で力強い新時代リアリズム外交を展開するとともに、防衛力を5年以内に抜本的に強化

する。防衛力の抜本的強化については、必要となる防衛力の内容の検討、そのための予算規模の把握及び財源の確保を一体的かつ強力に進め、年末に改定される新たな「国家安全保障戦略」等に基づいて計画的に整備を進める。

- ⑥ 国際情勢の変化に対応したサプライチェーンの再構築・強靱化が急務となる中、円安のメリットもいかし、企業の国内回帰など国内での「攻めの投資」、輸出拡大の推進により、我が国の経済構造の強靱化を図るとともに、半導体を始めとする重要な物資の安定供給の確保や先端的な重要技術の育成等による経済安全保障の推進、食料安全保障及びエネルギー安全保障の強化を図る。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症対策について、ウィズコロナの下、国民の命と健康を守りながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る。次の感染症危機に備え、司令塔機能の強化に取り組む。
- ⑧ 防災・減災、国土強靱化の取組を強力に推進するとともに、これまでの成果や経験をいかし、更なる取組を推進するための次期国土強靱化基本計画の検討を進め、中長期的かつ継続的に取り組む。東日本大震災からの復興・創生、交通・物流インフラの整備、農林水産業の振興、質の高い教育の実現、観光や文化・芸術・スポーツの振興、2050年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会の実現等に取り組み、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組と併せて地方活性化に向けた基盤づくりを推進する。
- ⑨ 経済財政運営に当たっては、経済の再生が最優先課題である。経済あつての財政であり、順番を間違えてはならない。必要な政策対応に取り組み、経済をしっかりと立て直す。そして、財政健全化に向けて取り組む。政策の長期

的方向性や予見可能性を高めるよう、単年度主義の弊害を是正し、国家課題に計画的に取り組む。

(2) 予算編成についての考え方

- ① 令和5年度予算編成に当たっては、令和4年度第2次補正予算と一体として、上記の基本的考え方及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定。以下「骨太方針2022」という。）に沿って、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXといった成長分野への大胆な投資、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速や、外交・安全保障環境の変化への対応、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保を始めとした重要な政策課題について必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの効いた予算編成を行い、その政策効果を国民や地方の隅々まで速やかに届け、我が国経済を持続可能で一段高い成長経路に乗せていくことを目指す。
- ② その際、骨太方針2022で示された「本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない」との方針を踏まえる。
- ③ 歳出の中身をより結果につながる効果的なものとするため、骨太方針2022を踏まえ、新経済・財政再生計画の改革工程表を策定し、EBPM や PDCA の取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底する。

2. 地方財政計画の策定方針

令和5年度においては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル

化や脱炭素化の推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、交付団体を始め地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講ずることとした。その概要は次のとおりである。

(1) 一般財源総額の確保

地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度に比し1,500億円、0.2%増の62兆1,635億円と、令和4年度地方財政計画を上回る額を確保することとしている。

(2) 財源不足とその補填措置

令和5年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の増加が見込まれるとともに、国の取組と基調を合わせた歳出改革に努めたが、社会保障関係費の増加が見込まれることなどにより、1兆9,900億円の財源不足額が生じ、平成8年度以来28年連続して「地方交付税法」(昭和25年法律第211号)第6条の3第2項の規定に該当することとなった。

このため、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講ずることとし、所要の法律改正を行う予定である。

① 「地方交付税法」第6条の3第2項に基づく制度改正として、令和5年度から令和7年度までの間は、令和4年度までと同様、財源不足が建設地方債(財源対策債)の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、臨時財政対策債により補填措置を講ずる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

② 令和5年度の地方財政対策においては、上記の財源不足額1兆9,900億円について、上記の考え方にに基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講ずることとした結果、国と地方が折半して補填すべき財源不足額は生じないこととなった。

ア 公共事業等債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債(財源対策債)の増発 7,600億円

イ 地方交付税の増額

(ア) 「地方交付税法」附則第4条の2第1項(配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額の補填)に基づく加算額(以下「既往法定分」という。)

の交付税特別会計への繰入れ 154億円

(イ) 交付税特別会計剰余金の活用 1,200億円

(ウ) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 1,000億円

ウ 地方が負担する過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行 9,946億円

③ 令和5年度における臨時財政対策債の発行額は、地方の負担である過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る次のアからエまでに掲げる額の合算額の一部(9,946億円)とすることとしている。

ア 平成13年度以降に発行した既往の臨時財政対策債の元利償還に起因する財源不足額等 4兆276億円

イ 交付税特別会計借入金償還のため発行する額 1兆3,000億円

ウ 交付税特別会計借入金の利払費予算額に相当する額 572億円

エ 「地方交付税法」附則第4条の2第3項等に基づき令和5年度において交付税の総額から減額することとしている額について国・地方の適切

- な負担調整を行う観点から発行する額 7,383億円
- (3) 地方交付税の総額令和5年度の地方交付税の総額は18兆3,611億円（前年度比3,073億円、1.7%増）となっており、その内訳は以下のとおりである。
- ① 一般会計 16兆1,823億円
- ア 地方交付税の法定率分等 16兆1,669億円
- (ア) 所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分 16兆9,500億円
- (イ) 国税減額補正精算分（平成20、21、令和元年度） △2,461億円
- (ウ) 国税減額補正精算前倒し分（令和2年度） △4,922億円
- (エ) 国税決算精算分（平成28年度） △449億円
- イ 一般会計における加算措置（既往法定分） 154億円
- ② 特別会計 2兆1,788億円
- ア 地方法人税の法定率分 1兆8,919億円
- イ 交付税特別会計借入金償還額 △1兆3,000億円
- ウ 交付税特別会計借入金支払利子 △572億円
- エ 交付税特別会計剰余金の活用 1,200億円
- オ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 1,000億円
- カ 令和4年度からの繰越金 1兆4,242億円
- (4) 臨時財政対策債の抑制等地方財政の健全化令和5年度においては、以下のとおり、臨時財政対策債の抑制等を行うこととしている。
- ① 財源不足額については、大幅に縮小し1兆9,900億円（前年度比5,659億円、22.1%減）となり、折半対象財源不足は、前年度に引き続き生じていないこと。
- ② 臨時財政対策債の発行額については、大幅に抑制し9,946億円（前年度

- 比7,859億円、44.1%減）としていること。その結果として、令和5年度末の臨時財政対策債残高見込みは、49.1兆円となり、令和4年度末の残高見込みに比し2.9兆円の減となること。
- ③ 交付税特別会計借入金については、償還を8,000億円前倒しし、1兆3,000億円を償還することとしていること。その結果として、令和5年度末の交付税特別会計借入金残高見込みは、28.3兆円となり、令和4年度末の残高見込みに比し1.3兆円の減となること。
- ④ 国税減額補正精算については、精算を4,922億円前倒しし、国税決算精算分と合わせ、7,832億円を精算することとしていること。
- (5) 地域のデジタル化の推進「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）及び「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）を踏まえ、「地域デジタル社会推進費」（前年度2,000億円）について、事業期間を令和7年度まで延長するとともに、マイナンバーカード利活用特別分として、令和5年度及び令和6年度は500億円増額することとしている。また、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を「地方創生推進費（仮称）」に名称変更した上で、これと「地域デジタル社会推進費」（2,500億円）を内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費（仮称）」（1兆2,500億円）を創設することとしている。
- (6) 地域の脱炭素化の推進地方公共団体が、地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費（仮称）」（1,000億円）を計上し、脱炭素化推進事業債（仮称）を創設するとともに、公営企業についても地方財政措置を拡充することとしている。
- (7) 地方公共団体の施設の光熱費高騰への対応学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰

を踏まえ、一般行政経費（単独）を700億円増額することとしている。

(8) 地方税制改正令和5年度地方税制改正においては、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し、航空機燃料譲与税の譲与割合の特例措置の見直し等の税制上の措置を講ずることとしている。

(9) 通常収支分の規模通常収支分の歳入歳出規模（令和5年度地方財政計画ベース）は92兆400億円程度（前年度比1兆4,400億円程度、1.6%程度増）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中の企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は76兆4,800億円程度（前年度比6,000億円程度、0.8%程度増）となる見込みである。

また、通常収支分の一般財源総額（地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税、臨時財政対策債等の合計額）は65兆535億円（前年度比1兆1,900億円、1.9%増）となる見込みであり、不交付団体水準超経費に相当する額を控除した交付団体ベースの一般財源総額は62兆1,635億円（前年度比1,500億円、0.2%増）となる見込みである。

さらに、地方債依存度は7.4%程度（前年度8.4%）となる見込みであり、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の令和5年度末借入金残高（東日本大震災分を含む。）は183兆円程度（令和4年度末188兆円程度、前年度比5兆円程度減）となる見込みである。

(10) 東日本大震災分

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、令和3年度からの第2期復興・創生期間においても、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている。

① 復旧・復興事業復旧・復興事業の歳入歳出規模（令和5年度地方財政計画

ベース）は2,600億円程度、歳入のうち震災復興特別交付税は935億円となる見込みである。

② 全国防災事業全国防災事業の歳入歳出規模（令和5年度地方財政計画ベース）は、587億円となる見込みである。

3. 岡山県の当初予算編成方針（令和4年11月15日付、財第112号）

令和5年度は「第3次晴れの国おかやま生き活きプラン」（以下「第3次プラン」という。）の目標達成に向け、真に必要な分野や事業へ予算を振り向けることで、「生き活き岡山」の実現に向けた取組を強化し、これまでの好循環の流れを一層加速させるとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を見据えた施策や、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興の総仕上げに向けた施策に着実に取り組み、本県の持続的な発展に結びつけるための予算編成とすることを基本方針とする。

こうした中、令和3年度は企業業績の改善などから税収が回復したものの、感染状況や社会情勢によっては、今後の税収は大きく影響を受ける可能性がある。また、コロナ前からの課題である社会保障関係費の累増、県債残高の高止まり、公共施設の老朽化への対応等に加え、物価高騰による行政運営コストの増加も見込まれることから、本県財政は厳しい状況が続いている。今後も、これまでの行革の成果を維持するとともに、コスト意識を徹底し、不断の改革・改善に取り組み、経費支出の効率化や、県税をはじめとした歳入確保に努めるなど、持続可能な財政運営を行う必要がある。

このような厳しい財政状況に鑑み、国の財源措置の積極的な活用等により、収支改善を適切に確保するとともに、持続可能な財政運営を図るため、国の経済対策に呼応する場合等を除き、県の負担増につながる補正予算の編成や国庫補助事業の内示落ちに係る地方負担額の流用は、原則認めない。ただし、投資

的経費のうち、補助公共事業の内示落ちについては、事前防災・減災対策の観点から、内示落ちに係る地方負担額のうち、財政当局が認めた所要額は、単独公共事業への振替を認める。

以上のような基本認識を踏まえ、令和5年度予算編成については、次の事項に留意の上、適正な予算要求を行うよう命により通知する。

記

1 全般的事項

- (1) 「岡山県行財政経営指針【令和3年3月版】」を踏まえた予算要求を行うこと。
- (2) 第3次プランに掲げる「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」、「安心して豊かさが実感できる地域の創造」の3つの重点戦略等に基づき重点的に推進する施策・事業、おかやま創生の実現に向けた施策・事業については、部局間の予算配分にとらわれず、重点的に財源を配分する。
このため、予算要求に当たっては、別紙「令和5年度重点的に推進すべき施策に関する方針」を踏まえ、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現に向けて実効性の高い施策・事業について、優先順位を付け、既存事業の積極的なスクラップ・アンド・ビルドを図りながら取り組むこと。
- (3) コロナ対応や豪雨災害等に係る事業・対応に多くの人員等が必要な状況を勘案した上で、適切な要求を行うこと。
- (4) 各部局を横断する施策・事業の推進に当たっては、それぞれの関連施策・事業を相互に把握するとともに、政策推進会議等における協議結果を踏まえながら、関係部局が連携して取り組むこと。
- (5) 物価や賃金上昇等を踏まえ、さらなる効率化の工夫により必要な財源を確保するなどした上で、上昇分を適切に要求に反映させること。
- (6) 現場の実情を十分に踏まえ、時代の変化に即座に対応し、適切なタイミングで

行政サービスを提供するなど、スピード感のある県政の推進に努めること。また、ユニバーサルデザインに配慮した施策の企画・立案に努めること。

- (7) 事業選択に当たっては、民間や市町村との役割分担に留意し、広域自治体たる県としての責任を有するものや県の戦略に沿ったものに重点化すること。
 - (8) 正確な需要予測や費用推計を基に分析を行うとともに、様々な施策において、それぞれの目的の達成に最適な事業を選択すること。
 - (9) 受益者負担の観点から適切な自己負担を求めるべきもの等については、事業の制度設計の際に留意すること。
 - (10) 住民に身近な行政サービスを担っている市町村や関係機関等と情報を共有するなど緊密な連携を図ること。
 - (11) さらなる創意工夫を凝らし、引き続きあらゆる歳入確保対策に全力で取り組むこと。
 - (12) 国の動向など、情報を的確に把握し、過大・過小に見積もることなく適正な要求に努めること。
 - (13) 今後、国の予算編成や地方財政措置等の内容が明らかになるのに合わせ、適時適切な対応が必要になると見込まれることから、あらためて通知することも考えられるので留意すること。
- ### 2 歳入に関する事項
- (1) 県税については、課税客体の完全把握に努めつつ、今後の感染状況等を踏まえた経済動向、地方税制の改正、過去の実績等に留意しながら、的確な収入見込額を算定すること。
また、収入率の向上のために、特別徴収を推進するとともに、差押え・公売・取立の迅速化など、滞納整理を積極的に行っていくこと。
 - (2) 地方交付税については、国の動向を見極めつつ、地方財政計画等に基づき、的確に算定すること。
 - (3) 県債については、引き続き発行総額の

抑制を図るとともに、元利償還金に対する交付税措置のある県債の活用により、後年度への財政負担に十分配慮しつつ、必要な起債額を確保すること。

- (4) 国庫支出金については、国の動向を十分把握するとともに、本県の実情に即して事業の必要性・緊急性・効果を検討し、真に行政効果があるものについてのみ受け入れることとし、確実な収入見込額を計上すること。また、事業の推進に当たり、配分額等が十分でない場合は、国に対する要望を積極的に行い、必要額の確保に努めること。
- (5) 使用料・手数料については、受益者負担の適正化の観点から一層の見直しを図ること。
- (6) 財産収入については、未利用・低利用の県有資産等の在り方を検討し、保有する意義の少ないものは積極的に売却するとともに、貸付けなど、資産の有効活用を進めることにより、収入の確保に努めること。
- (7) 分担金・負担金については、受益の程度等を考慮して、負担の適正化を図ること。
- (8) 寄附金については、ふるさと納税制度のさらなる普及啓発を図るとともに、おかやま創生の実現に向けた施策・事業への企業版ふるさと納税制度の積極的な活用を努めること。
- (9) 諸収入及びその他の収入については、宝くじの販売促進など積極的に収入の確保に努めるとともに、的確な見積もりを行うこと。
- (10) 県税以外の滞納債権については、一層の縮減に努めること。また、払いたくても払えない者等に対する一定の配慮に留意しつつ、法的手段を活用しながら回収を進めることとした上で、的確な見積もりを行うこと。
- (11) 事業実施のための新たな寄附金の獲得や広告事業収入など、部局独自に新たな歳入確保対策に取り組むことにより、一

定の効果が認められる場合には、財政当局と協議の上、効果額を要求上限に加算する。

3 歳出に関する事項

- (1) 「岡山県行財政経営指針【令和3年3月版】」等を踏まえ、事業区分ごとに次の基準により要求を行うこと。

ア 義務的経費

過去の執行実績を踏まえて、現行の見積方法を精査するなど、必要最小限の所要額での要求とすること。

イ 一般行政経費

オンライン会議の定着による経費の削減など、引き続き、ウィズコロナへの対応を意識した要求とすること。

また、別紙「令和5年度重点的に推進すべき施策に関する方針」に基づき重点的に推進する施策・事業については、緊急性や費用対効果等の観点から、財政当局と協議・調整を行った上で厳選し、所要額の要求を認める。

- ・ 事業費について、単県医療費公費負担等の社会福祉の見地から支出される経費や、協定や契約に基づき負担額があらかじめ決められている経費など、その性質が義務的経費に準ずる経費のうち、財政当局が認めたものについては要求上限を設けないこととする。その要求に当たっては義務的経費と同様に必要最小限での要求とすること。なお、適正な受益者負担の在り方を検討の上、制度の抜本的な見直しに取り組んだ場合には、財政当局が認めた額を要求上限に加算する。

上記の準義務的経費以外の経費については、これまでの行革による見積り内容の維持、事業のさらなる選択、国からの財源等の有効活用、経費節減の徹底等は継続した上で、一般財源ベースで令和4年度当初予算額に、電気料金の上昇など物価高騰を考慮して財政当局が示した額を加

算した額を要求上限とする。

要求に当たっては、安易にシーリングを一律にかけるといった手法をとらないよう努めるとともに、既存の施策・事業について行政評価の実施結果等を基に積極的な見直しを行うこと。

- 運営費については、これまでの行革による見直し内容の維持、コスト意識を持った調達方法の検討や見積方法の検証、さらなる経費節減の徹底等により、事業費ベースで令和4年度当初予算額に、電気料金の上昇など物価高騰を考慮して財政当局が示した額を加算した額を要求上限とする。

なお、要求上限にかかわらず、個別管理事業（PFI事業者に対するサービス購入費等）及び行革の推進に資するもの等で財政当局が認めたものは、所要額を要求できることとし、その他修繕経費等は、原則として要求上限内での要求とする。

ウ 投資的経費

道路・橋梁等の計画的な維持修繕、適切な管理に取り組むとともに、老朽化対策・事前防災・減災対策を中心に必要な社会基盤整備を着実に進めることとし、補助・単独公共事業と維持修繕経費を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで令和4年度当初予算額（国の河川激甚災害対策特別緊急事業及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に採択された事業（以下「河川激特事業等」という。）に係る予算として、財政当局が別枠で認めた額を除く。）に、物価高騰を考慮して財政当局が示した額を加算した額を要求上限とする。なお、要求上限にかかわらず、再度災害防止の観点から、河川激特事業等に採択された事業については、財政当局が認めた所要額を要求できることとする。

維持修繕経費は、要求上限の範囲で、地方負担額ベースで令和4年度当初予算額の110%までの要求を認めることとし、充当する特定財源（使用料・手数料）の総額は令和4年度当初予算額を上限とする。

このほか、一定規模以上の建築公共事業（県庁舎耐震化整備、水島警察署建替整備）は個別管理とし、所要額を精査した上で要求を認める。

また、個別施設計画に基づく施設等の大規模修繕事業については、財政当局が認めた所要額を要求できることとする。

国直轄事業負担金及び災害復旧事業費については、所要額での要求とすること。

- (2) 上記要求基準に併せ、次の点に留意の上、要求を行うこと。

ア 義務的経費については、必要最小限の所要額とし、次の点に留意して的確な見積もりを行うこと。

- 人件費については、組織体制の見直し、職員数の変動等に応じ必要最小限を見積もること。

なお、給与費の算定及び上記に関連する事項については、別途指示するところによること。

- 公債費については、近年の金利水準を踏まえ、金利変動リスクを勘案しつつ、適切な要求を行うこと。
- 社会保障関係費については、社会保障制度改革など国の動向に十分留意し、要求を行うこと。

イ 一般行政経費（事業費）については、国の予算編成等の動向に留意しながら、特に次の点に留意すること。

- 国庫補助事業においては、新規事業はもとより、継続事業についても、事業の必要性・緊急性・効果を十分検討の上、安易に受け入れることなく真に行政効果があるものに限定すること。

- 補助率の変更等による任意の県費継ぎ足し等は行わないこと。
また、補助事業に係る超過負担についてはその解消について特段の努力を払うこと。
 - 県単独の補助金や貸付金については、必要性・緊急性・効果等を検討し、真にやむを得ないものに限定すること。
 - 負担金については、特に法的根拠に留意し、根拠が乏しいものや必要性が薄れたものは廃止・縮減を図ること。
- ウ 一般行政経費（運営費）については、電気料金をはじめ、可能なものについては競争入札を取り入れるなど、あらゆる創意と工夫を凝らし、事務関係経費の節減に最大限の努力を払い、必要最小限の要求を行うこと。
- また、公共建築物の維持管理経費の縮減や資産の有効活用、遊休資産の売却を促進するため、ファシリティマネジメントの取組を推進すること。
- エ 投資的経費（公共事業等費）については、事業の必要性や熟度、費用対効果、地方負担額の状況、内示見込額等を勘案の上、見積もること。
- また、アセットマネジメントの手法により、インフラ施設について、計画的な維持修繕・長寿命化など将来にわたる適切な管理を行い、維持修繕費・更新費の最小化・平準化を図ること。
- (3) 新たな情報システムの開発・導入、既存システムの変更・保守・運用など情報化に関する予算要求については、デジタル推進課に協議し、十分調整を行うこと。
- (4) 包括外部監査、行政評価、公共事業評価、大規模施設建設事業評価、試験研究機関の外部評価など各種評価結果に基づき施策及び事務事業を徹底して見直し、改善を加え、適切な要求を行うこと。
- 4 債務負担行為に関する事項
債務負担行為の設定に当たっては、その

内容や将来の財政負担を十分検討した上で、真に必要なものに限定すること。

5 特別会計、企業会計に関する事項

特別会計、企業会計予算については、当該会計の健全運営に十分留意し、また一般会計との経費負担区分の明確化を図った上で一般会計に準じて編成するものとし、経営の簡素合理化・能率化に努めるとともに、受益者負担の均衡を図る上からも料金等の適正化を検討すること。

別紙

令和5年度重点的に推進すべき施策に関する方針

「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」（以下「第3次プラン」という。）及び「第2期おかやま創生総合戦略」（以下「第2期創生戦略」という。）を総合的、効果的に推進するため、令和5年度において重点的に推進すべき施策については、次のとおりとする。

1 基本方針

人口減少問題やカーボンニュートラルへの対応、デジタル技術の導入などの喫緊の課題を克服し、本県の持続的発展に向けた確実な道筋を示すため、第3次プラン及び第2期創生戦略に基づく施策について、新型コロナウイルス感染症を契機とする社会の大きな変化や県民等のニーズを的確に把握し、県が果たすべき役割を明確化した上で、市町村をはじめ、様々な主体と連携しながら、一層の重点化を図る。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対策や平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興の総仕上げに向け、引き続き全庁一丸となって全力で取り組む。

また、これまで進めてきた効果的な施策の検討を一層推進し、成果を重視し、必要性、優先度を十分勘案して立案するため、EBPMの取組を継続する。

2 重点的に推進すべき施策の検討等

(1) 第3次プランの重点戦略の推進

令和5年4月に、第3次プランの行動計画期間の折り返し点を迎えることから、「生き生き岡山」の実現に向けて、

教育県岡山の復活

地域を支える産業の振興

安心で豊かさが実感できる地域の創造の3つの重点戦略に係る生き生き指標について、達成に向けた取組を強化するため、成果を重視し、必要性、優先度等を十分勘案した実効性の高い施策を検討する。

その際、第3次プランにおいて提示した長期構想を念頭に置き、本県が直面する中長期的な課題への対応に資するものとなるように考慮する。

(2) 新型コロナウイルス感染症を巡る課題への取組

新型コロナウイルス感染症を契機とするデジタル化の進展や地方分散の流れなどの社会の大きな変化を踏まえつつ、ウィズコロナ、ポストコロナを見通した施策を検討する。

(3) おかやま創生の推進

第2期創生戦略で掲げる4つの基本目標（自然減対策、社会減対策、経済力の確保、地域の活力維持）の達成に向けて、適切な役割分担を踏まえつつ、市町村をはじめとする多様な主体と連携した、実効性の高い施策を検討する。

(4) 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興

被災者が、一日も早く住み慣れた地域で普段の生活を取り戻し、希望を持って安心して暮らせるように、復旧・復興の総仕上げに向けた施策を検討する。

3 効果的な検討のために留意する視点

限られた財源を最大限活用するため、以下に列記する視点を踏まえつつ、EBPMの推進や、ナッジの活用をはじめとする様々な情報、検討手法、先端技術等を活用し、好循環の起点となるような効果的な施策を検討する。

(1) デジタル技術の導入

先進的な技術開発の動向はもとより、国や自治体での活用事例や実情等を十分に確認し、トータルコストを抑制しつつ

県民の利便性や生産性の向上に確実につながるものとなるよう、AI・RPAやデジタルマーケティングなど、デジタル技術の導入を検討する。

(2) ニーズの把握、現状と課題の分析結果の活用

マーケティング重視の観点に立って、県民満足度調査結果をはじめとする様々なデータを活用するなど、県民、企業、市町村等のニーズを的確に把握するとともに、MECEを念頭に置き、現状と課題についてロジックツリーをはじめとする手法を活用して徹底した分析を行い、エビデンスに基づき県として実施すべき必要性を明確に打ち出し、効果的な施策となるよう検討する。

(3) 行政評価結果等の活用

行政評価の結果等を活用して既存の施策の分析を行い、第3次プランの目標達成に向けて適切な施策となるように検討する。

(4) 先進事例等の活用

過去の類似事例はもとより、他の都道府県や民間、海外などにおける様々な先進・成功事例やエビデンスを収集し、施策の効果やコストの確認のために活用する。

(5) 費用対効果の評価結果の活用

施策の妥当性を判断するに当たり、トータルコストを考慮しながら、施策の実施により期待される効果を貨幣価値又は指数で比較する費用便益分析や費用効果分析など、費用と効果の関係を客観化した評価結果を活用する。

(6) 施策の主体の明確化

民間が行うべき施策は民間で、市町村が行うべき施策は市町村で実施し、連携して取り組む施策については各主体の役割を明確化するほか、市町村や受益者に応分の負担を求めているかといった観点から考察を進め、県が真に実施すべき施策として充実した内容となるよう検討する。

4 国の動向等を踏まえた検討

国の「経済財政運営と改革の基本方針2022」、「デジタル田園都市国家構想基本方針」等はもとより、予算編成の動向等を確認の上、必要に応じて施策に反映する。

5 EBPM の実施

施策の立案時にエビデンスを参照し、既存のエビデンスが無い場合は、自らエビデンスを作り出すことができるように施策を立案し、実施後に効果検証を行うことを目指す。

2. 令和5年度主要施策の概要

令和5年度は、4月に「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」の行動計画期間の折り返し点を迎えることから、県政の基本目標である「生き生き岡山」の実現に向けて、各戦略プログラムに掲げる生き生き指標の達成に向けた取組を強化し、これまでの好循環の流れを一層加速させる。教育の再生と産業の振興をはじめ、少子化対策や脱炭素化、デジタル化などに取り組みとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止や平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興の総仕上げに向けた施策に着実に取り組み、本県の持続的な発展に結びつけていく。

重点戦略Ⅰ 教育県岡山の復活

① 学ぶ力育成プログラム

- 学ぶ力の育成に向けては、子どもたちが主体的に学び、社会課題の解決につながる新たな価値や行動を生み出すことができるよう、一人ひとりの夢を育み、学ぶ意欲の向上を図ることが重要であり、各学校において一層短いサイクルで個々の学習状況を確認し、基礎基本の定着を図る取組を進めるほか、地域や産業界と連携・協働した専門的・協働的な学びの充実を図ったり、ICTを効果的に活用することによる個別最適な学習の効果検証を進めたりするなど、子どもの学ぶ力を育成するとともに、教師業務アシスタントの配置拡充やデジタル採点システムの導入など、教員の負担軽減を図り、教員が元気で意欲的に、子どもと向き合うことのできる環境づくりを推進する。
- 私立学校は、独自の建学精神と教育方針の下、特色ある教育活動を行っており、県民の多様なニーズに応えるなど、本県における公教育の重要な一翼を担っている。

このため、安全な学校施設の整備や快適な学習環境の確保など、私立学校の児

童生徒が学ぶ環境を更に充実させるとともに、高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担の軽減を図る。

② 徳育・体育推進プログラム

- 不登校については、要因や背景の多様化、複雑化等により、全国と同様、出現割合は増加傾向にあるものの、2年連続で全国平均を下回るなど一定の改善も見られるため、引き続きスクールソーシャルワーカーなどの専門家や専門機関と連携した支援を進めるとともに、学校における教室以外の居場所を確保するための支援員配置を拡充するなど、学校の組織的な対応力の向上により、不登校を未然に防ぎ、一人でも多くの不登校児童生徒の状況が改善するよう取り組む。
- 青少年のコミュニケーションツールの変化等に合わせ、悩みや不安を抱える青少年が相談しやすい環境の整備を図るため、岡山県青少年総合相談センターにおいて、SNSを活用した相談窓口を開設する。

③ グローバル人材育成プログラム

- ウィズコロナ・ポストコロナ期にあっても、グローバル人材に必要な語学力、コミュニケーション能力等の育成に有効な留学を促進するため、留学コーディネーターを配置し、留学説明会の開催や海外の姉妹校との交流を促進するなど、留学への興味・関心の喚起を図るとともに、世界190か国以上の若者が一堂に集う次世代リーダーサミットへの高校生の派遣を支援することで、広い視野を持ち、高い目標に向けてチャレンジする生徒の育成を図る。

重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興

① 企業誘致・投資促進プログラム

- 企業の脱炭素化やDXが進む中、雇用を維持したまま、一定の生産力向上が見込める場合についての支援の拡充を行うなど、投資動向を見極めた制度の見直しを行いつつ、企業の誘致、投資の促進が進むよう、積極的な誘致活動を行う。また、企業立地セミナー開催に加え、デジタルマーケティング手法を活用して全国で産業用地を探している企業へ本県の優位性を直接PRし、戦略的にアプローチを図る。
- 企業の受け皿となる産業用地については、市町村に対し、適地調査や団地造成などへの財政的支援において団地開発に関連する公共施設の整備等に係る経費の支援を拡充するほか、部局横断のマトリックス組織を活用した開発サポートを行うなど産業団地開発への支援を強化するとともに、民有地等の活用を図るなど、立地を希望する企業に最適な産業用地の提供に努める。
- 水島コンビナートの競争力強化については、企業において設備集約化による生産能力の最適化などの取組が進められており、県では、国の総合特区制度を活用した取組を推進するとともに、企業の新たな投資をサポートする補助制度等により一層の操業環境の向上と投資の促進に努め、アジア有数の競争力を持つコンビナートとして発展していくよう強力で支援を行う。
- カーボンニュートラル実現に向けた調査・研究や立地企業相互の連携を促進する取組を進める。
- 水島港については、国際バルク戦略港湾施策の推進をはじめとしたハード面での整備を進めるとともに、ポートセールスやインセンティブ制度により、既設航路の維持、新規航路の開設、貨物集荷、完成自動車集貨を促進する。

また、水島港におけるカーボンニュー

トラルポート形成計画を策定し、脱炭素化に積極的に取り組むことにより、国内外の船社や荷主といった港湾利用者等から選ばれる環境価値の高い港湾として競争力の強化を図る。

- 美作岡山道路などの地域高規格道路をはじめとする地域間連絡道路の整備や、国道2号の渋滞対策等を推進するとともに、港湾、インターチェンジ、物流拠点などへのアクセス強化や交通渋滞の緩和を図るための道路整備を進める。

② 企業の「稼ぐ力」強化プログラム

- 長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油・原材料価格の高騰や急激な円安の進行により、多くの中小企業が依然として厳しい経営環境に置かれる中、デジタル化やグリーン社会への対応など刻一刻と変化する社会情勢に対応していく必要があることから、県中小企業支援センターを中心に、支援機関と連携した支援により、企業の抱える様々な課題を解決に導き、安定した事業の継続や雇用の維持はもとより、一層の生産性向上、稼ぐ力の強化につなげる。
- 企業の経営革新の取組、企業を支える産業人材の育成・確保、ECの活用などによる県産品の首都圏や海外への販路開拓を支援するとともに、企業のニーズに合った個別あっせんや各種商談会を開催し、企業の持続的な成長・発展を支援する。
- 企業のデジタル化の推進については、キーパーソンとなる人材の育成、デジタル技術の導入に向けた先進事例を紹介するセミナーやスタートアップ等によるピッチイベントの開催、第5世代移動通信システム（5G）を活用したIoT等の研究開発や導入への支援とともに、業種別デジタル化推進モデルを活用した経営指導員によるDXの取組への普及啓発・指導を行うことにより、企業のデジタル化実現に向けた動きの拡大・活性化を図る。

- 産学連携の拠点として、岡山大学内に設置した「岡山県企業と大学との共同研究センター」を核として、コーディネーターによる共同研究のマッチング等を行うことなどにより、Society 5.0の時代に対応する研究開発等を支援し、県内中小企業の飛躍的成長及び県内産業全体の底上げを図る。併せて、県内の工学系学生の県内定着に向け、大学と共同研究を行う企業に学生を派遣し、現場体験等を通じて、県内ものづくり企業の魅力を知ってもらう。
 - 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長の動きを県内ものづくり企業のビジネスチャンスにつなげるため、技術情報の提供や新技術・新製品開発の支援等を行う。
 - EVシフトについては、世界的にEV普及に向けた動きが急激に進む中、県内の自動車関連企業において、EVシフトに伴う新たな技術や部品製造に対応できるよう、技術開発を推進する人材の育成を図るとともに、県外調査員の配置による販路開拓支援など、EVシフトへの円滑な対応を支援する。
- ③ **観光振興プログラム**
- 観光振興については、昨年開催した「岡山デスティネーションキャンペーン」に合わせた行った観光素材の開発や磨き上げ、全国に向けたPRなどの取組を一過性のものとせず、発展・継続させるため、アフターキャンペーンを実施し、観光需要の回復を図る。また、令和6年秋の「森の芸術祭 晴れの国・岡山」開催に向け、気運醸成のための情報発信やイベント開催などに取り組む。
 - 航空会社の空港事務所等の機能を維持し、国際定期路線の早期の再開と再開後の運航を安定させるため、航空会社等に対する運航経費等への支援や、路線PR及び集客に取り組むとともに、新規路線誘致に向けた取組として、チャーター便への支援等を行う。
- インバウンドについては、本格的な回復に向け、観光PRデスクを置く市場において、現地商談会や旅行博出展、招請ツアー等を実施するとともに、近隣県等と連携した広域周遊ルートの造成などに取り組み、効果的なプロモーションを展開する。
 - 岡山後楽園については、文化財庭園にふさわしい景観を維持するため、茅葺屋根の葺替等を計画的に実施する景観等保存整備事業や、桜や楓の二色が楽しめる築庭当時の景観復元に向けて、二色が岡の景観復元整備事業等を実施する。
また、春、夏、秋の幻想庭園の実施や、上質な日本の伝統文化に触れることができる「和の感動体験」事業、来園者が後楽園をより身近に感じ、楽しむことができる「和文化おもてなし」事業など、ポストコロナの新たな観光ニーズを見据え、さらなる魅力づくり事業を実施し、新たな誘客に取り組む。
 - 宇野港については、クルーズ客船の寄港における新型コロナウイルス感染症への住民の不安を払拭するとともに、国内外の旅客船の船主、旅行会社へクルーズ客船の寄港回復に向けてポートセールス等を行う。
- ④ **儲かる農林水産業加速化プログラム**
- マーケティングの強化とブランディングの推進については、首都圏や関西圏市場を中心に、県産農林水産物の販売力を高めるため、マーケットインの視点に立った商品づくりや、実店舗での販売促進等を継続するとともに、ECサイトを活用した販路拡大や、デジタルマーケティングによるターゲットを絞った効果的な情報発信に取り組むなど、対面とオンラインの両面からマーケティング活動を展開する。
 - 県産いちごの統一ブランドである「晴苺」については、東京市場へ安定供給できる体制を早期に確立するため、既存産地の生産拡大等に向けた取組を進めるな

ど、「くだもの王国おかやま」のブランド強化を図る。

- 海外でのブランド確立による輸出拡大については、国際的に競争力のある白桃やぶどうを中心に、重点市場の台湾、香港、シンガポールや今後有望な国・地域などで、流通事業者との連携を一層強化し、トップセールス等の実施を含めた効果的なプロモーションにより輸出促進を図る。
- 桃、ぶどうの供給力の強化については、首都圏や関西圏での市場拡大や海外での市場開拓の進展に伴う、出荷量の増大や長期安定出荷などの市場ニーズに応えるため、産地の面積拡大やスマート機器の導入等による生産性向上、近年の気候変動に対応した生産安定化、研修ほ場の設置等による担い手の確保・育成などにより、さらなる強化に取り組む。
- 次代を担う力強い担い手の確保・育成については、担い手の育成拠点である三徳園を核として、就農相談会の開催や就農研修の実施を通じて新規就農者の確保・育成を引き続き進めるとともに、中核的な担い手である認定農業者を確保するため、本県独自のデータベースを活用し、市町村等と連携した経営改善計画の作成支援や、専門家による経営改善、法人化の指導など、個別の事情を踏まえた伴走型支援の取組を強化する。
- 生産性の高い農業の推進については、市町村や農業団体等と連携し、ドローンやAI・IoT等の先端技術を活用したスマート農業の開発と実証に取り組み、最適な技術体系を確立するとともに、必要な新技術の開発と普及により、農業の超省力化や高品質生産等の実現に取り組む。
また、ハイブリッド産地の育成を進めるとともに、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を図り、生産性の高い経営体の育成を進める。
- 畜産物の生産振興については、畜産ク

ラスター事業の取組による収益力向上により、生産基盤を維持・強化するとともに、地域資源である稲WCSをはじめとする自給飼料の生産・利用拡大対策等に取り組む。

また、衛生管理指導の徹底により家畜伝染病の発生防止や安全で高品質な畜産物の安定供給に努める。

- 持続的な森林経営の推進については、森林経営管理制度を実施する市町村等への支援を総合的に実施するとともに、意欲と能力のある林業経営者に森林経営を集積・集約化して効率化を進める。
また、林業・木材産業関係者と連携し、建築物一般への県産材の利用促進に取り組むとともに、サプライチェーンの構築支援や県産材利用促進のPR等により、県産材の一層の需要拡大を図る。
 - 水産物の生産振興については、藻場の再生や栄養塩の管理手法に関する調査研究、アユ等の生息環境の改善などに取り組むことにより、豊かな海・川の実現を目指すとともに、おかやま旬の魚を活用した魅力の発信や、岡山かきの販売促進などの取組を進め、県産水産物の消費拡大を図る。
 - 6次産業化と農商工連携の推進については、意欲ある事業者等を対象に、デジタル技術を活用した販路開拓や商品開発の支援などを行うことにより、生産者の所得向上と雇用の創出を図る。
 - 農林水産業を支える生産基盤の整備と長寿命化対策の推進については、地域が描く農業の将来像を踏まえて生産基盤整備を進めるとともに、耐用年数を超過した取水堰、排水機場などの基幹的土地改良施設の状況を的確に把握しながら、重要度や緊急度、効率のかつ最適な規模での保全対策を進める。
- ⑤ **働く人応援プログラム**
- 働き方改革の推進とワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、副業・兼業や選択的週休3日制度など多様で柔軟な働

き方への県内企業の理解を深めるフォーラムを開催するとともに、生涯現役社会の実現に向けて、高年齢者就業確保措置を推進するための説明会の開催や相談助言等の支援を行う。

- 本県への就職促進については、就職活動における重要性が増しているインターンシップに関する情報発信の強化や、県内企業の若手社員による「おかやま就活サポーター」を活用した県内就職の魅力発信などにより、本県への人材の還流と定着を進める。
- 土木・建築系学科で学ぶ高校生を対象とした工事現場の見学会や建設業従事者との意見交換会を開催するほか、建設業者に対し、安全で働きやすい労働環境実現のための情報を総合的に提供するなど、関係機関・団体と連携して、県内建設産業を人材確保・定着促進の面から支援する。

重点戦略Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造

① 保健・医療・福祉充実プログラム

- 感染症対策として、国において約9年ぶりに積極的勧奨が再開されたHPVワクチンの定期接種対象者やその保護者等に対し、子宮頸がん予防に関する正しい知識の普及啓発を引き続き進める。
- 心と体の健康づくりの推進として、禁煙治療費助成を導入する企業・団体等に対しその費用の一部を支援し、高校生や喫煙可能年齢となる大学生、妊婦を対象にした喫煙防止の啓発を行い、成人の喫煙率の低下を図るとともに、県民・事業者向けに受動喫煙対策の重要性を周知する。
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す地域共生社会実現のため、市町村の実施する重層的支援体制整備事業を支援する。

- 強度行動障害のある人の自立支援として、県民の理解を深めるとともに、相談窓口の設置や施設等への専門家派遣による具体的助言を行う。また、障害のある人の社会参加を促進するため、就労定着支援アドバイザーを配置し、障害のある人の就労定着を支援する。
- 医療的ケア児及びその家族等に対する支援については、令和4年度に開設した医療的ケア児支援センターの機能強化や施設職員の研修事業等を実施するとともに、悪性新生物、慢性心疾患などの小児慢性特定疾病により長期療養中の患児等に対して、支援員やボランティアが入院治療中から退院後まで継続的なサポートを実施する。
- 地域包括ケアシステムの構築について、地域の実情に応じた取組を進める市町村にアドバイザーを派遣し、効果的な事業を実施できるよう支援するとともに、認知症と診断された人の不安や孤立感、家族の負担感を軽減するため、認知症に関する正しい知識や相談先等を記載したパンフレットを作成し、医療機関等へ配布する。

② 結婚・妊娠・出産応援プログラム

- 若い世代のライフデザイン構築支援として、赤ちゃんと直接ふれあう体験等を通じて、子どもを生み育てていく喜びや重みの理解を促す機会を提供する。また、妊孕性に関する出前講座を行うとともに、インターンシップの場を活用して、子育てと仕事を両立している従業員と交流できる機会を提供する。
- 出会い・結婚支援として、おかやま出会い・結婚サポートセンターを拠点に、結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」を運営する。会員増加を目指して、登録「無料」キャンペーンを実施するとともに、結婚希望者のスキルアップ講座等の充実を図る。また、「結婚支援コンシェルジュ」を配置し、企業や他県と連携した多様な出会いの機会を提供する。

- 子育て支援として、ももっこカードを従来の紙カードからアプリに移行し、利用者の利便性向上を図るとともに、PR動画作成と利用促進イベントを行い、制度の活性化と協賛店舗の拡大を図る。新たな少子化対策にチャレンジする意欲的な市町村に、専門家の派遣や事業実施にかかる費用の助成などを行い、伴走型で支援する。

さらに、企業とタイアップした子育て支援策を検討するための調査や、次期岡山いきいき子どもプラン策定に向けた県民意識調査を実施する。

③ 子育て支援充実プログラム

- 保育士不足を解消するために、保育士養成校の学生に修学資金の支援を行い、県内保育所等への就職促進を図るとともに、保育士養成校との連携を強化し、在校生の県内保育所等への就職率向上と現任保育士の離職防止に取り組む。また、保育士・保育所支援センターを核として、潜在保育士の掘り起こしや就業支援の取組を推進する等、保育士確保対策の強化を図る。

さらに、保育の質の向上や保育現場の処遇改善につなげるため、保育士等キャリアアップ研修を実施する。

- 市町村の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援を推進し、包括的な支援体制の構築を図る。
- 市町村において養育環境等の課題を抱える児童の居場所となる拠点を開設し、学習支援や生活習慣の形成、食事の提供など児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談支援に取り組む市町村を支援する。
- 里子・里親支援として、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親

委託解除後における支援に至るまでの一貫した支援を実施する。

④ 防災対策強化プログラム

- SNSの情報からAI解析により浸水エリアを予測することで、市町村における迅速な避難情報の発令などの的確な災害対応につなげるほか、県や市町村の災害対策本部などが利用する岡山県総合防災情報システムの地図情報を充実させ、災害対応力の強化を図る。
- 県民シンポジウムを開催し、県民への防災啓発を強化するとともに、地区防災計画及び個別避難計画作成促進のため、福祉専門職、地域の防災関係者等を対象にした研修等を実施するほか、防災訓練の共催市町村を増やし、県や市町村職員の対応力や相互の連携体制を強化する。
- 岡山県高度防災情報ネットワーク整備事業では、令和4年度に行った基本設計に基づき、来年度から2か年をかけて、地上系無線、衛星系、各種防災システムなどについて、工事発注のための仕様書や設計書作成のための実施設計を行う。
- 県庁舎については、大規模災害発生時にも安全が確保され、災害対策拠点として機能が維持できるよう、令和5年度の完成に向け、耐震化整備工事を進める。
- 大規模地震発生時において、救急活動や緊急輸送を迅速かつ円滑に実施するため、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化を進めるほか、人的被害の軽減や、救出活動・応急復旧活動の迅速化を図るため、旧耐震基準で建てられた木造住宅や、耐震改修促進法の改正に伴い耐震診断が義務付けられた不特定多数の者が利用する要緊急安全確認大規模建築物、災害応急活動等に重要な広域幹線道路沿道にある緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するとともに、これらの建築物の耐震診断等に対して補助を行う市町村を支援し、重点的に耐震化を促進するなど、地域の防災対策の強化に努める。
- 集中豪雨や大型台風による水害を防止

するための河川改修や排水機場等の整備、高潮・津波に対処するための海岸保全施設の整備、土砂災害を防止するための治山・砂防施設等の整備、道路の落石防護柵等の整備、農業用ため池の改修や廃止などを積極的に推進し、危険箇所の解消に取り組む。

- 洪水により激甚な災害が発生した箇所や、改良復旧事業を実施する箇所の直下流部での流量増加への対応が必要な箇所において、再度災害の防止を図るため、緊急的かつ集中的に築堤や護岸等の整備を実施する。
- 気候変動により、激甚化・頻発化している水災害に備えるため、流域のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の考え方にに基づき、事前防災対策を強化する。
- 河川法に基づき、堤防等の河川管理施設の点検を行うとともに、堤防内部の状態を把握する必要が認められた箇所について、地形調査・地質調査を実施する。また、「平成30年7月豪雨」災害検証委員会において、河川管理等の取組強化について、8項目の提言がなされたこと等を踏まえ、ハード・ソフト両面の防災・減災対策を令和6年度までの概ね5か年で集中的に推進する。
- 平成30年7月豪雨災害により被害を受けた住宅の居住者に対し、県内における被災住宅の建替え等に必要な資金の借入れに対する利子補給を行う市町村を支援することで、被災住宅の復興及び被災者の生活の安定を図る。
- インフラ分野において、デジタル技術を活用し、災害対応の迅速化や、各種施設の調査・点検の効率化、県民の安全・安心を守る防災情報の提供等を行うため、3次元デジタル地形図及びデータボックスを整備するとともに、道路の維持管理に係るパトロールや舗装点検をシステム化する。
- 盛土災害防止の推進のため、宅地造成

及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査を開始し、規制区域の指定に向けた作業を進める。

- 土木施設の老朽化が課題となる中、将来にわたって十分に機能を発揮できるように、各施設の長寿命化計画に基づき、計画的に長寿命化対策を推進する。

⑤ 暮らしの安全推進プログラム

- 先端技術情報の流出を未然に防ぐため、情報流出防止セミナーの開催、官民ネットワークの構築によるアウトリーチ活動の推進及び体験型セキュリティインシデント対応訓練の実施により、経済安全保障対策を推進する。
- ドローンカメラを2台試験導入することにより、重大交通事故現場における迅速な空撮を行い、交通規制に要する時間の短縮を図るとともに、迅速かつ的確な事故捜査を実現する。
- 交通事故から県民を守るため、歩道及び自転車歩行者道の整備、交差点改良などを進める。
- 犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、見舞金を給付するとともに、被害発生直後から被害者等に寄り添った支援をコーディネートする。

⑥ 持続可能な中山間地域等形成プログラム

- JR在来線の維持・確保を図るため、各種統計データやパーソントリップ調査の結果を分析し、実効性のある利用促進策を立案するとともに、鉄道利用の機運醸成や新たな利用者の獲得につなげるキャンペーン事業を実施する。
- 小さな拠点形成に取り組む市町村に対する支援を行うため、地域運営組織が実施する地域の拠点性を高める取組やその活動拠点施設の整備等を支援するとともに、モデル事業の成果を他地域に横展開するための情報発信を行う。
- 地域資源をテーマにしたセミナーの開催や、ワーケーションを推進する市町村の支援と二地域居住等のプログラム造成等を行い、移住・定住ルートの拡大を図

るとともに、首都圏等で移住相談窓口の設置や、移住検討段階に沿った戦略的な情報発信等を展開する。

- 農作物等の鳥獣被害防止対策については、市町村や専門家等と連携しながら、農作物被害のさらなる軽減に向け、その実態把握に努めるとともに、人と鳥獣の「すみ分け対策」の強化を図るなど、効果的な取組を推進する。
- 農山漁村の振興については、農家民宿や直売所などの地域資源の活用や、地域の魅力を創出する人材の育成、特産物の開発などの取組を通じて、農山漁村地域への誘客及び地域内需要の拡大を推進する。

また、中山間地域等直接支払制度等を活用して荒廃農地（耕作放棄地）の発生抑制に取り組む。

- 中山間地域等の生活の中心となる拠点的地域の機能強化や「おかやま元気！集落」をはじめとした集落機能の維持・強化に取り組む地域を支援するため、「おかやまスタンダード」による、効果的・効率的な道路整備を推進し、すれ違いが困難な箇所や見通しの悪い交通難所を改善する。

⑦ 快適な環境保全プログラム

- 本県の環境に関する総合的かつ長期的な目標、施策の大綱である「岡山県環境基本計画(エコビジョン2040)」に基づき、健全で恵み豊かな環境を次代に継承していくため、県民、事業者、行政等あらゆる主体が一体となり、計画の推進に取り組む。
- 生活の基盤となる河川・湖沼等の水質や大気、土壌等の環境保全とともに、脱炭素社会の実現を目指す地球温暖化対策、循環型社会の形成、本県の豊かな自然の保護について、関連する各種計画などに基づき必要な対策を講じることにより、安心して快適な生活環境の保全を推進する。
- 美しい水環境や生態系に配慮する「自然を生かした川づくり」を通して、豊か

で健全な生活環境を築くことを目的に、多自然川づくりに努めるとともに、地域の人々が川にふれあい親しみを持つことができるよう、地域ニーズを踏まえた河川整備を行う。

- 脱炭素社会実現に向けた更なる機運醸成のため、市町村間の連携強化や事業者の行動変容の促進、県民への省エネ設備導入支援などを推進するとともに、適応に関する啓発事業を通じ県民の意識醸成を図り、これまで注力してきた「緩和策」に加え、気候変動の影響に対処する「適応策」も併せた両面の対策を進める。
- 航空法等に基づき、岡山桃太郎空港及び岡南飛行場に係る「空港脱炭素化推進計画」を策定する。
- 利用シーンに合わせたEVの活用方法を県民に分かりやすく発信したり、軽EV導入補助を行う市町村を支援したりすることでEVの導入を促すとともに、EV等を安心して利用できる環境の整備に向けて、充電設備の設置を支援するなど、EVシフトに対応した産業と地域の実現に向けた取組を進める。
- 2050年カーボンニュートラルの実現を見据えて、警察車両から排出されるCO₂の削減を図るため、EV車両を3台試験導入するとともに、拠点施設に充電設備を5式設置する。
- 国内で年間522万トン発生すると推計される食品ロスについては、家庭系食品ロスの削減に向けた県民意識の高揚を図る啓発を強化するとともに、食品事業者とフードバンクとをつなぐマッチングシステムの利用拡大により事業系食品ロスの削減を推進するほか、県民の実践行動を促すキャンペーンの実施や小学生のチャレンジコンテストを通じ、家庭や地域における削減の輪を広げる取組を推進する。
- 放置艇により、岸壁・水域等の私物化、無秩序化が進行し、水辺空間の適正利用に問題があることから、放置艇所有者の

把握調査とともに、地区毎の実情等を踏まえ、収容能力の向上、規制の強化など、実効性の高い放置艇対策を実施する。

- 県内全域における海ごみの発生抑制及び回収・処理を促進するため、地域における用排水路等の効率的なごみの回収活動等のモデルづくりに取り組むとともに、清掃ボランティア活動の円滑化・活発化を目的とした回収後のごみの運搬・処理等の枠組みを構築し、運用する。また、ごみ回収ロボットのアイデアコンテストを開催するとともに、県内各団体の活動の活性化等を目的にフォーラムを開催する。併せて、プラスチック製品の代替素材への切り替えなど、ワンウェイプラスチック削減キャンペーンの展開を通じ、3Rに関する県民及び事業者の意識改革と実践行動を促進する。
- 児島湖流域における生活環境の改善と水質保全を継続的に実施していくため、下水道施設の老朽化対策や耐震化を計画的に推進する。
- 花粉の飛散の低減に向けた取組の加速については、木材の利用期を迎えている人工林の伐採と併せて、伐採跡地での少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えを促進するとともに、苗木の相互融通など広域連携による花粉発生源対策を加速する。
- 快適な森林環境の創出については、経営管理が行われていない人工林を管理コストの低い針広混交林等へ誘導し、森林の公益的機能を確認する。また、県民参加による森づくりの推進については、里山林・都市近郊林の整備を行い、身近な森を利用した森林環境教育活動等を推進する。
- 環境保全型農林水産業の推進については、国のみどりの食料システム戦略も踏まえ、おかやま有機無農薬農産物などの生産拡大や農産物の安全性の確保につながる国際水準GAP等の導入の推進など、環境保全型農業への取組を一層拡大する。
- 空き家対策については、市町村空き家

対策モデル地区事業の実施により得られた成果等を効果的に各地へ普及させていくため、市町村からの要請に基づき、空き家利活用に向けた体制づくりの構築等に向け、県が地域へコーディネーターを派遣するとともに、建築士等の専門家を派遣し、市町村の取組を支援する。加えて、地域で取り組む空き家の利活用に対して補助する市町村へ助成する。また、老朽危険空き家の除却工事の補助等を行う市町村へ助成し、老朽危険空き家の除却を進め、地域の生活環境の保全や景観の向上を図る。

- 全国植樹祭については、令和6(2024)年の本県での開催に向け、関係団体と連携しながら、植樹祭が県民の緑化意識の醸成はもとより、本県の魅力の発信に繋がる行事となるよう準備を進める。

⑧ 生きがい・元気づくり支援プログラム

- 文化の振興に関する長期的視点に立った本県文化行政の方向性を示す「おかやま文化振興ビジョン」に基づき、地域固有の文化資源を生かした活動や、新たな創造活動の活性化を図り、文化を核とした、楽しみ、感動できる環境づくりを推進するとともに、子どもや若者など将来の地域文化の担い手の育成や、国内外の第一線で活躍が期待できる若手芸術家の支援等を通じ、本県文化の底上げを図る。
- スポーツの力で人生を楽しく健康で暮らせる「スポーツ立県おかやま」の実現に向けた各種施策を総合的・計画的に実施する「岡山県スポーツ推進計画」に基づき、県民誰もが生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参加できる機会を創出するとともに、世界大会や国内トップレベルの大会でも活躍できるトップアスリートや指導者の育成・強化を図る。
- 国内外のアーティストを招へいして行う滞在制作や、アートイベントを企画・運営できるアートマネジメント人材の育

成等により、文化の力を活用した地域の活性化を図るとともに、芸術家や文化団体等の活動を支援することにより本県文化の底上げを図る。

- 県民がスポーツを身近に感じることのできる場を創出するため、県内トップクラブチームの応援・交流機会を提供するとともに、観戦機会が少ない県民にもトップレベルの試合を楽しめる環境を整えるほか、各スポーツの競技力向上に向けて競技の普及や競技者の確保、ジュニア世代の育成・強化に取り組むとともに、関連中央団体と連携強化を図り、本県の選手育成体制を構築する。
 - 令和7（2025）年の西日本で初開催となる第79回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会を確実に成功させ、大会を通じて本県の魅力を全国に発信できるよう、開催市と連携しながら準備を進め、本県選手の活躍に向けた選手育成・強化を図るとともに、県民の冬季スポーツに参加する機会を創出して機運を醸成する。
 - 県管理の道路、河川、海岸及び公園の一定区間を養子（アダプト）とみなして、清掃や美化活動を行う地域住民等の団体を募集し、活動を支援する。
 - 生涯学習活動を支援する環境づくりに向け、県生涯学習センターを中心に、公民館、企業、NPOなど、多様な主体との連携・協働を進めるとともに、県立図書館と市町村立図書館の連携を図り、県民の読書の機会の充実等を図る。
 - ウクライナから避難された方が、県営住宅へ居住する際の設備点検や生活備品の整備、入居後に就労等により、民間住宅へ転居する場合における費用の助成のほか、モバイルルーターや自動翻訳機の貸与等の支援を行う。
- ⑨ **情報発信力強化プログラム**
- 観光誘客や県産品の認知度向上、移住・定住促進の後押しとなるよう、動画制作やSNSでの発信、PR専門会社を活用

した首都圏等のメディアへの取材誘致を行うとともに、SNS等に発信された情報を収集・分析するなど、ソーシャルメディアの更なる活用に取り組む。

- 首都圏における本県の認知度の向上やブランドイメージの確立に向け、首都圏アンテナショップを拠点として、県産品販売や観光情報の提供、プロモーションの実施など、本県の多様な魅力を効果的に発信する。
- 令和5年4月に倉敷市で開催される労働雇用大臣会合にあたり、国や倉敷市等と連携し、円滑な実施に向けた支援やおもてなし、本県の魅力発信や県民の機運醸成などを行う。

3. 令和5年度当初予算額一覧表

1. 令和5年度当初予算会計別予算額

(単位 千円)

| 会 計 名 | 予 算 額 |
|---------------------------|----------------------|
| 一 般 会 計 | 802,172,833 |
| 特 別 会 計 | |
| 岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 | 104,509 |
| 岡山県国民健康保険事業特別会計 | 173,559,181 |
| 岡山県営食肉地方卸売市場特別会計 | 1,781,947 |
| 岡山県造林事業等特別会計 | 33,678,055 |
| 岡山県林業改善資金貸付金特別会計 | 749,294 |
| 岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計 | 156,298 |
| 岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計 | 859,079 |
| 岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計 | 377,651 |
| 岡山県公共用地等取得事業特別会計 | 1,400,000 |
| 岡山県後楽園特別会計 | 288,880 |
| 岡山県港湾整備事業特別会計 | 2,647,323 |
| 岡山県収入証紙等特別会計 | 4,451,670 |
| 岡山県用品調達特別会計 | 342,661 |
| 岡山県公債管理特別会計 | 170,398,783 |
| 計 | 390,795,331 |
| 企 業 会 計 | |
| 岡山県営電気事業会計 | 3,508,864 |
| 岡山県営工業用水道事業会計 | 5,480,612 |
| 岡山県流域下水道事業会計 | 9,219,384 |
| 計 | 18,208,860 |
| 合 計 | 1,211,177,024 |

2. 令和5年度当初一般会計予算

(1) 歳入予算額

(単位 千円)

| 款 | 項 | 金額 | 款 | 項 | 金額 |
|-----------|--------------------|--------------------|----------------|--------------|--------------------|
| 1 | 県 税 | 270,846,265 | 1 | 財産運用収入 | 869,639 |
| 1 | 県民税 | 62,235,440 | 2 | 財産売払収入 | 522,274 |
| 2 | 事業税 | 56,394,714 | 11 | 寄 附 金 | 74,185 |
| 3 | 地方消費税 | 98,384,349 | 1 | 寄 附 金 | 74,185 |
| 4 | 不動産取得税 | 4,288,325 | 12 | 繰 入 金 | 35,034,776 |
| 5 | 県たばこ税 | 1,926,733 | 1 | 特別会計繰入金 | 1,418,354 |
| 6 | ゴルフ場利用税 | 672,413 | 2 | 基金繰入金 | 33,613,922 |
| 7 | 軽油引取税 | 19,405,822 | 3 | 企業会計繰入金 | 2,500 |
| 8 | 自動車税 | 27,038,552 | 13 | 諸 収 入 | 11,073,399 |
| 9 | 鉱 区 税 | 10,605 | 1 | 延滞金、加算金及び過料等 | 208,143 |
| 10 | 狩 猟 税 | 16,101 | 2 | 県預金利子 | 6,539 |
| 11 | 産業廃棄物処理税 | 472,908 | 3 | 貸付金元利収入 | 133,324 |
| 12 | 旧法による税 | 303 | 4 | 受託事業収入 | 2,264,932 |
| 2 | 地方消費税清算金 | 93,962,199 | 5 | 収益事業収入 | 2,960,861 |
| 1 | 地方消費税清算金 | 93,962,199 | 6 | 利子割精算金収入 | 100 |
| 3 | 地方譲与税 | 35,780,606 | 7 | 雑 入 | 5,499,500 |
| 1 | 特別法人事業譲与税 | 32,979,766 | 14 | 県 債 | 58,608,000 |
| 2 | 地方揮発油譲与税 | 2,264,830 | 1 | 県 債 | 58,608,000 |
| 3 | 石油ガス譲与税 | 78,172 | | | |
| 4 | 自動車重量譲与税 | 273,961 | | | |
| 5 | 森林環境譲与税 | 118,359 | | | |
| 6 | 航空機燃料譲与税 | 65,518 | | | |
| 4 | 地方特例交付金 | 1,100,000 | | | |
| 1 | 地方特例交付金 | 1,100,000 | | | |
| 5 | 地方交付税 | 170,700,000 | | | |
| 1 | 地方交付税 | 170,700,000 | | | |
| 6 | 交通安全対策特別交付金 | 310,000 | | | |
| 1 | 交通安全対策特別交付金 | 310,000 | | | |
| 7 | 分担金及び負担金 | 4,012,362 | | | |
| 1 | 負 担 金 | 4,012,362 | | | |
| 8 | 使用料及び手数料 | 9,264,131 | | | |
| 1 | 使 用 料 | 6,337,016 | | | |
| 2 | 手 数 料 | 2,927,115 | | | |
| 9 | 国庫支出金 | 110,014,997 | | | |
| 1 | 国庫負担金 | 30,410,229 | | | |
| 2 | 国庫補助金 | 78,804,425 | | | |
| 3 | 委 託 金 | 800,343 | | | |
| 10 | 財産収入 | 1,391,913 | | | |
| | | | 歳 入 合 計 | | 802,172,833 |

(2) 歳出予算額

(単位 千円)

| 款 | 項 | 金額 | 款 | 項 | 金額 |
|----------|--------------------|--------------------|----------------|-----------------------|--------------------|
| 1 | 議 会 費 | 1,561,484 | 1 | 土 木 管 理 費 | 6,734,555 |
| 1 | 議 会 費 | 1,561,484 | 2 | 道 路 橋 り よ う 費 | 29,876,828 |
| 2 | 総 務 費 | 48,277,501 | 3 | 河 川 海 岸 費 | 19,685,006 |
| 1 | 総 務 管 理 費 | 23,993,328 | 4 | 港 湾 費 | 5,252,451 |
| 2 | 企 画 費 | 4,130,628 | 5 | 都 市 計 画 費 | 2,165,207 |
| 3 | 地 方 振 興 費 | 2,905,021 | 6 | 住 宅 費 | 1,256,900 |
| 4 | 徴 税 費 | 8,384,563 | 9 | 警 察 費 | 48,740,376 |
| 5 | 市 町 村 振 興 費 | 984,374 | 1 | 警 察 管 理 費 | 47,810,395 |
| 6 | 選 挙 費 | 838,226 | 2 | 警 察 活 動 費 | 929,981 |
| 7 | 統 計 調 査 費 | 396,188 | 10 | 教 育 費 | 141,432,699 |
| 8 | 県 民 生 活 費 | 1,669,745 | 1 | 教 育 総 務 費 | 26,270,226 |
| 9 | 防 災 費 | 1,379,325 | 2 | 小 学 校 費 | 37,957,712 |
| 10 | 環 境 費 | 3,279,504 | 3 | 中 学 校 費 | 21,396,301 |
| 11 | 人 事 委 員 会 費 | 146,201 | 4 | 高 等 学 校 費 | 36,932,940 |
| 12 | 監 査 委 員 費 | 170,398 | 5 | 特 別 支 援 学 校 費 | 13,289,753 |
| 3 | 民 生 費 | 120,495,624 | 6 | 大 学 費 | 2,204,336 |
| 1 | 社 会 福 祉 費 | 95,121,179 | 7 | 社 会 教 育 費 | 2,387,285 |
| 2 | 児 童 福 祉 費 | 24,367,529 | 8 | 保 健 体 育 費 | 994,146 |
| 3 | 生 活 保 護 費 | 1,002,732 | 11 | 災 害 復 旧 費 | 4,345,618 |
| 4 | 災 害 救 助 費 | 4,184 | 1 | 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 | 1,609,149 |
| 4 | 衛 生 費 | 63,816,121 | 2 | 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 | 2,736,469 |
| 1 | 公 衆 衛 生 費 | 51,516,383 | 12 | 公 債 費 | 99,086,316 |
| 2 | 環 境 衛 生 費 | 1,929,652 | 1 | 公 債 費 | 99,086,316 |
| 3 | 保 健 所 費 | 1,892,335 | 13 | 諸 支 出 金 | 157,098,205 |
| 4 | 医 薬 費 | 8,477,751 | 1 | 地 方 消 費 税 清 算 金 | 94,321,662 |
| 5 | 労 働 費 | 1,458,277 | 2 | 個 人 県 民 税 所 得 割 交 付 金 | 164,598 |
| 1 | 労 政 費 | 482,957 | 3 | 利 子 割 交 付 金 | 105,749 |
| 2 | 職 業 訓 練 費 | 862,261 | 4 | 配 当 割 交 付 金 | 1,993,621 |
| 3 | 労 働 委 員 会 費 | 113,059 | 5 | 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 1,366,691 |
| 6 | 農 林 水 産 業 費 | 37,924,492 | 6 | 法 人 事 業 税 交 付 金 | 4,227,887 |
| 1 | 農 業 費 | 10,784,444 | 7 | 地 方 消 費 税 交 付 金 | 47,691,610 |
| 2 | 畜 産 業 費 | 3,498,617 | 8 | ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | 471,391 |
| 3 | 農 地 費 | 15,000,930 | 9 | 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 100 |
| 4 | 林 業 費 | 7,676,100 | 10 | 環 境 性 能 割 交 付 金 | 789,417 |
| 5 | 水 産 業 費 | 964,401 | 11 | 軽 油 引 取 税 交 付 金 | 5,833,680 |
| 7 | 商 工 費 | 12,765,173 | 12 | 利 子 割 精 算 金 | 100 |
| 1 | 商 業 費 | 551,442 | 13 | 産 業 廃 棄 物 処 理 税 交 付 金 | 131,699 |
| 2 | 工 鉦 業 費 | 11,499,324 | 14 | 予 備 費 | 200,000 |
| 3 | 観 光 費 | 714,407 | 1 | 予 備 費 | 200,000 |
| 8 | 土 木 費 | 64,970,947 | 歳 出 合 計 | 802,172,833 | |

(3) 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------------------------------|-----------------|--|
| 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（令和5年度発行分） | 令和5年度から令和15年度まで | 共同発行団体による共同発行の総額から岡山県の負担額を除いた額及びこれに対する利子相当額 |
| 自動車税種別割定期課税業務委託 | 令和5年度から令和6年度まで | 25,007千円 |
| 高度防災情報ネットワーク整備実施設計業務 | 令和6年度 | 189,342千円 |
| 水島港湾事務所庁舎建替整備事業 | 令和6年度 | 691,200千円 |
| 旧閑谷学校講堂耐震診断 | 令和6年度から令和7年度まで | 22,528千円 |
| 岡山桃太郎空港警務・消防・鳥獣駆除業務委託 | 令和6年度から令和7年度まで | 301,062千円 |
| 県立美術館事業費 | 令和6年度 | 1,349千円 |
| 全国植樹祭開催準備事業費 | 令和6年度 | 217,000千円 |
| 岡山県立美術館管理運営委託 | 令和6年度から令和9年度まで | 559,430千円 |
| 介護支援専門員研修事業 | 令和6年度 | 4,112千円 |
| 岡山県拠点工場化等投資促進補助金 | 令和6年度から令和9年度まで | 400,000千円 |
| 大型投資・拠点化促進補助金 | 令和6年度から令和9年度まで | 1,522,328千円 |
| 人材育成訓練費 | 令和5年度から令和8年度まで | 250,287千円 |
| 職業能力開発校事業費 | 令和5年度から令和6年度まで | 10,886千円 |
| 金融機関に対する利子補助金 | 令和5年度から令和21年度まで | 令和5年度において、金融機関が岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき、中小企業者に融資した各資金の融資総額265,000,000千円の残高に対し、岡山県中小企業特別対策資金利子補助金交付要綱の規定による年率1.06%以内の利子補助金額 |
| 岡山県信用保証協会に対する保証料補助金 | 令和5年度から令和21年度まで | 令和5年度において、金融機関が岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき、中小企業者に融資した各資金の融資総額265,000,000千円の残高に対し、岡山県中小企業特別対策資金保証料補助金交付要綱の規定による年率1.7%以内の保証料補助金額 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|-----------------|---|
| 公益財団法人岡山県産業振興財団に対する割賦損料補助金 | 令和5年度から令和11年度まで | 令和5年度において、公益財団法人岡山県産業振興財団が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）及び岡山県新規創業・経営活力増進設備貸与資金貸付要綱に基づき、設備貸与した総額200,000千円の残額に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止設備等導入促進支援事業による年率1.04%以内の割賦損料補助金 |
| 職業能力開発校運営費 | 令和5年度から令和6年度まで | 3,569千円 |
| 県産品競争力強化支援事業費 | 令和5年度から令和10年度まで | 413,470千円 |
| 治山事業費（復旧治山）大佐小阪部地区復旧治山工事 | 令和6年度 | 17,000千円 |
| 治山事業費（復旧治山）大町地区復旧治山工事 | 令和6年度 | 39,000千円 |
| 治山事業費（緊急予防治山）稲蒔（高田）地区緊急予防治山工事 | 令和6年度 | 18,000千円 |
| 治山事業費（緊急予防治山）建部町中田地区緊急予防治山工事 | 令和6年度 | 19,000千円 |
| 治山事業費（緊急予防治山）玉川町玉地区緊急予防治山工事 | 令和6年度 | 7,000千円 |
| 治山事業費（緊急予防治山）上市地区緊急予防治山工事 | 令和6年度 | 17,000千円 |
| 治山事業費（緊急予防治山）加茂町公郷地区緊急予防治山工事 | 令和6年度 | 14,000千円 |
| 治山事業費（緊急予防治山）加茂町原口地区緊急予防治山工事 | 令和6年度 | 16,000千円 |
| 治山事業費（緊急予防治山）加茂町塔中地区緊急予防治山工事 | 令和6年度 | 21,000千円 |
| 治山事業費（緊急予防治山）田原地区緊急予防治山工事 | 令和6年度 | 16,000千円 |
| 治山事業費（緊急機能強化・老朽化対策）林（市場）地区緊急機能強化・老朽化対策工事 | 令和6年度 | 15,000千円 |
| 治山事業費（農山漁村地域整備交付金）御津中牧地区予防治山工事 | 令和6年度 | 19,000千円 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------------------------------------|--------------------|-----------|
| 治山事業費（農山漁村地域整備交付金）由津里（塚坂）地区予防治山工事 | 令和6年度 | 12,000千円 |
| 治山事業費（農山漁村地域整備交付金）下加茂地区予防治山工事 | 令和6年度 | 28,000千円 |
| 治山事業費（農山漁村地域整備交付金）芳井町下鳴地区予防治山工事 | 令和6年度 | 14,000千円 |
| 治山事業費（農山漁村地域整備交付金）大佐田治部地区予防治山工事 | 令和6年度 | 16,000千円 |
| 治山事業費（農山漁村地域整備交付金）坂本地区予防治山工事 | 令和6年度 | 19,000千円 |
| 治山事業費（農山漁村地域整備交付金）内田地区予防治山工事 | 令和6年度 | 16,000千円 |
| 治山事業費（農山漁村地域整備交付金）東三成地区予防治山工事 | 令和6年度 | 24,000千円 |
| 治山事業費（農山漁村地域整備交付金）豊栄地区予防治山工事 | 令和6年度 | 35,000千円 |
| 治山事業費（農山漁村地域整備交付金）本庄地区予防治山工事 | 令和6年度 | 19,000千円 |
| 治山事業費（農山漁村地域整備交付金）月田地区予防治山工事 | 令和6年度 | 19,000千円 |
| 治山事業費（農山漁村地域整備交付金）若代地区予防治山工事 | 令和6年度 | 16,000千円 |
| 治山事業費（農山漁村地域整備交付金）家ノ上へ地区予防治山工事 | 令和6年度 | 13,000千円 |
| 農村整備事業（農道・集落道整備）吉備高原地区福谷橋耐震補強（上部工）工事 | 令和6年度 | 45,000千円 |
| 農村地域防災減災事業（農道防災対策）児島湾第1地区新倉敷橋耐震補強工事 | 令和6年度から 令和7年度まで | 272,000千円 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|---------------------|---|
| 農業近代化資金利子補給金 | 令和6年度から 令和21年度まで | 令和5年度農業近代化資金貸付金総額2,000,000千円を 限度として、令和6年度から15ヵ年以内の貸付期間中の 融資残高に対し、年率2.0%以内の利子補給相当額 |
| 岡山県農業振興資金利子補給補助金 | 令和6年度から 令和16年度まで | 令和5年度貸付金総額200,000千円を限度として、令和 6年度から10ヵ年以内の貸付期間中の融資残高に対し、 市町村が融資機関に利子補給を行うに要する経費のうち 年率0.275%以内の利子補給補助相当額 |
| 防衛施設周辺障害防止事業奈義 地区大谷池堤体工事 | 令和6年度から 令和7年度まで | 459,000千円 |
| 農村地域防災減災事業（地震た め池）長船地区大池堤体工事 | 令和6年度 | 106,000千円 |
| 農村地域防災減災事業（ため池 整備）長谷池地区堤体工事 | 令和6年度から 令和7年度まで | 237,500千円 |
| 農村地域防災減災事業（ため池 整備）真備別所池地区堤体工事 | 令和6年度 | 146,000千円 |
| 農村地域防災減災事業（用排水 施設整備）北川第1地区除塵機 製作据付工事 | 令和6年度 | 48,000千円 |
| 農業水路等長寿命化・防災減災 事業（水位計等設置）新庄2期 地区樋門整備工事 | 令和6年度 | 40,000千円 |
| 水利施設等保全高度化事業（基 幹水利施設ストックマネジメン ト事業）南六間川左岸地区機場 改修工事 | 令和6年度 | 13,000千円 |
| 水利施設等保全高度化事業（基 幹水利施設ストックマネジメン ト事業）上南地区排水機整備工 事 | 令和6年度から 令和7年度まで | 300,000千円 |
| 水利施設等保全高度化事業（基 幹水利施設ストックマネジメン ト事業）高塚地区除塵機整備工 事 | 令和6年度 | 20,000千円 |
| 水利施設等保全高度化事業（基 幹水利施設ストックマネジメン ト事業）浦安大型地区排水機整 備工事 | 令和6年度から 令和7年度まで | 370,000千円 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|--------------------|-----------|
| 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）浦安大型地区機場改修工事 | 令和6年度 | 150,000千円 |
| 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）明治ダム地区水管理制御設備更新工事 | 令和6年度 | 160,000千円 |
| 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）黒谷ダム2期地区網場設備更新工事 | 令和6年度 | 30,000千円 |
| 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）秋芳川第三地区排水機整備工事 | 令和6年度から 令和7年度まで | 750,000千円 |
| 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）芥南地区排水機整備工事 | 令和6年度から 令和7年度まで | 367,000千円 |
| 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）芥南地区除塵設備整備工事 | 令和6年度 | 100,000千円 |
| 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）東六間川1期地区東六間川改修（その1）工事 | 令和6年度 | 90,000千円 |
| 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）東六間川1期地区東六間川改修（その2）工事 | 令和6年度 | 90,000千円 |
| 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）泉屋地区揚排水機整備工事 | 令和6年度から 令和7年度まで | 195,000千円 |
| 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）西岡沖地区排水機整備工事 | 令和6年度 | 166,000千円 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|-------|----------|
| 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）里見地区排水機整備工事 | 令和6年度 | 96,000千円 |
| 水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）大佐ダム地区小水力発電設備基礎工事 | 令和6年度 | 39,000千円 |
| 農業競争力強化農地整備事業（経営体育成基盤整備事業）斎富・南方地区第5工区区画整理工事 | 令和6年度 | 30,000千円 |
| 農業競争力強化農地整備事業（経営体育成基盤整備事業）斎富・南方地区第1工区暗渠排水工事 | 令和6年度 | 45,000千円 |
| 農業競争力強化農地整備事業（経営体育成基盤整備事業）斎富・南方地区揚水ポンプ整備工事 | 令和6年度 | 50,000千円 |
| 農業水路等長寿命化・防災減災事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）黒木ダム2期第一地区取水設備更新工事 | 令和6年度 | 75,540千円 |
| 農業水路等長寿命化・防災減災事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）黒木ダム2期第一地区水管理制御設備更新工事 | 令和6年度 | 14,460千円 |
| 農業水路等長寿命化・防災減災事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）大佐ダム2期地区表面取水ゲート等整備補修工事 | 令和6年度 | 89,300千円 |
| 農業水路等長寿命化・防災減災事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）牛窓地区白茅揚水機整備工事 | 令和6年度 | 17,000千円 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|-------|----------|
| 農業水路等長寿命化・防災減災事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）牛窓地区千手揚水機整備工事 | 令和6年度 | 67,500千円 |
| 農業水路等長寿命化・防災減災事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）大井手地区用水樋門整備工事 | 令和6年度 | 25,000千円 |
| 農業水路等長寿命化・防災減災事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）邑久第2地区黒井・虫明揚水機整備工事 | 令和6年度 | 24,600千円 |
| 農業水路等長寿命化・防災減災事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）邑久第2地区奥山池揚水機整備工事 | 令和6年度 | 8,000千円 |
| 農業水路等長寿命化・防災減災事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）邑久第2地区中峠揚水機整備工事 | 令和6年度 | 9,000千円 |
| 農業水路等長寿命化・防災減災事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）邑久第2地区渡内1号揚水機整備工事 | 令和6年度 | 9,000千円 |
| 農業水路等長寿命化・防災減災事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）邑久第2地区福谷ファームポンド畑かん施設整備工事 | 令和6年度 | 11,000千円 |
| 農業水路等長寿命化・防災減災事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）邑久第2地区竜王山配水槽畑かん施設整備工事 | 令和6年度 | 15,000千円 |
| 農業水路等長寿命化・防災減災事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）邑久第2地区黒井配水槽畑かん施設整備工事 | 令和6年度 | 9,000千円 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|-----------------|--|
| 農業水路等長寿命化・防災減災事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業） 邑久第2地区中峠配水槽畑かん施設整備工事 | 令和6年度 | 15,000千円 |
| 農業水路等長寿命化・防災減災事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業） 加茂川合同堰地区電気設備更新工事 | 令和6年度 | 49,000千円 |
| 農業水路等長寿命化・防災減災事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業） 香々美ダム4期地区ホロージェットバルブ整備工事 | 令和6年度 | 60,000千円 |
| 小規模ため池補強事業元利償還助成金 | 令和6年度から令和24年度まで | 株式会社日本政策金融公庫から小規模ため池補強事業に要する経費を借り入れた者に対して、令和5年度総事業費406,568千円の10分の5相当額を限度として、令和6年度から18ヵ年以内の借入期間中、年率3.5%以内で計算した元利均等償還相当額 |
| 農山漁村地域整備交付金（基幹水利施設ストックマネジメント事業） 勝英第五地区西原ダム放流制御設備工事 | 令和6年度 | 175,000千円 |
| 農山漁村地域整備交付金（基幹水利施設ストックマネジメント事業） 幸田2期地区電気設備更新（その1）工事 | 令和6年度 | 30,000千円 |
| 農山漁村地域整備交付金（基幹水利施設ストックマネジメント事業） 幸田2期地区電気設備更新（その2）工事 | 令和6年度 | 30,000千円 |
| 土地改良関係施設機能維持対策事業 児島湾地区児島湾締切堤防受配電設備修繕工事 | 令和6年度 | 10,000千円 |
| 土地改良関係施設機能維持対策事業 吉井川地区機側操作盤更新工事 | 令和6年度 | 75,000千円 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|------------------------------------|---------------------|--|
| 漁業近代化資金利子補給金 | 令和6年度から 令和26年度まで | 令和5年度漁業近代化資金貸付金総額500,000千円を限度として、令和6年度から20ヵ年以内（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第113条の規定により読み替えて適用される場合は、読み替え後の期限）の貸付期間中の融資残高に対し、県が融資機関との間に締結した利子補給契約の規定により年率2.0%以内の利子補給相当額 |
| 農山漁村地域整備交付金（中山間地域総合整備事業）備前地区井田水路工事 | 令和6年度 | 50,000千円 |
| 家畜疾病経営維持資金利子補給金 | 令和5年度から 令和12年度まで | 養鶏経営者で令和5年度において、融資機関から家畜疾病経営維持資金を借り入れた者に対し、貸付金総額400,000千円を限度として、借り入れた日から7ヵ年以内の貸付期間中の融資残高に対し、年率2.0%以内の利子補給相当額 |
| 平成30年7月豪雨災害復興住宅建設資金等利子補給補助金 | 令和5年度から 令和15年度まで | 平成30年7月豪雨により住宅に被害を受け、住宅金融支援機構等の金融機関から災害復興住宅融資等の借入を受けた者に利子を補給する市町村に対し、融資総額554,400千円を限度として、年率2.12%以内で支出される利子補給金の2分の1相当額 |
| 岡山県土地開発公社の借入金に対する債務保証 | 令和5年度 | 岡山県土地開発公社が金融機関から35,000,000千円を限度として、借り入れる資金及び利息（年率8.5%以内）相当額の合計額 |
| 岡山県土地開発公社が保有する公共用地の取得費 | 令和6年度から 令和9年度まで | 令和5年度末までに岡山県土地開発公社が岡山県の依頼に基づき取得・管理する用地の取得費用15,000,000千円と岡山県土地開発公社が負担した管理費用及びそれらに対する利子相当額の合計額 |
| 道路の巡回及び維持補修作業委託 | 令和6年度 | 1,315,358千円 |
| 道路整備事業（主）新見川上線歩道整備事業 | 令和6年度 | 20,000千円 |
| 地方道路整備事業（国）179号交差点改良工事 | 令和6年度 | 100,000千円 |
| 地方道路整備事業（主）飯井宿線交差点改良工事 | 令和6年度 | 50,000千円 |
| 地方道路整備事業（主）飯井宿線交差点改良工事 | 令和6年度 | 200,000千円 |
| 地方道路整備事業（国）179号トンネル設備工事 | 令和6年度 | 60,000千円 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------------------------------|----------------|-------------|
| 地方特定道路整備事業（主）備前牛窓線交差点改良工事 | 令和6年度 | 20,000千円 |
| えん堤改良事業旭川ダムダムメンテナンス工事 | 令和6年度 | 129,600千円 |
| えん堤改良事業河本ダムダムメンテナンス工事 | 令和6年度 | 125,000千円 |
| えん堤改良事業河平ダムダムメンテナンス工事 | 令和6年度 | 141,000千円 |
| 河川改修事業（一）砂川大規模特定河川工事 | 令和6年度 | 210,000千円 |
| えん堤改良事業三室川ダムダムメンテナンス工事 | 令和6年度 | 110,000千円 |
| 河川改修事業（二）笹ヶ瀬川大規模特定河川工事 | 令和6年度 | 80,000千円 |
| 河川改修事業（一）旭川大規模特定河川工事 | 令和6年度 | 30,000千円 |
| 河川改修事業（二）六間川大規模特定河川工事 | 令和6年度 | 20,000千円 |
| 河川改修事業（一）林田川大規模特定河川工事 | 令和6年度 | 100,000千円 |
| 河川改修事業（一）林田川大規模特定河川工事 | 令和6年度から令和7年度まで | 500,000千円 |
| 河川改修事業（一）備中川大規模特定河川工事 | 令和6年度 | 40,000千円 |
| 河川改修事業（一）滝川大規模特定河川工事 | 令和6年度 | 40,000千円 |
| 河川改修事業（二）幸崎川（幸崎川排水機場）河川メンテナンス工事 | 令和6年度 | 120,000千円 |
| 河川改修事業（二）里見川（昭和水門）河川メンテナンス工事 | 令和6年度から令和7年度まで | 182,000千円 |
| 河川改修事業（二）溜川（溜川排水機場）河川メンテナンス工事 | 令和6年度から令和7年度まで | 280,000千円 |
| 河川激甚災害対策特別緊急事業（一）砂川改修工事 | 令和6年度 | 1,020,000千円 |
| 河川激甚災害対策特別緊急事業（一）砂川改修工事 | 令和6年度 | 120,000千円 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------------------|--------------------|-----------|
| 河川激甚災害対策特別緊急事業 （一）砂川改修工事 | 令和6年度 | 120,000千円 |
| 河川激甚災害対策特別緊急事業 （一）砂川改修工事 | 令和6年度 | 120,000千円 |
| 河川激甚災害対策特別緊急事業 （一）砂川改修工事 | 令和6年度 | 120,000千円 |
| 河川改修事業（一）高梁川改修 工事 | 令和6年度 | 350,000千円 |
| 河川改修事業（二）倉敷川改修 工事 | 令和6年度 | 80,000千円 |
| 河川改修事業（一）千町川改修 工事 | 令和6年度 | 110,000千円 |
| 河川改修事業（一）千田川改修 工事 | 令和6年度 | 100,000千円 |
| 河川改修事業（一）千田川改修 工事 | 令和6年度から 令和7年度まで | 150,000千円 |
| 河川改修事業（一）吉井川改修 工事 | 令和6年度 | 30,000千円 |
| 河川改修事業（一）砂川改修工 事 | 令和6年度 | 33,000千円 |
| 河川改修事業（二）前川改修工 事 | 令和6年度 | 30,000千円 |
| 道路整備事業地域高規格道路美 作岡山道路橋梁工事 | 令和6年度 | 50,000千円 |
| 令和5年度発生災害土木復旧事 業 | 令和5年度から 令和6年度まで | 500,000千円 |
| 砂防関係事業（砂）雄神川えん 堤工事 | 令和6年度 | 40,000千円 |
| 砂防関係事業（砂）柏部川えん 堤工事 | 令和6年度 | 50,000千円 |
| 砂防関係事業（砂）小岸谷川え ん堤工事 | 令和6年度 | 50,000千円 |
| 砂防関係事業（砂）西の谷川流 路工事 | 令和6年度 | 30,000千円 |
| 地方道路整備事業（一）服部射 越線道路改良工事 | 令和6年度 | 85,000千円 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------------------------------------|-----------------|---|
| 地方道路整備事業（主）和気笹目作東線道路改良工事 | 令和6年度 | 54,000千円 |
| 地方道路整備事業（主）上高末総社線道路改良工事 | 令和6年度 | 115,000千円 |
| 地方道路整備事業（主）箕島高松線道路改良工事 | 令和6年度 | 520,000千円 |
| 地方特定道路整備事業（主）倉敷鮑浦線道路改良工事 | 令和6年度 | 50,000千円 |
| 地方道路整備事業（主）落合建部線道路改良工事 | 令和6年度 | 50,000千円 |
| 地方特定道路整備事業（国）180号橋梁補修工事 | 令和6年度 | 70,000千円 |
| 地方特定道路整備事業（国）180号橋梁補修工事 | 令和6年度 | 70,000千円 |
| 盛土災害防止対策推進事業規制区域指定に係る調査及び規制区域指定検討業務委託 | 令和6年度 | 13,310千円 |
| 盛土災害防止対策推進事業既存盛土調査業務委託 | 令和6年度 | 41,580千円 |
| 岡山県警察職員住宅購入費 | 令和6年度から令和14年度まで | 警察共済組合岡山県支部が523,836千円を限度として借り入れる警察職員住宅建設等資金の償還金及び利息（年率1.2%以内）相当額並びに公租公課実額の合計額 |
| 県立高等学校等長寿命化事業 | 令和6年度 | 652,828千円 |
| 岡山県立図書館管理運営委託 | 令和6年度から令和9年度まで | 282,271千円 |
| 庁用自動車のリース化・管理一元化経費（新規リース車両リース料） | 令和5年度から令和15年度まで | 603,554千円 |

(4) 地 方 債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-------------------|-----------|------------------|---------|---|
| | 千円 | | | |
| 総務債 | | 債券発行（他の | 年5.5% | 据置期間を含み30ヵ年以内に償還するものとする。（償還の時期及び償還金は、借入先の融通条件に従うものとする。） ただし、県財政の都合により、据置又は償還期間中といえども、償還年限を短縮し、又は繰上償還を行い、若しくは借換を行うことができる。 |
| 県庁舎維持管理費 | 114,900 | 地方公共団体との | 以内 | |
| 県庁舎耐震化整備事業費 | 6,093,400 | 共同発行を含む。） | （ただし、利率 | |
| 公共施設老朽化対策等事業費 | 2,347,800 | 又は普通貸借の方法により、財務省 | 見直し | |
| 地方振興事業調整費 | 436,400 | その他から借り入 | 方式で | |
| 鉄道施設等整備促進事業費 | 119,600 | れるものとする。 | 借り入 | |
| 防災情報ネットワーク高度化事業費 | 80,900 | ただし、債券発 | れるも | |
| 消防行政運営費 | 45,700 | 行の種類、様式及 | のにつ | |
| 私学助成費 | 50,400 | び償還に関する細 | いて、利 | |
| 民生債 | | 目その他一切の事 | 率の見 | |
| 社会福祉施設整備事業費 | 135,800 | 項は、知事の定め | 直しを | |
| 衛生債 | | るところによる。 | 行った | |
| 岡山県精神科医療センター運営負担金 | 354,500 | 工事又は財政の | 後にお | |
| 農林水産業債 | | 都合により、起債 | いては、 | |
| 農林水産総合センター運営費 | 5,400 | 額の全部又は一部 | 当該見 | |
| 単県公共農林水産事業費 | 305,900 | を翌年度に繰延起 | 直し後 | |
| 農林水産事業推進費 | 232,500 | 債することができる。 | の利率) | |
| 国営事業負担金 | 1,120,100 | | | |
| 農業生産基盤整備事業費 | 817,700 | | | |
| 農道整備事業費 | 466,700 | | | |
| 農村総合整備対策費 | 105,700 | | | |
| 農地防災事業費 | 798,200 | | | |
| 治山事業費 | 485,600 | | | |
| 林道整備事業費 | 183,700 | | | |
| 造林補助事業費 | 17,000 | | | |
| 漁港漁場整備事業費 | 147,700 | | | |
| 治山林道災害復旧事業費（関連） | 65,100 | | | |
| 商工債 | | | | |
| 商工施策推進費 | 1,900 | | | |
| 企業誘致等対策費 | 108,600 | | | |
| 鉱業対策費 | 13,400 | | | |

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-----------------|-----------|-------|----|-------|
| | 千円 | | | |
| 土木債 | | | | |
| 中山間地域等振興特別事業費 | 405,100 | | | |
| 単県公共土木事業費 | 3,579,000 | | | |
| セーフティ・ロード推進事業費 | 62,000 | | | |
| 緊急道路環境整備事業費 | 174,000 | | | |
| 道路維持修繕費 | 787,100 | | | |
| 単県舗装補修費 | 331,000 | | | |
| 道路整備事業費 | 2,244,600 | | | |
| 地方道路整備事業費（道路） | 1,063,700 | | | |
| 地方特定道路整備事業費（道路） | 4,451,700 | | | |
| 生き生き道路整備事業費 | 999,800 | | | |
| 国直轄道路事業負担金 | 4,486,200 | | | |
| 橋りょう維持費 | 182,800 | | | |
| 河川維持修繕費 | 116,600 | | | |
| 河道内整備事業費 | 499,800 | | | |
| 河川改修事業費 | 904,400 | | | |
| えん堤整備事業費 | 100,100 | | | |
| 河川激甚災害対策特別緊急事業費 | 894,300 | | | |
| 単県河川改修事業費 | 1,962,800 | | | |
| 河川災害復旧等関連緊急事業費 | 49,300 | | | |
| 国直轄河川事業負担金 | 6,087,000 | | | |
| 砂防関係事業費 | 1,143,400 | | | |
| 建設海岸保全事業費 | 170,600 | | | |
| 港湾改修事業費 | 45,300 | | | |
| 浚渫土処理護岸建設事業費 | 592,400 | | | |
| 港湾海岸保全事業費 | 213,100 | | | |
| 国直轄港湾事業負担金 | 500,000 | | | |
| 空港運営費 | 47,700 | | | |
| 地方道路整備事業費（街路） | 76,200 | | | |
| 地方特定道路整備事業費（街路） | 62,000 | | | |
| 街路整備特別対策事業費 | 14,800 | | | |
| 岡山後楽園魅力向上事業費 | 34,900 | | | |
| 都市公園整備事業費 | 68,400 | | | |
| 県営住宅建設事業費 | 254,500 | | | |
| 警察債 | | | | |
| 交通安全施設整備事業費 | 887,800 | | | |
| 交番・駐在所建設事業費 | 304,200 | | | |
| 警察署庁舎等整備事業費 | 142,200 | | | |
| E V 車両整備事業費 | 17,500 | | | |
| 教育債 | | | | |
| 高等学校校舎等整備事業費 | 2,200,800 | | | |
| 特別支援学校校舎等整備事業費 | 113,100 | | | |
| 文化財保護保存事業費 | 800 | | | |

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--|---|-------|----|-------|
| 災害復旧債 耕地災害復旧事業費 治山林道災害復旧事業費 単県治山災害復旧事業費 漁港災害復旧事業費 単県漁港災害復旧事業費 公共災害土木復旧事業費 単県災害土木復旧事業費 | 千円 29,300 500 38,900 26,900 24,800 912,000 150,000 | | | |
| 臨時財政対策債 臨時財政対策費 | 6,500,000 | | | |

予 算 の 内 容

令和5年度当初予算において、歳出については事項の整理統合を行っているので、令和4年度当初欄の目の数値は必ずしもその目に含まれる各事項の合計とは一致しない。

[備考]

| |
|---|
| 1 |
|---|

 … 款

| |
|---|
| 1 |
|---|

 … 項

(1) …………… 目

義務 …………… 義務的経費

投資 …………… 投資的経費

一般 …………… 一般行政経費

4. 予算の内容

1. 一般会計

(1) 歳入予算の内容

令和5年度当初 (千円) 令和4年度当初 (千円)

1 県 税

270,846,265 243,496,921

令和5年度の県税収は、国の地方財政計画、景気の動向、税収の推移、主要企業に対するアンケート調査の結果などを踏まえ、令和4年度当初予算額よりも、27,349,344千円(11.2%)増の270,846,265千円を計上した。

これを税目別にみると、個人県民税は、給与と所得等の増が見込まれることから、令和4年度当初予算額よりも、229,831千円(0.5%)増の50,504,333千円、法人県民税・法人事業税は、企業業績の改善などにより、2,462,193千円(4.3%)増の60,245,206千円、地方消費税は、輸入価格の高騰などから、25,329,606千円(34.7%)増の98,384,349千円となっている。

2 地方消費税清算金

93,962,199 82,744,833

地方消費税清算金は、最終的な消費に関連する指標を用いて各都道府県の間で清算された地方消費税のうち、本県が支払いを受けることとなるものである。

令和5年度の地方消費税清算金は、国の地方財政計画及び直近の地方消費税の収入額等を参考とし、清算基準の更新を踏まえて見込んだところであり、93,962,199千円を計上した。

3 地方譲与税

35,780,606 36,439,424

本県が譲与を受ける地方譲与税は、特別法人事業譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税、自動車重量譲与税及び森林環境譲与税であり、令和5年度は次のとおり計上した。

1 特別法人事業譲与税

32,979,766 33,598,374

特別法人事業譲与税は、国税である特別法人事業税を財源として、都道府県に対し、人口によりあん分し、不交付団体に譲与制限の仕組を設け、譲与されるもの

| 項 目 | 令 和 5 年 度 | | |
|-------------|-------------|---------|-------------|
| | 当 初 予 算 額 | | |
| | 現年課税 | 滞納繰越 | 計(a) |
| 個人県民税 | 50,110,883 | 393,450 | 50,504,333 |
| 法人県民税 | 5,890,002 | 6,040 | 5,896,042 |
| 利子割県民税 | 177,968 | — | 177,968 |
| 配当割県民税 | 3,356,337 | — | 3,356,337 |
| 株式等譲渡所得割県民税 | 2,300,760 | — | 2,300,760 |
| (県民税計) | 61,835,950 | 399,490 | 62,235,440 |
| 個人事業税 | 2,020,115 | 25,435 | 2,045,550 |
| 法人事業税 | 54,320,269 | 28,895 | 54,349,164 |
| (事業税計) | 56,340,384 | 54,330 | 56,394,714 |
| 地方消費税譲渡割 | 50,738,615 | — | 50,738,615 |
| 地方消費税貨物割 | 47,645,734 | — | 47,645,734 |
| (地方消費税計) | 98,384,349 | 0 | 98,384,349 |
| 不動産取得税 | 4,250,719 | 37,606 | 4,288,325 |
| 県たばこ税 | 1,926,733 | — | 1,926,733 |
| ゴルフ場利用税 | 672,413 | — | 672,413 |
| 自動車取得税 | 100 | — | 100 |
| 軽油引取税 | 19,095,023 | 310,799 | 19,405,822 |
| 自動車税旧自動車税 | 0 | 203 | 203 |
| 自動車税環境性能割 | 1,615,564 | — | 1,615,564 |
| 自動車税種別割 | 25,390,247 | 32,741 | 25,422,988 |
| (自動車税計) | 27,005,811 | 32,944 | 27,038,755 |
| 鉦区税 | 10,605 | — | 10,605 |
| 普通税計 | 269,522,087 | 835,169 | 270,357,256 |
| 狩猟税 | 16,101 | — | 16,101 |
| 産業廃棄物処理税 | 472,908 | — | 472,908 |
| 目的税計 | 489,009 | 0 | 489,009 |
| 県税合計 | 270,011,096 | 835,169 | 270,846,265 |

である。

令和5年度の特別法人事業譲与税は、国の地方財政計画等を参考として見込んだところであり、32,979,766千円を計上した。

2 地方揮発油譲与税 2,264,830 2,404,927

地方揮発油譲与税は、国税である地方揮発油税を財源として、都道府県(指定市)及び市町村に対し、道路の延長及び面積を、人口、道路の種類・形態・幅員等により補正した上で、譲与されるものである。

令和5年度の地方揮発油譲与税は、国の地方財政計画等を参考として見込んだところであり、2,264,830千円を計上した。

(単位 千円)

| 令和4年度 | | | 令和3年度 | | | (b) (c) | (a) (b) | 備考 |
|--------------------|----------------|--------------------|--------------------|------------------|--------------------|-------------|--------------|----|
| 当初予算額 | | | 決算額 | | | | | |
| 現年課税 | 滞納繰越 | 計(b) | 現年課税 | 滞納繰越 | 計(c) | | | |
| 49,860,773 | 413,729 | 50,274,502 | 49,410,422 | 455,483 | 49,865,905 | 100.8 | 100.5 | |
| 5,776,767 | 16,847 | 5,793,614 | 5,749,718 | 72,350 | 5,822,068 | 99.5 | 101.8 | |
| 356,363 | — | 356,363 | 341,759 | — | 341,759 | 104.3 | 49.9 | |
| 2,254,714 | — | 2,254,714 | 3,062,577 | — | 3,062,577 | 73.6 | 148.9 | |
| 3,192,000 | — | 3,192,000 | 3,424,536 | — | 3,424,536 | 93.2 | 72.1 | |
| 61,440,617 | 430,576 | 61,871,193 | 61,989,012 | 527,833 | 62,516,845 | 99.0 | 100.6 | |
| 2,212,349 | 26,153 | 2,238,502 | 2,186,066 | 28,826 | 2,214,892 | 101.1 | 91.4 | |
| 51,916,320 | 73,079 | 51,989,399 | 54,173,730 | 630,372 | 54,804,102 | 94.9 | 104.5 | |
| 54,128,669 | 99,232 | 54,227,901 | 56,359,796 | 659,198 | 57,018,994 | 95.1 | 104.0 | |
| 45,978,521 | — | 45,978,521 | 51,042,104 | — | 51,042,104 | 90.1 | 110.4 | |
| 27,076,222 | — | 27,076,222 | 26,818,032 | — | 26,818,032 | 101.0 | 176.0 | |
| 73,054,743 | 0 | 73,054,743 | 77,860,136 | 0 | 77,860,136 | 93.8 | 134.7 | |
| 3,776,494 | 26,293 | 3,802,787 | 4,028,784 | 165,175 | 4,193,959 | 90.7 | 112.8 | |
| 2,042,903 | — | 2,042,903 | 2,041,994 | 3 | 2,041,997 | 100.0 | 94.3 | |
| 656,602 | — | 656,602 | 657,820 | 710 | 658,530 | 99.7 | 102.4 | |
| 0 | — | 0 | — | — | 0 | — | — | |
| 19,291,198 | 313,365 | 19,604,563 | 19,239,361 | 304,620 | 19,543,981 | 100.3 | 99.0 | |
| 460 | 1,516 | 1,976 | 5,074 | 6,473 | 11,547 | 17.1 | 10.3 | |
| 2,081,360 | — | 2,081,360 | 1,329,077 | — | 1,329,077 | — | 77.6 | |
| 25,631,028 | 21,395 | 25,652,423 | 25,437,693 | 22,891 | 25,460,584 | — | 99.1 | |
| 27,712,848 | 22,911 | 27,735,759 | 26,771,844 | 29,364 | 26,801,208 | 103.5 | 97.5 | |
| 10,725 | — | 10,725 | 10,693 | — | 10,693 | 100.3 | 98.9 | |
| 242,114,799 | 892,377 | 243,007,176 | 248,959,440 | 1,686,903 | 250,646,343 | 97.0 | 111.3 | |
| 16,778 | — | 16,778 | 17,187 | — | 17,187 | 97.6 | 96.0 | |
| 472,967 | — | 472,967 | 518,597 | — | 518,597 | 91.2 | 100.0 | |
| 489,745 | 0 | 489,745 | 535,784 | 0 | 535,784 | 91.4 | 99.8 | |
| 242,604,544 | 892,377 | 243,496,921 | 249,495,224 | 1,686,903 | 251,182,127 | 96.9 | 111.2 | |

3 石油ガス譲与税

78,172 76,068

石油ガス譲与税は、国税である石油ガス税の1/2を財源として、都道府県及び指定市に対し、管理する国道及び県道の道路延長及び面積を、地方交付税の算定に用いる道路橋りょう費の補正率で補正した上で、譲与されるものである。

令和5年度の石油ガス譲与税は、国の地方財政計画等を参考として見込んだところであり、78,172千円を計上した。

4 自動車重量譲与税

273,961 174,795

自動車重量譲与税は、国税である自動車重量税の431/1,000を財源として、都道府県に対しては、自家

用の乗用車の台数によりあん分した上で、市町村に対しては、道路の延長及び面積を、人口、道路の形態・幅員等により補正した上で、譲与されるものである。

令和5年度の自動車重量譲与税は、国の地方財政計画等を参考として見込んだところであり、273,961千円を計上した。

5 地方道路譲与税

0 10

地方道路譲与税は、国税である地方揮発油税に改正される前に課税された地方道路税(国税)を財源として、地方揮発油譲与税と同様に譲与されるものであり、令和4年度をもって譲与が終了する予定である。

6 森林環境譲与税 118,359 119,298

森林環境譲与税は、森林の整備及びその促進に関する施策の費用に充てるため、国税である森林環境税(令和5年度までは地方公共団体金融機構の金利変動準備金)を財源として、都道府県及び市町村に対し、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口を、林野率により補正した上で、譲与されるものである。

令和5年度の森林環境譲与税は、国の地方財政計画等を参考として見込んだところであり、118,359千円を計上した。

7 航空機燃料譲与税 65,518 65,952

航空機燃料譲与税は、航空機騒音の障害防止及び空港整備等の費用に充てるため、国税である航空機燃料税の4/13(令和5年度通常は2/9)を財源として、空港の所在する都道府県及び市町村等に対し、着陸料収入額と航空機による騒音が著しい地区内の世帯数を、空港の管理の態様、騒音の程度等により補正した上で、譲与されるものである。

令和5年度の航空機燃料譲与税は、国の地方財政計画等を参考として見込んだところであり、65,518千円を計上した。

4 地方特例交付金 1,100,000 900,000

住宅借入金等特別税額控除による県民税の減収を補填するために交付される減収補填特例交付金として1,100百万円を計上した。

5 地方交付税 170,700,000 179,900,000

普通交付税は、国の地方財政収支見通し等に基づき基準財政需要額を368,576百万円と推定し、基準財政収入額は本県の税収の伸長率及び過年度の精算額を考慮して200,088百万円と推定した。交付額として168,200百万円を計上した。

特別交付税は2,500百万円を計上した。

6 交通安全対策特別交付金 310,000 320,000

交通安全対策特別交付金は、国の予算額を基礎として、配分基準である交通事故件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長の数値を基に算定し、310百万円を計上した。

7 分担金及び負担金 4,012,362 4,236,840

歳出において計上した土木その他の建設事業費の財源の一部を、法令または条例の規定により、その受益の度合に応じて市町村、土地改良区等に分担または負担させるもの等で、その内訳は次のとおりである。

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 農林水産業費負担金 | 1,879,105 | 1,665,583 |
| 土木費負担金 | 2,133,257 | 2,571,257 |

8 使用料及び手数料 9,264,131 9,182,876

1 使用料 6,337,016 6,223,690

条例等に基づき、県有財産、施設等の使用についてその利用者から徴収するもので、その主なものは次のとおりである。

| | | |
|---------|-----------|-----------|
| 土地使用料 | 141,932 | 125,021 |
| 流水占用料 | 350,120 | 352,411 |
| 港湾使用料 | 190,000 | 220,000 |
| 入港料 | 150,000 | 140,000 |
| 住宅使用料 | 723,832 | 709,570 |
| 岡山空港使用料 | 344,779 | 206,277 |
| 高等学校授業料 | 3,752,787 | 3,811,629 |

2 手数料 2,927,115 2,959,186

法令または条例に基づき、特定の個人のために行う事務について、その取扱件数等に応じて徴収するものであって、その主なものは次のとおりである。

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 旅券発給手数料 | 46,166 | 17,110 |
| 食品関係営業許可手数料 | 28,216 | 29,815 |
| 家畜伝染病予防手数料 | 32,885 | 37,656 |
| 建設業許可手数料 | 127,827 | 150,623 |
| 建築確認手数料 | 4,902 | 6,608 |
| 自動車運転免許手数料 | 1,122,003 | 1,170,695 |
| 運転者講習手数料 | 471,522 | 479,606 |
| 自動車保管場所証明手数料 | 344,801 | 359,020 |

9 国庫支出金 110,014,997 112,402,269

1 国庫負担金 30,410,229 31,949,171

地方公共団体の行う事業費の一部または全部を、その利害の程度によって義務的に支出される国庫支出金で、その内訳は次のとおりである。

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 民生費国庫負担金 | 2,543,042 | 2,575,229 |
| 衛生費国庫負担金 | 2,426,469 | 2,087,191 |
| 農林水産業費国庫負担金 | 37,753 | 39,244 |
| 土木費国庫負担金 | 3,062,513 | 3,466,644 |
| 教育費国庫負担金 | 20,621,120 | 20,857,713 |
| 災害復旧費国庫負担金 | 1,719,332 | 1,925,228 |
| 総務費国庫負担金 | 0 | 997,922 |

2 国庫補助金 78,804,425 79,667,363

国が地方公共団体の施設、事業を發展させるため、または地方公共団体の財政運営上特に必要がある場合に支出する国庫支出金で、その内訳は次のとおりである。

| | | |
|----------|------------|------------|
| 総務費国庫補助金 | 3,555,193 | 8,287,750 |
| 民生費国庫補助金 | 2,122,259 | 1,149,217 |
| 衛生費国庫補助金 | 43,086,094 | 39,789,128 |

| | | |
|--|-------------------|-------------------|
| 労働費国庫補助金 | 203,072 | 201,327 |
| 農林水産業費国庫補助金 | 13,441,151 | 12,989,571 |
| 商工費国庫補助金 | 804,951 | 768,732 |
| 土木費国庫補助金 | 5,949,269 | 6,609,207 |
| 警察費国庫補助金 | 889,368 | 828,891 |
| 教育費国庫補助金 | 7,455,456 | 7,573,368 |
| 災害復旧費国庫補助金 | 1,297,612 | 1,470,172 |
| 3 委 託 金 | 800,343 | 785,735 |
| 国がその業務を委託するために支出する国庫支出金で、各種統計調査委託金、定時制高等学校の教育費委託金等である。 | | |
| 10 財 産 収 入 | 1,391,913 | 1,376,936 |
| 1 財産運用収入 | 869,639 | 843,952 |
| 県公舎等家屋や土地の貸付料等である。 | | |
| 2 財産売払収入 | 522,274 | 532,984 |
| 土地、建物の売払収入のほか、農林水産総合センターや高等学校等における生産物の売払収入等を見込んだもので、その内訳は次のとおりである。 | | |
| 不動産売払収入 | 126,568 | 130,526 |
| 物品売払収入 | 229,205 | 208,053 |
| 生産物売払収入 | 166,501 | 194,405 |
| 11 寄 附 金 | 74,185 | 83,430 |
| 12 繰 入 金 | 35,034,776 | 20,997,198 |
| 1 特別会計繰入金 | 1,418,354 | 1,353,833 |
| 岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計繰入金 | 15,263 | 15,613 |
| 岡山県造林事業等特別会計繰入金 | 500,000 | 500,000 |
| 岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計繰入金 | 14,930 | 15,130 |
| 岡山県公共用地等取得事業特別会計繰入金 | 600,000 | 600,000 |
| 岡山県営電気事業会計繰入金 | 212,625 | 204,000 |
| 岡山県国民健康保険事業特別会計繰入金 | 14,277 | 19,090 |
| 岡山県林業改善資金貸付金特別会計繰入金 | 21,000 | 0 |
| 岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計繰入金 | 40,259 | 0 |
| 2 基金繰入金 | 33,613,922 | 19,643,365 |
| 岡山県三木記念事業基金繰入金 | 3,040 | 3,040 |
| 岡山県財政調整基金繰入金 | 15,458,733 | 12,405,882 |

| | | |
|--------------------------|-----------|-----------|
| 岡山県債管理基金繰入金 | 4,500,000 | 0 |
| 岡山県社会福祉施設整備基金繰入金 | 27,718 | 23,901 |
| 岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金繰入金 | 1,266,721 | 1,255,524 |
| 岡山県おかやま森づくり県民基金繰入金 | 765,813 | 764,909 |
| 岡山県図書館等整備基金繰入金 | 75,500 | 73,812 |
| 岡山県森林整備地域活動支援基金繰入金 | 1,140 | 2,529 |
| 岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金繰入金 | 475,043 | 478,037 |
| 岡山県文化振興基金繰入金 | 27,891 | 27,891 |
| 岡山県愛とふれあいの基金繰入金 | 29,009 | 32,044 |
| 岡山県新進美術家育成支援基金繰入金 | 12,777 | 30,177 |
| 岡山県安心子ども基金繰入金 | 146,379 | 138,763 |
| 岡山県総合展示場コンベックス岡山整備基金繰入金 | 9,402 | 545 |
| 岡山県地域介護活動支援等基金繰入金 | 55,552 | 53,498 |
| 岡山県公共施設長寿命化等推進基金繰入金 | 5,520,854 | 331,543 |
| 岡山県再生可能エネルギー等推進基金繰入金 | 426,920 | 286,739 |
| 岡山県地域医療介護総合確保基金繰入金 | 3,604,152 | 3,235,106 |
| 岡山県市町村営団地開発促進事業基金繰入金 | 120,000 | 150,000 |
| 岡山県福祉基金繰入金 | 31,061 | 32,250 |
| 岡山県県立学校施設等整備基金繰入金 | 59,491 | 67,747 |
| 岡山県災害救助基金繰入金 | 243 | 4,399 |
| 岡山県子ども災害見舞基金繰入金 | 800 | 800 |
| 岡山県市町村森林経営管理支援基金繰入金 | 122,271 | 122,518 |
| 岡山県新型コロナウイルス感染症対応基金繰入金 | 843,412 | 71,711 |
| 岡山県農業構造改革支援基金繰入金 | 0 | 50,000 |

| | | |
|-----------------|-------|---|
| 3 企業会計繰入金 | 2,500 | 0 |
| 岡山県流域下水道事業会計繰入金 | 2,500 | 0 |

| | | |
|-----------------|-------------------|-------------------|
| 13 諸 収 入 | 11,073,399 | 13,046,900 |
|-----------------|-------------------|-------------------|

県税等の収入金に対する延滞金、貸付金元利収入、受託事業収入等を計上した。その内訳は次のとおりである。

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 延滞金、加算金及び過料等 | 208,143 | 336,528 |
| 県 預 金 利 子 | 6,539 | 2,162 |
| 貸付金元利収入 | 133,324 | 157,740 |
| 受託事業収入 | 2,264,932 | 2,336,932 |
| 収益事業収入 | 2,960,861 | 2,987,581 |
| 利子割精算金収入 | 100 | 100 |
| 雑 入 | 5,499,500 | 7,225,857 |

| | | |
|---------------|-------------------|-------------------|
| 14 県 債 | 58,608,000 | 58,298,900 |
|---------------|-------------------|-------------------|

住宅建設事業、各種土木事業、災害復旧事業、高等学校整備、福祉施設整備等の財源に充当するため、財務省や金融機関等から借り入れる長期債である。

(2) 歳出予算の内容

| | 令和5年度 当 (千円) | (一般) 財源 | 令和4年度 当 (千円) |
|--|--------------------|---------------------|--------------------|
| 1 議会費 | 1,561,484 | (1,561,484) | 1,512,885 |
| 1 議会費 | 1,561,484 | (1,561,484) | 1,512,885 |
| (1) 議会費 | 1,250,574 | (1,250,574) | 1,226,488 |
| 議議員報酬費 | 850,212 | (850,212) | 837,298 |
| 一般議会運営費 | 400,362 | (400,362) | 389,190 |
| (2) 事務局費 | 310,910 | (310,910) | 286,397 |
| 議議会事務局職員費 | 269,622 | (269,622) | 246,709 |
| 一般議会事務局運営費 | 35,507 | (35,507) | 34,210 |
| 一般議会史編さん費 | 5,781 | (5,781) | 5,478 |
| | 令和5年度 当 (千円) | (一般) 財源 | 令和4年度 当 (千円) |
| 2 総務費 | 48,277,501 | (32,757,041) | 42,259,621 |
| 1 総務管理費 | 23,993,328 | (12,663,378) | 17,906,703 |
| (1) 一般管理費 | 6,903,493 | (6,885,375) | 8,949,956 |
| 特別職職員費 | 67,789 | (67,789) | 67,483 |
| 知事、副知事に係る給与費である。 | | | |
| 総務管理職員費 | 3,290,264 | (3,272,221) | 3,413,257 |
| 総務部関係職員及び岡山県職員等定数条例第3条に規定される派遣・長期研修職員等に係る給与費である。 | | | |
| 職員児童手当費 | 220,670 | (220,670) | 232,460 |
| 知事部局等職員に係る児童手当費である。 | | | |
| 退職・時間外勤務手当費 | 2,681,263 | (2,681,263) | 4,591,127 |
| 知事部局職員に係るものである。 | | | |
| 地方公務員災害補償費 | 43,232 | (43,232) | 39,767 |
| 地方公務員災害補償法に基づく災害補償基金負担金及び非常勤職員等への補償費等である。 | | | |
| 営繕行政職員費 | 166,008 | (166,008) | 165,552 |
| 給与費 20人 | | | |
| 出納局職員費 | 367,383 | (367,383) | 380,883 |
| 出納局職員に係る給与費である。 | | | |
| 一般総務行政運営費 | 65,090 | (65,015) | 57,668 |
| 総務行政の推進に要する経費である。 | | | |
| 一般行財政改革推進対策費 | 1,794 | (1,794) | 1,759 |

| | |
|--|-------------------------------------|
| | 行財政改革の推進に要する経費である。 |
| (2) 人事管理費 | 590,380(590,380) 585,054 |
| 一般人事行政運営費 | 494,645(494,645) 491,604 |
| 各種人事管理・県職員の研修実施及び会計年度任用職員等雇用に要する経費である。 | |
| 人事管理費 | 435,796 |
| 職員能力開発費 | 58,849 |
| 一般職員トータルヘルスプラン推進費 | 95,735(95,735) 93,450 |
| 各種健康診断の実施等職員のトータルヘルスプラン推進に要する経費である。 | |
| (3) 広報費 | 184,504(152,176) 170,724 |
| 一般一般広報費 | 3,401(3,401) 3,354 |
| 公聴広報事業の推進に要する経費である。 | |
| 一般公聴広報活動推進費 | 181,103(148,775) 167,370 |
| 広く県民の声を聴きながら、時代に即応した効果的な広報活動を展開するとともに、岡山県の持つ優れた魅力等を広く全国にPRするために要する経費である。 | |
| 1 公聴活動費 | 203 |
| 2 広報活動費 | 94,337 |
| 3 情報発信推進費 | 86,563 |
| (4) 文書費 | 90,670(90,091) 88,420 |
| 一般県立記録資料館運営費 | 47,334(47,234) 45,858 |
| 県立記録資料館の管理運営等に要する経費である。 | |
| 一般法制事務費 | 18,951(18,951) 18,579 |
| 各種法制事務及び県を当事者とする訴訟に要する経費である。 | |
| 一般文書事務費 | 24,385(23,906) 23,983 |
| 文書の収受、整理及び情報公開の推進等に要する経費である。 | |
| (5) 財政管理費 | 3,590,103(3,321,746) 294,458 |
| 一般他会計等利子償還費 | 28,200(28,200) 20,300 |
| 他会計等への利子償還に要する経費である。 | |
| 一般財政運営費 | 41,965(41,546) 41,974 |
| 予算編成等に要する経費である。 | |
| 一般岡山県財政調整基金積立金 | 24,568(—) 4,518 |
| 岡山県財政調整基金条例に基づく運用益積立金である。 | |
| 一般岡山県債管理基金積立金 | 12,197(—) 9,976 |
| 岡山県債管理基金条例に基づく運用益積立金で | |

ある。

| | | | | |
|-----|---|-------------------|------------------|------------------|
| 一般 | 岡山県再生可能エネルギー等推進基金積立金 | 212,694 | (一) | 204,072 |
| | 岡山県再生可能エネルギー等推進基金条例に基づく企業会計繰入金等の積立金である。 | | | |
| 一般 | 岡山県公共施設長寿命化等推進基金積立金 | 14,068 | (一) | 8,662 |
| | 岡山県公共施設長寿命化等推進基金条例に基づく運用益積立金である。 | | | |
| 一般 | 岡山県職員退職手当基金積立金 | 3,256,411 | (3,252,000) | 4,956 |
| | 岡山県職員退職手当基金条例に基づく運用益及び定年引上げ期間中の退職手当の年度間の増減に対応するための積立金である。 | | | |
| (6) | 会計管理費 | 659,883 | (659,883) | 727,292 |
| 一般 | 金銭出納事務費 | 457,235 | (457,235) | 564,337 |
| | 歳入歳出に関する出納、決算及び審査、給与・旅費支給事務並びに総務事務の集中化に要する経費である。 | | | |
| | 金銭出納事務費 | 210,407 | | |
| | 収入証紙等特別会計繰出金 | 100,182 | | |
| | 内部事務管理費 | 146,646 | | |
| 一般 | 物品出納事務費 | 202,648 | (202,648) | 162,955 |
| | 物品の出納・管理に要する経費である。 | | | |
| | 物品出納事務費 | 8,106 | | |
| | 庁用自動車管理費 | 188,016 | | |
| | 用品調達特別会計繰出金 | 6,526 | | |
| (7) | 財産管理費 | 11,657,564 | (713,067) | 6,852,555 |
| 義務 | 国有資産等所在市町村交付金 | 393,131 | (一) | 392,911 |
| | 国有資産等所在市町村交付金法に基づく、県営住宅・県公舎等に係る固定資産税相当額の市町村交付金である。 | | | |
| 一般 | 県有財産管理処分費 | 67,723 | (19,644) | 53,440 |
| | 県公舎等の維持管理及び県有財産の管理又は処分等に要する経費である。 | | | |
| 一般 | 県庁舎維持管理費 | 826,724 | (678,155) | 535,437 |
| | 県庁舎等の光熱水費等維持管理及び各種設備の保守管理に要する経費である。 | | | |
| 一般 | 庁舎等整備費 | 8,537 | (一) | 8,370 |
| | 県庁舎及び県公舎の整備に要する経費である。 | | | |
| 一般 | 建築営繕推進費 | 15,268 | (15,268) | 14,959 |
| | 営繕積算システム整備業務委託等の積算業務を適正に推進するために要する経費である。 | | | |
| 一般 | 土地開発基金繰出金 | 745 | (一) | 751 |

岡山県土地開発基金条例に基づく運用益等の繰出に要する経費である。

| | | | | |
|------|---|------------------|--------------------|------------------|
| 繰 | 県庁舎耐震化整備事業費 | 7,066,490 | (一) | 3,065,043 |
| | 県庁本庁舎（本館）及び議会棟（旧館）の耐震化等に要する経費である。 | | | |
| 繰 | 公共施設老朽化対策等事業費 | 3,278,946 | (一) | 2,781,644 |
| | 老朽化した公共施設の修繕等に要する経費である。 | | | |
| (8) | 東京事務所費 | 45,172 | (41,797) | 44,373 |
| 一般 | 東京事務所運営費 | 43,535 | (40,160) | 42,736 |
| | 東京事務所の管理運営に要する経費である。 | | | |
| 一般 | 東京事務所事業費 | 1,637 | (1,637) | 1,637 |
| | 東京岡山県人会の開催に要する経費である。 | | | |
| (9) | 恩給及び退職年金費 | 11,543 | (11,543) | 14,325 |
| 義務 | 恩給・退職年金費 | 11,543 | (11,543) | 14,325 |
| | 恩給法及び岡山県吏員恩給条例に基づく恩給及び扶助料である。 | | | |
| (10) | 諸費 | 260,016 | (197,320) | 179,546 |
| 義務 | 国庫支出金返納金 | 200,965 | (196,320) | 120,495 |
| | 国庫支出金の返納に要する経費である。 | | | |
| | 総務費 | 84,135 | (83,490) | 3,645 |
| | 民生費 | 100,000 | (100,000) | 100,000 |
| | 労働費 | 10,000 | (10,000) | 10,000 |
| | 農林水産業費 | 4,830 | (830) | 4,850 |
| | 土木費 | 2,000 | (2,000) | 2,000 |
| 義務 | 市町村負担金返納金 | 51,000 | (1,000) | 51,000 |
| | 建設事業費の精算に伴う市町村負担金の返納に要する経費である。 | | | |
| | 農林水産業費 | 1,000 | (1,000) | 1,000 |
| | 土木費 | 50,000 | (一) | 50,000 |
| 義務 | 小切手支払未済償還金 | 5,000 | (一) | 5,000 |
| | 小切手による支払後、一年間受取がなかった還付金等で、請求があった場合の支払経費である。 | | | |
| 一般 | 岡山県三木記念顕彰事業費 | 3,051 | (一) | 3,051 |
| | 三木記念顕彰事業に要する経費である。 | | | |
| | 2 企画費 | 4,130,628 | (2,994,089) | 4,051,852 |
| (1) | 企画総務費 | 733,904 | (717,371) | 768,098 |
| 義務 | 県民生活企画職員費 | 705,925 | (689,440) | 740,306 |
| | 給与費 | 90人 | | |
| 一般 | 県民生活企画管理費 | 27,979 | (27,931) | 27,792 |
| | 県民生活関係の連絡調整等に要する経費である。 | | | |

(2) 計画調査費 1,752,759(1,495,768)1,554,458

- 般 政策推進費 28,363 (28,363) 27,841
時代に即応した県政推進のための政策形成に要する経費である。
- 般 晴れの国おかやま生き生きプラン推進事業費
31,754 (21,754) 47,989
「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」を推進するために要する経費である。
- 般 広域連携等推進事業費
3,694 (3,694) 3,694
中四国各県をはじめ、さまざまな枠組みでの広域連携の推進に要する経費である。
- 般 岡山情報ハイウェイ運営費
265,180(202,458) 218,582
情報ハイウェイの通信機器等の運用・保守に要する経費である。
- 般 情報政策推進費 90,260 (85,808) 75,361
情報政策業務の推進及び職員研修等に要する経費である。
- 般 岡山情報ハイウェイ推進費
24,620 (24,620) 2,830
県施設に設置した公衆無線LANの機器更新等に要する経費である。
- 般 デジタル推進費 74,798 (74,798) 26,834
県庁のデジタル化推進に要する経費である。
- 般 ICT戦略推進費 77,788 (77,788) 38,174
ICTを活用した県民生活の利便性の向上等に要する経費である。
- 般 庁内システム運営費
939,165(876,282) 908,977
庁内情報システムの運用に不可欠な基盤等の運用や情報セキュリティ対策に要する経費である。
- 般 県民生活総合対策費 9,189 (9,189) 9,126
県民生活関係の総合対策に要する経費である。
- 般 国土調査費 175,350 (58,522) 161,487
国土調査法に基づき市町村が実施する地籍調査への補助等に要する経費である。
- 般 国土利用計画法関係費
32,598 (32,492) 33,563
国土利用計画法等に基づいて行う土地取引の届出の処理、地価調査等に要する経費である。
- (3) 地域政策費 1,301,813(497,828)1,439,090
- 般 地域政策推進費 14,328 (12,736) 14,328
地域の特性を生かした地域振興を図るための政策の企画立案等に要する経費である。

- 般 吉備高原都市センター区等施設管理費
77,065 (67,429) 74,129
吉備高原都市センター区等の管理に要する経費である。
- 般 中山間地域等振興対策費
41,686 (22,401) 75,114
生き生き拠点の整備支援や地域づくりの支援など、中山間地域等の振興に取り組むために要する経費である。
- 般 移住・定住促進費 77,475 (42,302) 67,803
岡山県での暮らしの魅力を発信し、他県から本県への移住・定住を促進する経費である。
- 般 発電用施設周辺地域整備費
215,277 (一) 215,200
電源三法（発電用施設周辺地域整備法、電源開発促進税法、特別会計に関する法律）に基づいて、市町村等に交付する交付金に要する経費である。
- 般 吉備高原都市活性化等事業費
108,015(100,476) 119,192
吉備高原都市の活性化等を図るための経費である。
- 般 港湾整備事業特別会計繰出金
67,967 (67,967) 113,324
寄島干拓地等の造成に係る特別会計への繰出金である。
- 般 中山間地域等振興特別事業費
700,000(184,517) 700,000
中山間地域等の振興に向け、ハード・ソフト両面から総合的に取り組むための経費である。
- (4) 国際交流推進費 167,793(113,831) 137,163
- 般 国際交流施設管理運営費
53,808 (41,888) 51,884
岡山国際交流センターの管理運営等に要する経費である。
- 般 渉外事務費 5,712 (5,712) 5,678
外国からの賓客等の対応に要する経費である。
- 般 旅券発給事務費 29,681 (一) 27,101
旅券法に基づき海外渡航者に対し旅券を発給する事務に要する経費である。
- 般 国際交流・多文化共生推進費
71,378 (59,017) 52,500
中国江西省、韓国慶尚南道、南オーストラリア州等友好提携地域との交流の推進、国際交流員の招致、多文化共生の推進、グローバル人材の育成及びG7倉敷労働雇用大臣会合支援等に要する経費である。
- 般 ウクライナ避難民支援対策費

7,214 (7,214) —

ウクライナ避難民に対する住居・生活支援に要する経費である。

(5) **航空対策費** 171,149(166,081) 151,788

一般 航空企画推進費 1,909 (1,909) 1,909

岡山桃太郎空港の機能充実を図るため関係団体との調整に要する経費である。

一般 空路利用促進事業費

169,240(164,172) 149,879

岡山桃太郎空港の路線の充実に向けて、利用促進活動に要する経費である。

(6) **科学技術振興費** 3,210 (3,210) 1,255

一般 科学技術振興事業費 3,210 (3,210) 1,255

「物理チャレンジ」及び「集まれ！科学好き」事業の実施等を通じて、大学、高校、企業と連携した本県の将来を担う科学人材の育成等を図る経費である。

3 地方振興費 2,905,021(2,459,600)2,788,753

(1) **地域振興総務費** 451,228(446,819) 399,657

総務 地域振興総務職員費

392,209(392,209) 335,578

給与費 48人

一般 ボランティア・NPO活動支援センター運営費

25,955 (25,955) 25,955

ボランティア・NPO活動支援センターの管理運営に要する経費である。

一般 自衛官募集費 233 (—) 186

自衛官募集に関する事務の一部を行うために要する経費である。

一般 地域活動促進事業費 7,217 (7,017) 3,287

地域におけるボランティア、NPO活動等の促進に要する経費である。

一般 犯罪のない安全で安心な岡山県づくり推進事業費

20,248 (16,272) 29,618

犯罪のない安全・安心な地域社会の実現を図るための施策の実施に要する経費である。

一般 ユニバーサルデザイン推進事業費

5,366 (5,366) 5,033

ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図るための施策の実施に要する経費である。

(2) **県民局費** 1,483,793(1,479,181)1,448,196

総務 県民局総務職員費 983,126(983,126)1,002,020

給与費 143人

一般 県民局管理運営費 500,667(496,055) 446,176

県民局の管理運営及び庁舎維持修繕に要する経費

である。

(3) **事業調整費** 970,000(533,600) 940,900

一般 地方振興事業調整費

970,000(533,600) 940,900

事業相互間の調整等を行うための経費である。

4 徴税費 8,384,563(8,316,217)8,328,498

(1) **税務総務費** 2,654,069(2,585,823)2,759,342

総務 税務行政職員費

1,739,653(1,739,653)1,763,035

税務関係職員に係る給与費である。

一般 税務行政運営費 56,055 (56,055) 56,674

税務行政の推進に要する経費である。

税務行政運営費 30,806

岡山県収入証紙等特別会計繰出金

25,249

一般 税務システム運営費

351,908(283,662) 429,939

税務システムの運用・保守・改修に要する経費である。

一般 納税対策等補助金 506,453(506,453) 509,694

県税の特別徴収制度の円滑な運用等を図るための報償に要する経費である。

軽油引取税報償金 490,701

産業廃棄物処理税報償金 11,872

ゴルフ場利用税報償金等 3,880

(2) **賦課徴収費** 5,730,494(5,730,394)5,569,156

総務 個人県民税徴収及び県税取扱費

2,997,397(2,997,397)3,020,995

個人県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対し交付する徴収取扱費及び県税の収納機関に対する取扱費である。

個人県民税徴収取扱費 2,995,426

県税取扱費 1,971

総務 過年度過誤納還付・利子割還付金並びに還付加算金

1,936,238(1,936,138)1,864,343

過年度の県徴収金について発生する過誤納金及び法人に係る県民税利子割の還付金並びに還付加算金である。

総務 地方消費税徴収取扱費

260,851(260,851) 190,636

国の地方消費税賦課徴収事務に対する取扱手数料である。

一般 県税賦課徴収費 536,008(536,008) 493,182

県税の賦課徴収及びこれに係る申告書、納付書の印刷・発送や県民局税務部の滞納対策、ふるさと納

税の普及推進等に要する経費である。

| | | |
|---|------------------|-----------|
| 5 市町村振興費 | 984,374(340,989) | 964,799 |
| (1) 市町村連絡調整費 | 344,424(340,989) | 359,936 |
| - 市町村連絡調整職員費 | 117,828(117,828) | 115,727 |
| 給与費 | 18人 | |
| - 住民基本台帳ネットワークシステム管理運営費 | 83,740(83,740) | 78,580 |
| 住民基本台帳ネットワークシステムの運用に要する経費である。 | | |
| - 市町村行財政連絡調整費 | 16,390(13,975) | 17,544 |
| 市町村の行財政の連絡調整や市町村の支援に要する経費である。 | | |
| - 移譲事務市町村交付金 | 125,446(125,446) | 147,027 |
| 条例に基づき県から移譲された事務について、市町村等が処理するために必要な人件費等に対する交付金である。 | | |
| - 地方財政事業受託調査費 | 1,020(—) | 1,058 |
| 地方公共団体金融機構の委託を受けて実施する交付金使途状況調査等に要する経費である。 | | |
| (2) 市町村振興宝くじ交付金 | 639,950(—) | 604,863 |
| - 市町村振興宝くじ交付金 | 639,950(—) | 604,863 |
| 市町村振興宝くじ収益金の交付に要する経費である。 | | |
| 6 選挙費 | 838,226(837,475) | 1,248,576 |
| (1) 選挙管理委員会費 | 45,653(45,302) | 51,602 |
| - 選挙管理委員会事務局職員費 | 38,156(38,156) | 44,796 |
| 給与費 | 6人 | |
| - 在外選挙人名簿登録事務費 | 351(—) | 342 |
| 市区町村に対する在外選挙人名簿登録事務費の交付に要する経費である。 | | |
| - 選挙管理委員会運営費 | 7,146(7,146) | 6,464 |
| 岡山県選挙管理委員会の運営に要する経費である。 | | |
| (2) 選挙啓発費 | 8,242(7,842) | 13,277 |
| - 政党助成事務受託費 | 400(—) | 400 |
| 国から受託した政党交付金に係る使途等報告書の受付、保存及び閲覧の事務に要する経費である。 | | |

| | | |
|--|----------------------|-----------|
| - 一般 県議会議員選挙臨時啓発費 | 4,223(4,223) | 4,345 |
| 令和5年4月29日任期満了に伴う県議会議員選挙の投票参加を促す臨時啓発に要する経費である。 | | |
| - 一般 明るい選挙推進事業費 | 3,619(3,619) | 3,532 |
| 明るく正しい選挙を実現することを目的として、有権者等の政治意識の向上を図るための普及啓発に要する経費である。 | | |
| (3) 県議会議員選挙費 | 784,331(784,331) | 185,775 |
| - 県議会議員選挙執行費 | 784,331(784,331) | 185,775 |
| 令和5年4月29日任期満了に伴う県議会議員選挙の執行に要する経費である。 | | |
| 7 統計調査費 | 396,188(54,344) | 338,177 |
| (1) 統計調査総務費 | 186,677(53,027) | 188,608 |
| - 統計管理職員費 | 180,287(46,637) | 180,821 |
| 統計管理関係職員に係る給与費である。 | | |
| - 一般 統計普及費 | 6,390(6,390) | 7,787 |
| 統計業務の研修・指導及び刊行物の発行等に要する経費である。 | | |
| (2) 県単独統計費 | 1,846(1,317) | 1,853 |
| - 岡山県単独統計調査費 | 1,846(1,317) | 1,853 |
| 国の統計結果で得られない県行政推進に必要な基礎資料について、県単独で調査を行うための経費である。 | | |
| (3) 委託統計費 | 207,665(—) | 147,716 |
| - 一般 委託統計調査費 | 207,665(—) | 147,716 |
| 国の委託統計調査を実施するために要する経費である。 | | |
| 8 県民生活費 | 1,669,745(1,390,702) | 1,609,183 |
| (1) 県民生活総務費 | 3,728(3,628) | 3,756 |
| - 一般 県民生活指導推進費 | 3,728(3,628) | 3,756 |
| 県民相談事業の実施等に要する経費である。 | | |
| (2) 消費生活対策費 | 109,897(73,257) | 106,877 |
| - 一般 消費生活行政推進費 | 10,856(8,045) | 10,756 |
| 消費者行政の総合調整や消費者保護関係法令の施行等に要する経費である。 | | |
| - 一般 消費生活センター運営費 | 61,294(61,294) | 61,293 |
| 消費生活センターの管理運営に要する経費である。 | | |
| - 一般 消費者施策推進事業費 | 4,334(3,918) | 5,806 |
| 消費者教育の推進等に要する経費である。 | | |

| | | | | | |
|--|---------|-----------|---------|--|------------------|
| 一般 消費者行政活性化事業費 | 33,413 | (一) | 29,022 | 文化交流事業 | 340 |
| 消費者被害防止のためのネットワーク構築や消費者教育、市町村を含めた相談体制の充実等の事業に要する経費である。 | | | | 岡山県新進美術家育成支援事業費 | 15,965 |
| (3) 交通対策費 | 876,354 | (756,754) | 835,956 | 岡山県新進美術家育成支援基金積立金 | 10,030 |
| 一般 交通事故対策事業費 | 12,610 | (12,610) | 12,451 | 岡山県「内田百閒文学賞」 | 4,151 |
| 交通事故相談所の管理運営等に要する経費である。 | | | | 文化を核とした地域活性化促進事業 | 22,173 |
| 一般 生活交通確保対策事業費 | 188,533 | (188,533) | 258,697 | 天神山文化プラザ企画事業推進事業費 | 2,500 |
| バス路線や離島航路などの地方公共交通の維持・確保や利用促進等に要する経費である。 | | | | 一般 地域文化振興費 | 9,374 (一) 10,372 |
| 一般 鉄道施設等整備促進事業費 | 245,468 | (125,868) | 133,173 | 県民の文化活動の奨励や支援を図るとともに、文化に触れやすい環境づくりを進め、個性あふれる地域文化を創造するために要する経費である。 | |
| 井原線の安定運行の確保やJR在来線等の活性化を図るために要する経費である。 | | | | (一財)地域創造負担金 | 4,983 |
| 一般 運輸事業振興助成費 | 425,632 | (425,632) | 427,574 | 岡山県郷土文化財団育成費 | 4,391 |
| 営業用バス及びトラックの輸送力確保や輸送コスト上昇の抑制等を図るため、運輸事業関係団体の実施する事業に助成する経費である。 | | | | 一般 岡山県文化振興基金積立金 | 676 (一) 943 |
| 一般 交通安全対策推進事業費 | 4,111 | (4,111) | 4,061 | 郷土文化保護活動等の援助、美術品の取得その他文化事業を円滑に実施し、もって潤い及び安らぎのある郷土づくりに寄与することを目的とした岡山県文化振興基金条例に基づく運用益積立金である。 | |
| 交通安全対策の推進に要する経費である。 | | | | 一般 岡山県岡崎嘉平太記念館基金積立金 | 229 (一) 282 |
| (4) 文化推進費 | 280,708 | (217,231) | 350,512 | 岡崎嘉平太氏を顕彰する記念館の建設等を目的とした岡山県岡崎嘉平太記念館基金条例に基づく運用益積立金である。 | |
| 一般 文化行政推進費 | 4,329 | (4,329) | 4,329 | (5) 美術館費 | 286,025 |
| 文化行政施策の推進及び総合調整に要する経費である。 | | | | 286,025 | (234,007) |
| 文化行政施策推進等費 | 1,586 | | | 197,708 | |
| 岡山県文化賞等授与 | 2,542 | | | 一般 県立美術館運営費 | 224,746 |
| 岡山県文化振興審議会開催費 | 201 | | | 224,746 | (219,338) |
| 一般 文化施設運営費 | 160,075 | (160,075) | 160,075 | 県立美術館の管理・運営及び岡山の美術(常設展)の開催に要する経費である。 | 159,434 |
| 犬養木堂記念館、岡崎嘉平太記念館、天神山文化プラザ及びおかやま旧日銀ホールの管理運営に要する経費である。 | | | | 一般 県立美術館事業費 | 61,279 |
| 一般 芸術文化活動費 | 106,025 | (52,827) | 174,511 | 61,279 | (14,669) |
| おかやま県民文化祭の開催などを通して、県民の芸術文化活動の活発化を図り、新たな地域文化の創造と文化を核とした地域づくりへの取組を促進するために要する経費である。 | | | | 38,274 | |
| おかやま県民文化祭開催事業費 | 42,096 | | | 県民の芸術・文化についての意識の高揚に資するため、国内外の優れた芸術作品を紹介する企画展及び美術や美術館に親しんでいただくための教育普及事業等の実施に要する経費である。 | |
| オーケストラの育成と音楽文化の振興 | 3,190 | | | 企画展事業費 | 58,079 |
| 文化連盟負担金 | 1,000 | | | 教育普及事業費 | 3,200 |
| おかやま子どもみらい塾事業費 | 4,580 | | | (6) 女性青少年対策費 | 113,033 |
| | | | | 113,033 | (105,825) |
| | | | | 114,374 | |
| | | | | 一般 青少年対策推進費 | 12,123 |
| | | | | 12,123 | (12,123) |
| | | | | 12,023 | |
| | | | | 岡山県青少年問題協議会の運営、岡山県青少年健全育成条例の施行等、青少年対策の推進に要する経費である。 | |
| | | | | 一般 青少年総合相談センター運営費 | 20,761 |
| | | | | 20,761 | (20,761) |
| | | | | 21,814 | |

青少年に関する相談、指導等を総合的に行う青少年総合相談センターの管理運営に要する経費である。

一般 男女共同参画施策諸費

1,597 (1,597) 1,496

岡山県男女共同参画審議会等の運営に要する経費である。

一般 男女共同参画推進センター運営費

18,384 (18,355) 18,384

男女共同参画推進センター（ウィズセンター）の管理運営に要する経費である。

一般 青少年健全育成・非行対策費

29,704 (28,305) 10,754

県民総ぐるみによる青少年健全育成運動の推進、非行防止対策の推進、スマホ・ネット適正利用のための環境づくり及びニート・引きこもり等の自立支援対策等に要する経費である。

一般 男女共同参画推進費 30,464 (24,684) 49,903

男女共同参画社会の実現に向けて、第5次おかやまウィズプランの推進を図るとともに、DV対策や女性活躍推進、ウィズセンターを拠点とした各種啓発活動等を行うために要する経費である。

9 防 災 費 1,379,325(1,159,273)1,649,162

(1) 防 災 総 務 費 1,142,064(1,028,446)1,486,031

事務 消防防災職員費 379,877(366,603) 347,418

消防防災関係職員に係る給与費である。

一般 危機管理行政運営費 71,053 (71,053) 27,335

岡山県防災会議の運営、岡山県地域防災計画に基づく災害予防、南海トラフ地震対策公的備蓄整備事業等に要する経費である。

一般 防災行政無線保守管理費

298,745(280,299) 221,141

防災行政無線等の保守管理運用業務に要する経費である。

一般 消防防災ヘリコプター運営費

253,470(252,922) 659,026

消防防災ヘリコプターの運航及び消防防災活動に必要な資機材の整備等に要する経費である。

一般 防災対策事業費 56,492 (56,042) 97,039

地震・風水害等の災害に対する危機管理・防災対策等に要する経費である。

危機管理対策事業 177

自助・共助育成訓練事業 785

地域防災・危機管理力アップ事業 2,063

防災まちづくり総合支援事業 11,050

災害備蓄品整備事業 1,375

支援物資物流体制強化推進事業 4,124

自主防災組織リーダー研修事業 450

「災害に強い岡山県」をつくるための防災力強化プロジェクト 1,525

防災知識普及啓発事業 1,795

共助の取組促進による地域防災力の強化 5,446

命を守る！自助・共助・公助の取組促進事業 14,270

防災のデジタル化推進事業 13,432

一般 防災情報ネットワーク高度化事業費

81,302 (402) 116,524

防災情報ネットワークの更新に要する経費である。

一般 国民保護対策事業費 1,125 (1,125) 3,426

岡山県における国民保護措置の体制強化に要する経費である。

(2) 消 防 指 導 費 214,789(126,630) 140,143

一般 消防行政運営費 191,792(111,043) 117,057

危険物取扱者保安講習等、消防関係法令に基づく市町村指導及び消防操法大会の開催、並びに消防設備士法定講習及び消防学校の管理運営等に要する経費である。

消防関係規制費 35,049

市町村消防指導費 13,038

消防学校運営費 143,705

一般 消防防災活動支援事業費

7,873 (2,962) 7,962

消防団組織の充実強化等、地域防災力の向上を図るために必要な支援に要する経費である。

消防防災活動支援事業 2,887

消防力強化推進事業 4,986

一般 救急隊員教育訓練事業費

15,124 (12,625) 15,124

救急救命士の養成及び救急業務高度化を進めるため、消防機関と救急医療機関の連携強化を図るための経費である。

救急振興財団負担金 9,200

救急業務高度化推進事業 926

救急救命士病院実習受入促進事業 4,998

(3) 保 安 指 導 費 22,472 (4,197) 22,988

一般 保安行政運営費 22,472 (4,197) 22,988

高圧ガス保安法、火薬類取締法等の諸法令に基づく許認可・検査指導等及び石油コンビナート等防災本部の運営等に要する経費である。

保安行政事務費 14,745

| | | | |
|---|---------------------------|----------------|--|
| コンビナート防災事務費 | 7,727 | | |
| 10 環 境 費 | 3,279,504(2,224,837) | 3,075,340 | |
| (1) 環 境 総 務 費 | 1,008,105(922,847) | 939,380 | |
| ^職 環境総務職員費 | 974,449(889,191) | 898,220 | |
| 給 与 費 | 130人 | | |
| 一般 環境行政運営費 | 33,656 (33,656) | 41,160 | |
| 環境行政の運営に要する経費である。 | | | |
| 環境行政運営費 | 26,229 | | |
| 県地球温暖化防止行動計画改定事業 | 7,427 | | |
| (2) 環 境 対 策 費 | 1,010,967(434,344) | 944,139 | |
| 一般 環境基本法施行費 | 3,504 (2,850) | 3,725 | |
| 公害防止管理者等の配置促進指導、環境の保全に関する基本的事項の調査・審議を行う環境審議会の運営及び環境おかやま大賞等の表彰に要する経費である。 | | | |
| 環境審議会運営費 | 2,428 | | |
| 公害防止管理者等指導費 | 422 | | |
| 環境保全推進事業費 | 654 | | |
| 一般 環 境 調 整 費 | 3,102 (3,009) | 3,102 | |
| 環境影響評価の指導、審査及び事後指導、環境改善事業、公害苦情処理、公害審査会運営並びに墓地・埋葬等に関する町村指導及び許可等に要する経費である。 | | | |
| 環境影響評価審査費 | 1,630 | | |
| 環境影響評価事後指導費 | 301 | | |
| 環境浄化施設等整備事業費 | 92 | | |
| 公害苦情処理連絡調整費 | 403 | | |
| 公害審査会連絡調整費 | 446 | | |
| 墓地、埋葬等法施行費 | 44 | | |
| 葬祭者不明死亡人取扱費 | 186 | | |
| 一般 フロン類法施行費 | 408 (—) | 408 | |
| フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン類法）に基づく第一種フロン類充填回収業者等の登録及び立入検査・指導等に要する経費である。 | | | |
| 一般 水質汚濁防止法等施行費 | 40,418 (40,175) | 40,418 | |
| 水質保全行政推進に係る経費と水質汚濁防止法及び環境への負荷の低減に関する条例に基づく届出審査・立入検査・排水監視等に要する経費、土壌汚染対策法に基づく調査等に要する経費並びに公共用水域、地下水水質監視等を行うための経費である。 | | | |
| 水質汚濁防止法等施行諸費 | 33,905 | | |
| 環境負荷低減条例施行費 | 135 | | |

| | | | |
|---|-----------------|---------|--|
| 水質汚濁事象調査費 | 724 | | |
| 土壌汚染対策費 | 1,254 | | |
| 湖沼水質保全計画推進費 | 4,400 | | |
| 一般 騒音・振動・悪臭関係法施行費 | 2,531 (2,531) | 5,291 | |
| 環境基本法、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく既指定町村の指導、規制地域等の拡大並びに新幹線鉄道騒音等に係る環境基準監視測定、自動車騒音の監視測定等に要する経費である。 | | | |
| 生活公害対策費 | 2,531 | | |
| 一般 有害化学物質対策関係法施行費 | 14,918 (14,918) | 14,918 | |
| ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、特定施設の設置等の届出の受理及び特定事業場への立入検査・指導、排出ガス及び排出水の監視、常時監視に要する経費並びに PRTR 法に基づく事業者からの届出の受理及びその集計・公表に要する経費である。 | | | |
| ダイオキシン法施行費 | 14,157 | | |
| PRTR 法施行費 | 153 | | |
| 化学物質排出抑制対策推進費 | 608 | | |
| 一般 大気汚染防止法等施行費 | 33,728 (33,728) | 30,330 | |
| 大気保全行政推進に係る経費並びに大気汚染防止法及び環境への負荷の低減に関する条例に基づく届出審査・立入検査等に要する経費である。 | | | |
| 大気汚染防止法等施行費 | 26,662 | | |
| 光化学オキシダント対策事業費 | 499 | | |
| 有害大気汚染物質調査費 | 6,567 | | |
| 一般 瀬戸内海環境保全特別措置法施行費 | 2,121 (1,798) | 2,121 | |
| 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可の審査、自然海浜の保全等に要する経費である。 | | | |
| 許可立入検査費 | 1,601 | | |
| 自然海浜保全対策費 | 520 | | |
| 一般 原子力防災対策費 | 64,711 (—) | 65,961 | |
| 原子力災害に備えた機器の保守や防災訓練等の実施に要する経費である。 | | | |
| 一般 原子力関連施設安全対策事業費 | 147,190 (—) | 220,394 | |
| 原子力関連施設の安全対策事業を実施するために必要な経費である。 | | | |
| 放射線等監視事業費 | 115,422 | | |
| 放射能水準調査費 | 9,036 | | |
| 広報調査等事業費 | 22,732 | | |

| | | | |
|----|---|------------------|---------|
| 一般 | 環境行政総合対策費 | 15,242 (12,526) | 5,114 |
| | 環境行政の総合的、効果的な推進を図るための総合調整及び各種施策に要する経費である。 | | |
| | 環境基本計画推進費 | 1,680 | |
| | エコパートナーシップおかやま運営費 | | 331 |
| | 環境保全普及啓発事業費 | 1,115 | |
| | 快適な環境づくり推進費 | 390 | |
| | 環境行政推進費 | 11,246 | |
| | 景観行政団体移行促進事業 | 480 | |
| 一般 | 地球環境保全推進事業費 | 236,166 (10,688) | 123,506 |
| | 地球温暖化対策など地球環境の保全を図るため、省エネ対策や再生可能エネルギーの導入等の推進に要する経費である。 | | |
| | 地球温暖化対策推進事業費 | 185,921 | |
| | 太陽光等新エネルギー普及促進事業費 | | 50,245 |
| 一般 | 環境学習推進事業費 | 44,114 (898) | 40,275 |
| | 環境学習関連事業を総合的に実施するための経費である。 | | |
| | 協働による環境学習推進事業費 | 26,069 | |
| | 環境学習エコツアー事業費 | 10,580 | |
| | みどりふれあい事業費 | 7,465 | |
| 一般 | 環境保全関係調査費 | 8,566 (—) | 6,219 |
| | 環境保全行政推進のため、環境省からの委託事業実施に要する経費である。 | | |
| | 化学物質環境調査費 | 2,068 | |
| | 広域総合水質調査費 | 4,498 | |
| | 有害大気汚染物質発生源調査費 | 2,000 | |
| 一般 | 水・大気環境保全推進事業費 | 26,265 (2,169) | 24,555 |
| | 大気環境の監視測定、有害大気汚染物質の発生源対策調査、生活雑排水対策、自然海浜保全の普及啓発、PM2.5の低減を図るための補助・啓発等を行うための経費である。 | | |
| | 酸性雨等監視測定 | 421 | |
| | 有害大気汚染物質調査費 | 821 | |
| | 生活雑排水対策推進費 | 1,273 | |
| | 自然海浜保全推進費 | 1,249 | |
| | 晴れの国ブルースカイ事業 | 22,501 | |
| 一般 | 大気環境測定機整備費 | 14,126 (—) | — |
| | 環境大気測定局の測定機の整備に要する経費である。 | | |

| | | | |
|-----|---|-------------------------|----------------|
| 一般 | アスベスト対策指導啓発推進費 | 4,836 (27) | 5,509 |
| | アスベスト対策を総合的に推進するための経費である。 | | |
| | アスベスト対策協議会運営費 | 27 | |
| | アスベスト濃度調査費 | 4,809 | |
| 一般 | 有害化学物質対策費 | 14,734 (—) | 14,770 |
| | 水環境中の有害化学物質の存在状況を把握するためのモニタリング調査に要する経費である。 | | |
| 一般 | 児島湖環境保全対策費 | 24,983 (922) | 24,814 |
| | 児島湖の水質浄化対策を総合的に実施するための経費である。 | | |
| | 推進組織等運営費 | 65 | |
| | 啓発活動費 | 7,312 | |
| | 浄化用水導入事業費 | 2,256 | |
| | 児島湖環境保全推進費 | 1,122 | |
| | 児島湖再生事業費 | 8,549 | |
| | 児島湖水質改善促進費 | 5,679 | |
| 一般 | 岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金積立金 | 309,304(308,105) | 312,709 |
| | 潤い及び安らぎのある快適な環境づくりの推進並びに産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図ることを目的とした岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金条例に基づく産業廃棄物処理税収入（徴税費、市町村交付金を除く）及び運用益積立に要する経費である。 | | |
| (3) | 自然保護対策費 | 343,909(310,946) | 269,483 |
| 一般 | 景観形成推進事業費 | 383 (383) | 383 |
| | 景観形成・保全対策事業の推進に要する経費である。 | | |
| 一般 | 自然保護対策費 | 3,606 (3,429) | 3,606 |
| | 岡山県自然保護条例及び温泉法に基づき実施する各種施策等に要する経費である。 | | |
| | 自然保護行政運営費 | 851 | |
| | 自然保護推進費 | 625 | |
| | 自然環境保全審議会運営費 | 939 | |
| | 自然保護推進員活動費 | 901 | |
| | 温泉関係費 | 290 | |
| 一般 | 鳥獣保護事業費 | 19,030 (14,173) | 19,030 |
| | 第13次岡山県鳥獣保護管理事業計画に基づき実施する鳥獣保護事業に要する経費である。 | | |
| | 鳥獣保護区等設定事業費 | 17,608 | |
| | 愛鳥思想普及事業費 | 666 | |
| | 鳥獣生息調査事業費 | 756 | |

| | | | | | |
|--|-------------------|---------|---|-------------------|---------|
| 一般 自然公園管理費 | 26,842 (26,842) | 25,612 | 一般 産業廃棄物処理事業指導取締費 | 13,307 (一) | 13,198 |
| 自然公園の保護と利用の適正化に要する経費である。 | | | 産業廃棄物に関する各種法令に基づき実施する立入検査、行政検査、許認可事務等に要する経費である。 | | |
| 管理指導費 | 19,310 | | 一般 浄化槽設置促進費 | 123,961 (118,358) | 139,499 |
| 中国自然歩道管理費 | 7,200 | | 浄化槽の設置促進を図るため、設置者に対して補助事業を実施する市町村への補助金である。 | | |
| 野営場等管理費 | 332 | | 一般 一般廃棄物処理対策費 | 62,214 (79) | 49,789 |
| 一般 自然保護センター管理運営費 | 114,345 (114,345) | 114,345 | 地域における廃棄物等の適正処理を推進するための環境美化対策事業及び環境改善事業を推進している団体に対する補助、循環型社会形成推進交付金事業に係る関係市町村等への助言、海ごみの回収・処理・発生抑制、災害廃棄物処理体制の強化等に要する経費である。 | | |
| 自然保護センターの管理及び運営に要する経費である。 | | | 環境衛生普及事業費 | 1,500 | |
| 一般 自然環境保全推進費 | 3,083 (3,083) | 3,607 | 環境美化対策事業費 | 993 | |
| 岡山県自然保護基本計画に基づき実施する緑化関連事業や国立公園等の環境保全等に要する経費である。 | | | 生活環境施設整備指導監督費 | 158 | |
| 身近なみどりの保全対策費 | 1,589 | | おかやまの美しい海、海ごみクリーンアップ事業費 | 43,065 | |
| 自然保護地域等保護管理事業費 | 1,494 | | きれいな生活環境づくり促進事業費 | 3,212 | |
| 一般 自然環境対策事業費 | 41,979 (41,979) | 43,779 | 災害廃棄物処理体制強化事業費 | 13,286 | |
| 自然環境の保護、野生鳥獣の管理等を推進するのに要する経費である。 | | | 一般 廃棄物処理計画推進費 | 3,150 (一) | 3,090 |
| 希少野生動植物保護事業費 | 4,088 | | ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の進捗管理、産業廃棄物の実態調査、廃棄物処理計画の策定に要する経費である。 | | |
| 外来生物被害防止対策事業費 | 1,228 | | ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進費 | 283 | |
| 野生鳥獣保護管理対策事業費 | 31,288 | | 廃棄物処理計画等策定事業費 | 2,867 | |
| 自然公園リファイン・観光客アトラクト事業 | 5,375 | | 一般 産業廃棄物監視強化対策事業費 | 141,556 (一) | 141,673 |
| 投資 自然公園施設整備費 | 40,332 (18,403) | 38,470 | 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止対策や監視指導体制の充実強化を図るために要する経費である。 | | |
| 自然環境整備交付金を活用した、国立公園等の利用施設の整備に要する経費である。 | | | 不法投棄防止啓発事業費 | 3,199 | |
| 自然環境整備交付金 (国立公園等) | 14,740 | | 産廃収集運搬車両指導取締費 | 449 | |
| 自然環境整備交付金 (国立公園) | 25,592 | | 育成指導事業費 | 21,061 | |
| 一般 全国植樹祭開催準備事業費 | 94,309 (88,309) | 20,651 | 監視指導体制強化事業費 | 69,388 | |
| 令和6年度の第74回全国植樹祭の開催準備に要する経費である。 | | | 不法投棄等監視強化事業費 | 19,987 | |
| (4) 廃棄物対策費 | 411,366 (121,955) | 428,818 | 廃棄物不法投棄防止ネットワーク化事業費 | 10,471 | |
| 一般 浄化槽対策費 | 2,647 (1,863) | 12,433 | 対応力強化事業費 | 12,323 | |
| 浄化槽の設置者への正しい知識の普及啓発、不適正浄化槽に対する立入検査及び関係業者の指導育成等に要する経費である。 | | | ポリ塩化ビフェニル廃棄物監視指導費 | | |
| 浄化槽対策費 | 1,987 | | | | |
| 浄化槽台帳管理費 | 660 | | | | |
| 一般 一般廃棄物処理事業指導取締費 | 1,655 (1,655) | 1,583 | | | |
| 市町村の一般廃棄物処理事業への助言、一般廃棄物処理施設の指導・検査等に要する経費である。 | | | | | |

| | | |
|---|------------------|------------|
| | 4,678 | |
| 一般 循環型社会形成推進事業費 | | |
| | 62,876 | (一) 67,553 |
| 廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用等を県民、事業者、行政の役割分担のもと、県民総ぐるみで推進するとともに、循環型社会形成推進条例に規定する各種施策等を実施するために要する経費である。 | | |
| ごみゼロ社会推進事業費 | 1,165 | |
| 環境にやさしい企業づくり事業費 | 3,459 | |
| 循環資源情報提供システム運営・保守事業費 | 11,574 | |
| おかやま・もったいない運動推進事業費 | 5,290 | |
| エコライフ推進事業費 | 7,177 | |
| 中小企業3R推進アドバイザ派遣事業費 | 5,744 | |
| 食品ロス・家庭ごみ削減促進事業費 | 15,795 | |
| プラスチック3R推進事業費 | 12,672 | |
| (5) 環境保健センター費 | 505,157(434,745) | 493,520 |
| 事務 環境保健センター職員費 | 323,942(323,942) | 324,329 |
| 給与費 | 41人 | |
| 一般 環境保健センター運営費 | 166,183(109,198) | 154,154 |
| 環境保健センターの一般管理運営、試験検査及び試験検査データ管理に要する経費である。 | | |
| 運営費 | 88,267 | |
| 試験検査費 | 1,929 | |
| 試験検査データ管理費 | 327 | |
| 環境保健センター施設整備費 | 1,392 | |
| 大気汚染監視システム業務運営費 | 9,430 | |
| 環境監視測定機保守管理費 | 64,838 | |
| 一般 環境保健センター調査研究費 | 15,032(1,605) | 15,037 |
| 環境保健センターにおいて環境保全及び保健衛生行政の基礎資料となる調査研究を実施するために要する経費である。 | | |
| 11 人事委員会費 | 146,201(145,739) | 129,473 |
| (1) 委員会費 | 7,494(7,494) | 7,314 |
| 一般 人事委員会費 | 7,494(7,494) | 7,314 |
| 人事委員会委員の報酬及び費用弁償に要する経費である。 | | |
| (2) 事務局費 | 138,707(138,245) | 122,159 |
| 事務 人事委員会事務局職員費 | | |

| | | |
|--------------------------------|---------------------|----------------------------|
| | 120,864(120,864) | 104,690 |
| 給与費 | 13人 | |
| 一般 人事委員会事務局運営費 | 17,843(17,381) | 17,469 |
| 人事委員会事務局及び受託公平委員会の運営に要する経費である。 | | |
| 12 監査委員費 | 170,398(170,398) | 169,105 |
| (1) 委員費 | 22,045(22,045) | 22,203 |
| 事務 監査委員人件費 | 20,647(20,647) | 20,721 |
| 監査委員の報酬・給与に要する経費である。 | | |
| 一般 監査委員運営費 | 1,398(1,398) | 1,482 |
| 監査委員の活動に要する経費である。 | | |
| (2) 事務局費 | 148,353(148,353) | 146,902 |
| 事務 監査事務局職員費 | 129,350(129,350) | 128,383 |
| 給与費 | 13人 | |
| 一般 外部監査費 | 12,598(12,598) | 12,351 |
| 外部監査の実施に要する経費である。 | | |
| 一般 監査事務局運営費 | 6,405(6,405) | 6,168 |
| 監査事務局の運営に要する経費である。 | | |
| | 令和5年度 当初 (千円) | (一般) 令和4年度 初 (千円) |

3 民生費

| | | |
|---|--------------------------|-------------|
| | 120,495,624(115,964,414) | 117,321,788 |
| 1 社会福祉費 | 95,121,179(92,963,512) | 92,912,175 |
| (1) 社会福祉総務費 | 2,202,645(2,062,311) | 1,926,530 |
| 事務 社会福祉総務職員費 | 1,058,236(1,047,893) | 789,816 |
| 給与費 | 168人 | |
| 事務 生活困窮者自立支援費 | 1,440(360) | 1,080 |
| 生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、早期自立、社会参加の促進を図るための生活困窮者対策を実施するための経費である。 | | |
| 一般 総合福祉・ボランティア・NPO会館管理運営費 | 148,500(137,859) | 134,844 |
| 総合福祉・ボランティア・NPO会館の管理・運営等に要する経費である。 | | |
| 一般 地域福祉推進費 | 167,441(167,241) | 173,841 |
| 地域福祉の推進にあたって、その中核的な役割を果たす民生委員・児童委員について、社会福祉法、民生委員法及び児童福祉法に基づき指導等を行う経費である。 | | |
| 一般 地域福祉行政運営費 | 42,772(42,772) | 50,326 |

| | | | |
|----|---|------------------|---------|
| | 県民局健康福祉部等の業務運営に要する経費である。 | | |
| -般 | 社会福祉事業指導費 | 28,166 (26,461) | 24,756 |
| | 社会福祉事業全般の指導運営に要する経費である。 | | |
| -般 | 県立施設職員勤務改善費 | 31,154 (31,154) | 30,290 |
| | 県立社会福祉施設の宿日直及び夜勤時等の代替職員の確保に要する経費である。 | | |
| -般 | 「健康の森」管理費 | 25,155 (25,155) | 22,736 |
| | 「健康の森」施設の維持管理や利用促進に要する経費である。 | | |
| -般 | 生活困窮者自立支援推進費 | 26,020 (6,872) | 26,020 |
| | 生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、早期自立、社会参加の促進を図るための生活困窮者対策を実施するための経費である。 | | |
| -般 | 社会福祉事業助成費 | 186,956(125,856) | 136,562 |
| | 地域における民間社会福祉活動の中心団体である社会福祉協議会の活動に対する補助等に要する経費である。 | | |
| | 社会福祉協議会育成費補助金 | 10,692 | |
| | 福祉サービス苦情解決事業費 | 6,860 | |
| | 日常生活自立支援事業費 | 58,010 | |
| | 社会福祉協議会育成強化費 | 27,000 | |
| | 地域生活定着促進事業費 | 35,020 | |
| | 重層的支援体制整備事業費 | 20,211 | |
| | 福祉施策推進諸費 | 29,163 | |
| -般 | 福祉人材確保等推進事業費 | 25,510 (16,898) | 76,286 |
| | 福祉人材センターの運営、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援等に要する経費である。 | | |
| | 福祉人材センター運営事業費 | 17,200 | |
| | 介護福祉士等修学資金貸付事業 | 1,274 | |
| | 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費 | 7,036 | |
| -般 | 社会福祉施設等指導事業費 | 12,575 (2,125) | 12,575 |
| | 社会福祉施設等の指導監査に従事する職員の資質向上のための研修実施や、社会福祉法人への支援等に要する経費である。 | | |
| | 社会福祉施設等指導監査充実強化事業費 | 335 | |
| | 福祉サービス第三者評価事業 | 472 | |
| | 福祉事務所現任訓練事業 | 302 | |

| | | | |
|-----|--|-------------------------------|-------------------|
| | 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 | 4,000 | |
| | 岡山 DWAT（災害派遣福祉チーム）体制構築事業 | 7,466 | |
| -般 | 民間福祉施設職員等特別対策費 | 417,683(417,683) | 415,052 |
| | 民間社会福祉施設に勤務する職員の待遇向上を図るために要する経費である。 | | |
| | 社会福祉施設職員退職手当共済事業給付費 | 417,683 | |
| -般 | 岡山県福祉基金積立金 | 2,057 (—) | 2,369 |
| | 岡山県福祉基金に積み立てる経費である。 | | |
| -般 | 岡山県社会福祉施設整備基金積立金 | 1,016 (—) | 1,451 |
| | 岡山県社会福祉施設整備基金の運用益積立に要する経費である。 | | |
| -般 | 生活福祉資金貸付費 | 27,964 (13,982) | 28,526 |
| | 低所得者、障害のある人又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るために要する経費である。 | | |
| (2) | 障害者福祉費 | 14,977,451(13,463,500) | 14,696,111 |
| 義務 | 精神障害者自立支援給付費 | 1,816,712(921,318) | 1,810,889 |
| | 障害者総合支援法に基づく精神障害のある人の医療に要する経費である。 | | |
| | 通院医療費 | 1,790,789 | |
| | 診療報酬支払事務費（措置医療を除く） | 25,923 | |
| 義務 | 特別障害者手当等給付費 | 28,693 (7,175) | 29,645 |
| | 精神、知的又は身体に障害のある人の福祉の向上を図るため、在宅の重度障害のある人に対して特別障害者手当・障害児福祉手当・経過措置としての福祉手当の支給に要する経費である。 | | |
| 義務 | 自立支援給付費 | 11,457,171(11,457,171) | 11,104,227 |
| | 障害者総合支援法に基づき、障害のある人等が障害福祉サービスを利用した際の費用の一部又は全部を市町村が「自立支援給付費」としてサービス提供者等に支払う経費の1/4を負担金として市町村に支出するための経費及び同法に基づく医療費給付に係る経費である。 | | |

| | | | |
|-------------------------|------------------|---------|--|
| 一般 障害者福祉推進費 | 20,887 (20,887) | 44,099 | 障害のある人の福祉推進指導等及び障害者基本法に基づいて設置された協議会の運営に要する経費である。 |
| 一般 地域生活支援事業費 (精神) | 5,314 (2,657) | 5,304 | 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業 (県実施分) に要する経費である。 |
| 高次脳機能障害支援普及事業費 | 4,310 | | |
| 家族支援事業費 | 338 | | |
| 心の健康づくり事業費 | 666 | | |
| 一般 地域生活支援事業費 | 556,196(474,110) | 568,707 | 障害のある人や子どもの地域生活を支援するために県が実施する専門性の高い相談支援事業や広域的な対応が必要な事業に要する経費である。 また、日常生活用具給付等事業、移動支援、日中一時支援等の事業を実施する市町村に対して補助する経費である。 |
| 一般 心身障害者扶養共済制度事業費 | 416,462(124,381) | 416,967 | 心身障害のある人の生活安定を図るため、県が実施する心身障害者扶養共済制度に要する経費である。 |
| 一般 在宅身体障害者福祉推進費 | 14,395 (5,830) | 13,842 | 身体障害のある人の福祉推進に要する経費である。 |
| 法 施 行 事 務 費 | 445 | | |
| 特別児童扶養手当給付事務費 | 4,132 | | |
| 身体障害者巡回更生相談事業費 | 1,942 | | |
| 障害者虐待防止対策事業費 | 4,984 | | |
| 聴覚言語障害児巡回相談事業 | 327 | | |
| 団体指導育成費 | 1,000 | | |
| 特別障害者手当等給付事務費 | 349 | | |
| 岡山県難聴児補聴器交付事業 | 1,216 | | |
| 一般 知的障害者福祉対策事業費 | 7,417 (6,898) | 7,417 | 知的障害のある人や子ども、心身障害のある幼児の療育・相談等の体制を充実し、福祉の向上を図るために要する経費である。 |
| 障害児等療育支援事業費 | 6,498 | | |
| 心身障害児 (者) 療育相談コーナー設置事業費 | 519 | | |
| 知的障害者団体助成費 | 400 | | |
| 一般 心身障害者医療費特別措置費 | 370,735(370,735) | 375,760 | |

市町村が実施する心身障害者医療費公費負担制度の実施による医療費公費負担額の助成に要する経費である。

| | | | |
|--------------------------------|-------------------------|------------|---|
| 一般 障害者総合支援推進費 | 129,812 (52,934) | 86,306 | 自立支援給付等の援護の実施者である市町村の指導・支援や、適切なサービス提供を行うための事業者指導等を行う経費及び発達障害のある人の支援体制整備を行うための経費である。 |
| 一般 障害者福祉施設整備費 | 104,789 (—) | 185,507 | 障害のある人の福祉施設等を整備するために要する経費である。 |
| 一般 障害者社会参加等対策費 | 46,868 (19,404) | 45,441 | 障害のある人の社会参加を促進するための事業に要する経費である。 |
| 障害者スポーツ普及事業費 | 29,820 | | |
| 点字情報ネットワーク事業費 | 2,242 | | |
| 吉備高原保健福祉のむら推進費 | 5,404 | | |
| バリアフリー推進費 | 1,035 | | |
| パーキングパミット制度導入事業 | 970 | | |
| 障害児 (者) 自立・社会参加促進事業 | 6,027 | | |
| 手話言語の普及及び意思疎通手段の利用促進に関する条例推進事業 | 1,370 | | |
| 一般 岡山県愛とふれあいの基金積立金 | 2,000 (—) | 2,000 | 障害のある人の自立と社会参加の促進及び生きがいの高揚を図るための基金の積立金である。 |
| (3) 老人福祉費 | 60,972,164 (60,610,663) | 59,459,468 | |
| 義務 後期高齢者医療費 | 29,820,741 (29,820,741) | 28,447,966 | 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、岡山県後期高齢者医療広域連合が行う医療給付、保険料軽減等に係る経費の県負担に要する経費である。 |
| 療養給付費県負担金 | 23,619,991 | | |
| 基盤安定事業負担金 | 4,635,202 | | |
| 高額医療費負担金 | 1,565,548 | | |
| 義務 岡山県後期高齢者医療財政安定化基金積立金 | 3,462 (—) | 4,876 | 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療制度の財政の安定化に資するため、県に設置している後期高齢者医療財政安定化基金の運用 |

利息の積立に要する経費である。

業務 介護給付費負担金

30,071,096(30,071,096)29,952,602

介護保険法に基づき、保険者（市町村）が行う介護給付、地域支援事業等に係る費用の県負担に要する経費である。

介護給付費負担金 27,963,520

地域支援事業県交付金 1,454,414

低所得者保険料軽減負担金 653,162

業務 岡山県介護保険財政安定化基金積立金

431 (一) 431

介護保険法に基づき、保険者（市町村）の介護保険の財政の安定化に資するため、県に設置した介護保険財政安定化基金への運用利息等の積立に要する経費である。

一般 高齢者保健福祉対策推進費

30,878 (26,683) 22,785

明るく活力ある長寿社会を創造するため、福祉・保健・医療の総合的調整を図りながら、各種高齢者施策を積極的かつ強力に推進するために要する経費である。

一般 療養病床転換助成事業費

43,500 (8,058) 43,500

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療費適正化を推進するため、病院、診療所の開設者が行う療養病床の転換に要する費用を助成する経費である。

一般 高齢者医療確保法等対策費

37,999 (37,999) 37,999

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者医療広域連合が行う保健事業を支援するとともに、医療費適正化を推進するための事業の実施に要する経費である。

後期高齢者保健推進事業費 30,429

国保組合特定健康診査・保健指導補助金

7,570

一般 老人福祉施設整備費

120,585 (一) 142,995

老人福祉施設の整備に対し助成する事業に要する経費である。

一般 軽費老人ホーム運営費補助金

589,667(589,667) 567,603

低所得老人の軽費老人ホーム利用を容易にするため、軽費老人ホームの運営費補助に要する経費である。

一般 地域包括ケア体制推進総合事業費

51,105 (一) 40,367

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築を総合的に推進する事業に要する経費である。

従事者資質向上・担い手育成事業 1,479

地域包括ケアシステム市町村支援事業

48,710

岡山県地域介護活動支援等基金積立金

916

一般 介護保険施行事業費 34,330 (6,116) 31,604

介護保険制度の円滑な運営のための、介護支援専門員の養成、認定調査員の研修、介護保険審査会の運営、人材の養成や体制の整備等に要する経費である。

介護支援専門員試験及び登録管理費

13,735

認定調査員等研修事業

2,845

介護保険審査会運営費

1,821

介護サービス評価事業

880

苦情処理体制整備関係補助金

3,728

介護給付適正化計画推進事業

632

低所得利用者負担軽減事業

10,689

一般 認知症高齢者対策推進費

51,776 (一) 50,566

認知症になっても本人の尊厳が重視され、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現に向け、認知症の人への医療・介護サービスの提供体制の整備、認知症の人を地域で支える体制の整備等に要する経費である。

認知症疾患医療センター事業 26,524

若年性認知症施策総合推進事業 9,404

認知症高齢者を地域で支える基盤強化事業

8,443

VRシステムによる認知症理解普及啓発事業

7,031

認知症介護指導者養成事業 374

一般 老人福祉対策費 18,256 (18,256) 18,138

高齢者に対し、総合的かつきめ細かい福祉対策を推進するため、各般の県単独事業の実施に要する経費である。

県直営敬老事業 4,549

老人クラブ活動助成事業 500

長寿社会推進センター事業 7,211

| | | | |
|-----|---|--------------------------------|-------------------|
| | 全国健康福祉祭参加事業 | 5,996 | |
| -般 | 老人福祉事業費 | 98,338 (32,047) | 98,036 |
| | 高齢者の生きがいを高める事業や、在宅の要援護老人等への福祉の向上、老人福祉法等の関係法令の施行に要する経費である。 | | |
| | 老人クラブ活動等社会活動促進事業 | | 60,715 |
| | 老人クラブ活動推進員設置事業 | 5,877 | |
| | 高齢者相互支援推進・啓発事業 | 960 | |
| | 岡山県高齢者在宅生活支援事業 | 27,694 | |
| | 法的相談窓口設置事業 | 92 | |
| | 成年後見制度利用促進連携事業 | 3,000 | |
| (4) | 遺家族等援護費 | 31,509 (17,180) | 40,952 |
| -般 | 援護・恩給業務推進費 | 4,097 (4,097) | 4,867 |
| | 戦傷病者・戦没者遺族等の援護、旧軍人・軍属の恩給に係る業務に要する経費である。 | | |
| -般 | 戦傷病者・遺族等援護費 | 14,599 (270) | 23,272 |
| | 旧軍人軍属等の恩給進達、戦没者叙勲、戦傷病者等の援護、引揚者特別交付金の事務処理、中国帰国孤児等の定着自立促進、戦傷病者戦没者遺族等の援護及び特別給付金等支給の事務処理等に要する経費である。 | | |
| -般 | 戦争犠牲者等援護対策費 | 12,813 (12,813) | 12,813 |
| | 戦争犠牲者等の福祉増進を図るために要する経費である。 | | |
| | 慰霊戦跡巡拝事業 | 2,330 | |
| | 戦没者遺族戦傷病者等援護事業 | 10,021 | |
| | 帰国者援護事業 | 462 | |
| (5) | 国民健康保険指導費 | 16,428,602 (16,428,602) | 16,292,685 |
| 義務 | 国民健康保険費 | 16,414,384 (16,414,384) | 16,279,530 |
| | 国民健康保険法に基づき、保険者（市町村）が行う医療給付、保険料軽減等に係る費用の県負担に要する経費である。 | | |
| | 岡山県国民健康保険事業特別会計繰出金 | 10,577,161 | |
| | 保険基盤安定事業負担金 | 5,837,223 | |
| -般 | 国民健康保険運営指導費 | 12,588 (12,588) | 11,525 |
| | 国民健康保険の保険者の業務運営指導等に要する経費である。 | | |

| | | | |
|-----|--|--------------------------|----------------|
| -般 | 医療保険事業推進費 | 1,630 (1,630) | 1,630 |
| | 後期高齢者医療費の適正化を図るため、岡山県後期高齢者医療広域連合が取り組む事業の支援に要する経費である。 | | |
| (6) | 障害者福祉施設費 | 287,154 (258,212) | 276,000 |
| 義務 | 障害者福祉施設職員費 | 180,270 (168,348) | 174,463 |
| | 給与費 | 28人 | |
| -般 | 視覚障害者福祉センター運営費 | 23,567 (11,784) | 23,143 |
| | 視覚障害者センターの施設運営に要する経費である。 | | |
| -般 | 知的障害者福祉対策運営費 | 1,484 (1,484) | 1,484 |
| | 療育手帳の発行・交付に要する経費である。 | | |
| -般 | 障害者福祉施設等運営費 | 81,353 (76,172) | 76,453 |
| | 県立福祉施設である健康の森学園及び身体・知的障害者更生相談所の管理運営に要する経費である。 | | |
| -般 | 視聴覚障害者福祉センター事業費 | 480 (424) | 457 |
| | 視覚障害者センター及び聴覚障害者センターの業務運営に要する経費である。 | | |
| (7) | 女性福祉費 | 32,553 (18,635) | 30,960 |
| -般 | 女性相談所等運営費 | 29,773 (16,949) | 27,810 |
| | 要保護女子の保護更生を図るために必要な相談、調査、指導等を行う女性相談所の業務運営等に要する経費である。 | | |
| -般 | 女性相談所事業費 | 2,780 (1,686) | 3,150 |
| | 女性相談所の機能強化を図るために必要な事業に要する経費である。 | | |
| (8) | 人権施策推進費 | 189,101 (104,409) | 189,469 |
| 義務 | 人権施策推進事業職員費 | 54,790 (54,790) | 58,169 |
| | 給与費 | 7人 | |
| -般 | 人権施策推進運営費 | 6,456 (6,456) | 6,394 |
| | 人権行政の推進のために要する経費である。 | | |
| -般 | 人権啓発受託事業費 | 15,744 (—) | 15,844 |
| | 法務省の委託を受けて実施する人権啓発事業に要する経費である。 | | |
| -般 | 隣保館運営促進事業費 | 104,018 (35,070) | 103,436 |
| | 市町村が実施する隣保館運営事業及びその支援等に要する経費である。 | | |
| -般 | 人権啓発推進費 | 8,093 (8,093) | 5,626 |

女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題など様々な人権問題の解決を目指し実施する啓発事業に要する経費である。

2 児童福祉費

24,367,529(22,613,812)23,329,394

(1) 児童福祉総務費 9,638,944(9,123,034)9,574,913

事務 児童福祉職員費

1,244,971(1,083,150)1,194,516

給与費 150人

事務 児童手当費

4,318,466(4,318,466)4,400,503

児童手当法に基づき、市町村が児童手当を支給するために要する県費負担経費である。

事務 児童扶養手当費 309,103(206,069) 328,003

父又は母のいない児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当法に基づき支給される児童扶養手当に要する経費である。

一般 保育士試験登録費 5,593 (一) 5,593

保育士資格の登録に要する経費である。

一般 児童福祉推進費 8,357 (8,357) 8,084

児童福祉関係全般の指導等に要する経費である。

一般 児童福祉施行費 4,687 (4,687) 4,557

児童福祉法、児童扶養手当法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等の施行に要する経費である。

一般 児童健全育成対策費 5,837 (5,837) 4,570

児童の健全な育成を図るために要する経費である。

地域児童館支援事業費 100

子育て大学・地域ふれあい事業費 1,683

母親クラブ活動促進費 4,054

一般 子どもを健やかに生み育てる活動推進費

251,407(174,835) 162,868

子どもを健やかに生み育てる環境づくりを推進するための事業に要する経費である。

子どもがいいきき環境づくり事業

17,967

地域少子化対策重点推進事業 15,000

おかやま出会い・結婚サポートセンター事業 112,810

ベビーファースト推進事業 15,360

結婚新生活支援事業 53,300

結婚・子育てライフデザイン講座事業

2,384

少子化対策に挑戦する市町村バックアップ事業 7,759

赤ちゃんふれあい学習動画コンテンツ作

成事業 1,870

子育てと仕事の両立体感事業@インターンシップ 3,673

岡山いきいき子どもプラン県民意識調査事業 14,232

企業とタイアップした多子世帯子育て支援検討事業 7,052

一般 安心子ども基金事業費

7,663 (一) 7,559

保育所等の整備を促進し、子どもを安心して育てることができる体制の整備に要する経費である。

積立金 323

基金事業費 7,340

一般 子ども・子育て支援新制度等事業費

3,482,860(3,321,633)3,458,660

子ども・子育て支援法に基づいて、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」等の実施に要する経費である。

地域子ども・子育て支援事業 2,701,959

第3子以降保育料無償化事業 361,998

待機児童等対策協議会開催事業 816

保育対策総合支援事業 37,044

認可外保育施設の質の確保事業 758

保育人材確保等対策強化事業 13,791

保育士修学資金貸付等事業 55,385

保育士養成施設連携強化事業 6,411

放課後・子育て支援員研修費 15,493

保育士等キャリアアップ研修事業

16,815

発達障害児支援保育士等研修費 1,684

3歳未満児保育サービス向上支援事業

776

放課後児童クラブ整備費 86,633

放課後児童クラブ運営支援強化事業

7,789

新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業等

173,538

保育士資格取得に係るオンライン手続化事業 1,220

認可外保育施設におけるICT化推進事業 750

(2) 児童措置費

14,510,196(13,334,912)13,568,165

事務 子ども・子育て支援新制度給付費

9,192,552(9,192,552)8,809,142

子ども・子育て支援法に基づく、施設型給付及び地域型保育給付等の県負担等に要する経費である。

義務 児童保護費

4,918,351(3,977,115)4,547,953

要保護児童について心身ともに健全な育成を図るため、その保護措置に要する経費である。

また、市町村が障害児通所給付費を支給するために要する県費負担経費である。

県 措 置 分 1,723,187

契 約 分 105,713

一時保護所費分 18,179

市 措 置 分 7,861

障害児市町村実施分 3,062,979

支 払 事 務 費 432

-般 児童相談所運営費 47,097 (45,206) 38,974

児童相談所の運営に要する経費である。

-般 児童福祉施設事業費

149,581 (43,937) 81,499

児童福祉施設が行う各種事業に要する経費である。

-般 児童相談所事業費 196,943 (70,579) 84,895

児童相談所等が行う各種事業に要する経費である。

家庭児童相談室運営費 13,220

子ども家庭電話相談事業 9,729

児童虐待防止対策推進事業 11,684

一時保護所体制強化事業 2,461

児童虐待防止対策支援事業 25,423

ひきこもり等児童福祉対策事業 300

里親養育包括支援事業 14,101

要保護児童対策地域協議会支援事業

1,850

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付

事業 874

親子関係再構築支援事業 4,034

子どもの権利擁護推進事業 5,065

子育て家庭支援基盤整備事業 108,202

-般 入所施設児童福祉対策費

5,672 (5,523) 5,702

施設入所児童及び里親等への委託児童に対し健全な育成と児童福祉の実現を期するために必要な諸行事等の実施助成に要する経費である。

(3) **母子福祉費 178,286(145,091) 148,180**

-般 ひとり親家庭福祉増進費

15,381 (15,381) 11,152

ひとり親家庭等の相談に応じ、指導を行う母子・父子自立支援員の活動等に要する経費である。

-般 岡山県子ども災害見舞金事業費

850 (一) 871

被災した子どもを養育している者に対し、岡山県子ども災害見舞金を支給するために要する経費である。

-般 ひとり親家庭等福祉対策費

162,055(129,710) 136,157

ひとり親家庭等に対しその福祉の向上を図るために要する経費である。

ひとり親家庭等医療費公費負担金

107,437

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計繰

出金 3,220

ひとり親家庭自立支援事業 9,743

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付

事業 806

養育費確保支援事業 879

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験

合格支援事業 500

子どもの居場所づくり支援事業 4,750

市町村の気づき力・対応力向上支援事業

225

おかやま子ども支援ネットワーク事業

14,936

児童育成支援拠点事業

19,559

(4) **児童福祉施設費 40,103 (10,775) 38,136**

-般 県立児童福祉施設運営費

40,103 (10,775) 38,136

県立児童福祉施設の運営及び児童の処遇に要する経費である。

3 生活保護費 1,002,732(383,974) 990,730

(1) **生活保護総務費 277,348(161,551) 225,421**

義務 生活保護総務職員費

175,134(148,328) 111,526

給 与 費 22人

-般 生活保護システム等運営費

5,391 (5,391) 3,546

生活保護システム等の運営に要する経費である。

-般 生活保護等対策費 96,823 (7,832) 110,349

生活保護法の適正な実施を図るために要する経費である。

(2) **扶 助 費 725,384(222,423) 765,309**

義務 生活保護費 725,384(222,423) 765,309

生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を

保障するとともに、その自立を助長するための経費である。

| | |
|----------------|---------|
| 生活保護費 | 589,492 |
| 医療費・介護費審査支払手数料 | 4,354 |
| 生活扶助費 | 156,192 |
| 住宅 | 52,467 |
| 教育 | 2,288 |
| 介護 | 22,942 |
| 医療 | 345,649 |
| 出産 | 618 |
| 生業 | 4,027 |
| 葬祭 | 755 |
| 就労自立給付金 | 200 |
| 施設事務費 | 85,476 |
| 居住地不明分負担金 | 49,667 |
| 行旅病人及び行旅死亡人取扱費 | 749 |

4 災害救助費 4,184 (3,116) 89,489

(1) **救 助 費** 4,000 (3,116) 89,166

■ 災害救助費 1,858 (974) 44,001

災害救助法に基づく救助に要する経費である。

一般 災害救助対策費 2,142 (2,142) 45,165

自然災害の被災者に対する見舞金・弔慰金の給付や、災害救助に係る体制整備等に要する経費である。

(2) **備 蓄 費** 184 (—) 323

■ 災害救助基金積立金 184 (—) 323

災害救助法第22条の規定に基づき積み立てる災害救助基金の法定積立金である。

令和5年度 (一般) 令和4年度
当 初 (財源) 当 初
(千円) (千円)

4 衛 生 費

63,816,121 (10,667,981) 55,739,901

1 公衆衛生費

51,516,383 (5,313,447) 43,428,186

(1) **公衆衛生総務費** 3,362,748 (1,685,640) 2,044,370

■ 公衆衛生総務職員費

378,205 (378,205) 385,656

給 与 費 45人

■ 母子医療対策費 22,297 (22,297) 21,225

母子保健法に基づく、病院等に入院することを必要とする未熟児への医療の給付に要する経費である。

未熟児養育対策費 22,297

■ 原爆被爆者対策費 389,654 (881) 461,643

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく被爆者の健康診断の実施及び手当の支給等に要す

る経費である。

検 査 費 6,502

手 当 金 383,152

一般 母子衛生行政指導費 3,590 (3,512) 3,590

市町村における母子保健事業の推進を図るための支援及び母体保護法に基づく受胎調節実地指導員の指定に要する経費である。

一般 健康推進業務運営費

244,405 (206,628) 114,951

「岡山県南部健康づくりセンター」施設の管理運営など、県民の健康づくりを推進するための業務に要する運営経費である。

一般 原爆被爆者対策事業費

48,937 (22,220) 53,139

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく手当の支給に要する事務費及び被爆者の福祉支援等に要する経費である。

被爆二世健康診断調査事業 2,536

手当金(事務費) 3,700

慰 霊 事 業 費 300

相 談 事 業 費 192

岡山県原爆被爆者会補助金 1,100

福 祉 事 業 費 41,109

一般 岡山がんフロンティア事業費

71,945 (36,041) 70,884

緩和ケアの普及や地域のがん医療の均てん化を図るため、がん診療連携拠点病院等が実施する医療水準の向上等の機能強化の支援に要する経費のほか、小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法の研究促進等に要する経費である。

がん医療水準の均てん化促進事業費

44,912

生活習慣病検診等管理指導協議会 135

緩和ケア推進事業 1,655

がん患者及び家族の生活の質(QOL)

維持向上支援事業 4,843

妊孕性温存環境整備事業 188

小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性

温存療法研究促進事業 20,212

一般 健康増進事業補助金 53,944 (23,858) 52,117

健康増進法に基づき、市町村が実施する健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導などの健康増進事業に対して補助する経費である。

一般 口腔衛生対策費 7,237 (3,930) 9,315

歯科保健対策の各ライフステージごとの検討、実

施に要する経費である。

| | |
|--------------------|-------|
| 地域歯科保健対策事業費 | 1,038 |
| 子どもの歯の健康づくり支援事業費 | 1,348 |
| 8020健康長寿社会づくり推進事業費 | 820 |
| フッ化物洗口モデル事業費 | 2,939 |
| 第3次岡山県歯科保健推進計画調査 | 1,092 |

一般 健康生活習慣普及促進事業費

45,119 (36,645) 48,221

食育や食生活に関する知識の普及等により生活習慣病予防対策を推進するとともに、栄養委員等地区組織の育成や給食施設等に対する指導、がんについての知識の普及啓発、がん検診の受診率の向上、検診体制の整備を図るための経費である。

| | |
|--------------------|--------|
| 行政栄養士育成事業費 | 562 |
| 栄養委員育成費 | 2,019 |
| 糖尿病予防戦略事業費 | 870 |
| 第2次健康おかやま21推進事業費 | 3,050 |
| 食育ネクストステージプロジェクト | 1,688 |
| 地域保健・職域保健連携事業費 | 607 |
| 給食施設指導強化事業費 | 1,781 |
| 栄養士養成施設指導費 | 73 |
| 乳がん・子宮頸がん検診受診促進事業費 | 949 |
| 生活習慣病検診等管理指導協議会 | 608 |
| 健康・栄養調査費 | 1,445 |
| 生活習慣病等対策推進事業費 | 1,506 |
| 栄養成分表示見とく(得)事業費 | 743 |
| アレルギー疾患対策推進事業費 | 1,428 |
| おかやま運動システム整備事業費 | 176 |
| おかやま健康づくりアワード | 1,295 |
| がん精密検診結果収集管理事業費 | 4,034 |
| 禁煙支援推進事業費 | 14,831 |
| 望まない受動喫煙のない岡山推進事業 | 7,454 |

一般 母子保健対策費 1,465,073(326,295) 186,399

不妊に悩む夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図るための経費、HTLV-1 母子感染対策事業に要する経費、妊娠から子育て期まで切れ目ない支援を行うための経費及び旧優生保護法一時金支給事務等に係る経費である。

| | |
|------------------|--------|
| 不妊治療対策事業費 | 63,509 |
| HTLV-1 母子感染対策事業費 | 64 |

| | |
|----------------------------|-----------|
| おかやま妊娠・出産サポートセンター事業費 | 2,645 |
| 子どもの心の診療ネットワーク事業費 | 3,774 |
| 旧優生保護法一時金支給等事務費 | 678 |
| 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業費 | 2,095 |
| 出産・子育て応援交付金事業 | 1,392,308 |

一般 母子保健事業推進費 43,030 (40,226) 38,355

県が実施する母子保健事業に要する経費である。

| | |
|--------------------------|--------|
| 先天性代謝異常等検査事業費 | 26,721 |
| 新生児聴覚検査事業費 | 192 |
| 母子保健評価事業費 | 144 |
| 子どもの健やか発達支援事業費 | 3,975 |
| 地域ではぐくむ思春期の心とからだの健康支援事業費 | 1,310 |
| 愛育委員会育成費 | 4,875 |
| 未来のパパ&ママを育てる出前講座等事業費 | 5,813 |

一般 小児医療対策費 580,494(580,494) 593,428

小児の健康増進を図るため、小児医療費公費負担制度を設ける市町村に対し、患者負担分を除く自己負担額を補助する経費である。

| | |
|----------|---------|
| 小児医療費補助金 | 580,490 |
| 事業推進費 | 4 |

一般 母子医療対策事業費 8,818 (4,408) 5,447

児童福祉法に基づく療育の給付等を行うとともに、小児慢性特定疾病児童等の療養生活の質の向上及び自立の促進を図る経費である。

| | |
|--------------------|-------|
| 結核児童療育対策費 | 121 |
| 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費 | 8,697 |

(2) 結核対策費 18,126 (10,449) 18,564

業務 結核健康診断・医療費 18,126 (10,449) 18,564

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、結核の早期発見、感染予防のため、私立学校等が実施する定期健康診断に対し補助する経費及び結核医療費等に要する経費である。

| | |
|-------------|-------|
| 定期健康診断費 | 7,391 |
| 結核患者医療療養費 | 1,197 |
| 結核入院患者医療療養費 | 9,440 |
| 公費負担事務費 | 98 |

(3) 予 防 費 46,739,262(2,781,883) 40,322,526

| | | | |
|----|--|--------------------|-----------|
| 業務 | 難病医療費 | 1,820,414(915,422) | 1,920,656 |
| | 指定難病に罹患した患者及び慢性疾病により長期に療養を要する児童等への医療費の助成を行う経費である。 | | |
| | 特定医療費 | 1,683,236 | |
| | 小児慢性特定疾病医療費 | 137,178 | |
| 業務 | 予防接種事故救済給付費 | 37,442 (12,482) | 31,492 |
| | 予防接種により健康被害が発生した場合に、市町村がその被害者に対して給付する医療費等を助成する経費である。 | | |
| | 予防接種事故対策費 | 37,442 | |
| 業務 | 感染症予防費 | 289,604 (73,057) | 61,007 |
| | 一類感染症、二類感染症（結核を除く）、新型インフルエンザ等感染症並びに新感染症患者の医療に要した費用のうち、医療保険による負担分を除いた額を負担する経費である。 | | |
| 一般 | 動物愛護管理費 | 119,419(110,520) | 116,008 |
| | 人と動物が共存できる豊かな地域社会の実現を目指して設置された「動物愛護センター」の運営費及び「動物の愛護及び管理に関する法律」等に基づく業務に要する経費並びに動物の愛護と適正な飼養についての普及啓発等各種事業を公益財団法人岡山県動物愛護財団に委託する経費である。 | | |
| | 動物愛護センター運営費 | 90,349 | |
| | 動物愛護組織育成費 | 28,575 | |
| | 犬猫マイクロチップ装着推進費 | 495 | |
| 一般 | 難病対策推進運営費 | 40,927 (39,805) | 37,599 |
| | 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定難病患者への医療費支給に係る審議会の開催等に要する経費及び児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病児童等への医療費支給に係る審議会の開催等に要する経費である。 | | |
| | 難病対策推進費 | 29,047 | |
| | 小児慢性特定疾病対策推進費 | 3,313 | |
| | 難病等に係る業務システム | 8,567 | |
| 一般 | 感染症予防事業費 | 194,043 (90,454) | 141,971 |
| | 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく防疫活動経費、感染症指定医療機関の運営及び感染症流行予測調査に要する経費、感染症に対する地域の監視体制を充実し、流行の実態を早期・的確に把握し、感染症の蔓延を未然に防止するために要する経費、県予防接種センターの設置運営等に要する経費である。 | | |
| | 感染症予防事業費 | 132,048 | |

| | | | |
|----|---|------------------|---------|
| | 感染症指定医療機関運営費 | 20,100 | |
| | 感染症流行予測調査費 | 218 | |
| | 感染症発生動向調査対策費 | 6,787 | |
| | 岡山県予防接種センター運営事業費 | 1,792 | |
| | 風しん抗体検査助成事業費 | 9,560 | |
| | 感染症患者等移送ネットワーク強化等事業費 | 23,538 | |
| 一般 | 肝炎対策推進費 | 149,219 (73,771) | 154,090 |
| | 慢性肝炎の早期発見・早期治療に向けた肝炎ウイルス検査の促進、インターフェロン、インターフェロンフリー及び核酸アナログ製剤治療に対する医療費助成など、総合的な肝炎対策の推進に要する経費である。 | | |
| | 肝炎対策事業費 | 9,116 | |
| | 肝炎医療費助成事業費 | 124,734 | |
| | 肝炎陽性者重症化予防推進事業費 | 9,103 | |
| | 肝がん治療研究促進事業経費 | 6,266 | |
| 一般 | 新型インフルエンザ等対策推進費 | 20,722 (11,188) | 21,474 |
| | 新型インフルエンザ等対策の充実強化等に要する経費である。 | | |
| | 実施体制整備事業費 | 1,591 | |
| | 医療体制整備事業費 | 17,557 | |
| | サーベイランス・情報提供体制整備事業費 | 1,574 | |
| 一般 | 特定感染症対策費 | 21,627 (16,650) | 23,464 |
| | エイズをはじめとする性感染症及び子宮頸がん予防に関する正しい知識の普及、エイズ・性感染症に関する相談・検査の実施、医療対策の促進等に要する経費である。 | | |
| | 知識普及・受検勧奨促進事業費 | 808 | |
| | 検査相談環境整備事業費 | 4,190 | |
| | 医療提供体制等推進事業費 | 1,942 | |
| | 性感染症専門部会費 | 206 | |
| | 幸せな未来のために！みんなで取り組む子宮けいがん予防啓発事業 | 11,763 | |
| | 「若い命を守る」～知ってなくそう！感染症～サヨナラ梅毒！啓発事業 | 2,718 | |
| 一般 | ハンセン病問題対策事業費 | 4,644 (4,644) | 4,651 |
| | ハンセン病回復者に対する差別・偏見の解消、名誉回復、福祉増進等を図るための経費である。 | | |
| | 普及啓発事業費 | 3,112 | |
| | 委員会設置事業費 | 218 | |

| | | |
|--|-----------------------|------------|
| 社会復帰等支援事業費 | 1,314 | |
| 一般 特定疾患・難病対策費 | | |
| | 61,379 (20,534) | 60,154 |
| 病気の原因が不明で治療方法の確立していない、いわゆる難病患者の療養生活の質の向上を図るため、医療費の公費負担や在宅療養の支援等に要する経費である。 | | |
| 難病治療研究事業費 | 18,814 | |
| 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業費 | 8,434 | |
| 難病特別対策推進事業費 | 23,890 | |
| 在宅人工呼吸器使用患者支援事業費 | | 7,741 |
| 医療機関オンライン化支援事業費 | 2,500 | |
| 一般 臓器移植等推進事業費 | | |
| | 10,933 (10,933) | 10,932 |
| 移植医療について、県民の理解を深めるとともに、移植医療を円滑に推進するために要する経費である。 | | |
| 臓器移植コーディネーター設置事業 | | 8,073 |
| 骨髄移植推進事業 | 97 | |
| 臓器移植推進連絡協議会運営費 | 97 | |
| 骨髄・末梢血幹細胞移植ドナー支援事業 | | 2,666 |
| 一般 新型コロナウイルス感染症対策推進費 | | |
| | 43,968,889(1,402,423) | 37,739,028 |
| 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るとともに、医療提供体制や社会機能を維持するために必要となる緊急かつ包括的な支援施策の実施に要する経費である。 | | |
| 医療機関等向け医療用資材調達事業費 | | 39,390 |
| DMAT 等医療従事者派遣に要する経費 | | 51,274 |
| 疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費 | 328,000 | |
| 重点医療機関体制整備補助金 | | 24,143,690 |
| 入院患者受入病床確保事業費 | 3,556,680 | |
| 医療体制整備事業費 | 589,095 | |
| 新型コロナウイルス感染症コールセンター事業費 | 382,969 | |
| 検査体制整備事業費 | 20,246 | |
| 保健所疫学調査体制等整備事業費 | | 703,228 |

| | | |
|--|---------------------------|----------------|
| P C R検査費用公費負担制度等 | | 1,715,478 |
| 重点医療機関における設備整備事業費 | | 515,130 |
| 新型コロナウイルス軽症者等療養施設借上事業費 | 5,751,973 | |
| 新型コロナウイルス感染症クラスター対策支援事業費 | 46,440 | |
| 感染拡大防止のための人流調査業務 | | 7,920 |
| 自宅療養サポートセンター運営事業費 | | 486,165 |
| 感染者移送等支援事業費 | 164,829 | |
| 新型コロナウイルス感染症患者一時療養待機所設置運営事業費 | 67,500 | |
| 感染防止啓発事業費 | 35,679 | |
| 飲食店感染防止対策第三者認証事業費 | | 70,795 |
| 新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業費 | 460,201 | |
| 県による集団接種会場の設置・運営事業費 | 893,219 | |
| 個別接種促進支援事業費 | 1,440,990 | |
| 職域接種促進支援事業費 | 31,780 | |
| 感染防止対策推進諸費 | 62,658 | |
| 陽性者診断センター運営事業費 | 179,037 | |
| P C R等検査無料化事業費 | 2,224,523 | |
| (4) 精神衛生費 | 1,301,465(834,275) | 943,155 |
| 義務 精神保健措置費 | 26,036 (6,796) | 27,541 |
| 精神保健福祉法に基づく精神障害のある人の医療及び保護等に要する経費である。 | | |
| 措置入院費 | 26,024 | |
| 診療報酬支払事務費 | 12 | |
| 一般 精神障害者相談業務費 | | |
| | 19,655 (19,655) | 19,452 |
| ホステル及び24時間電話相談事業の実施等に要する経費である。 | | |
| 一般 精神保健福祉センター運営費 | | |
| | 22,001 (16,661) | 21,560 |
| 精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究及び相談指導を行う精神保健福祉センターの運営に要する経費である。 | | |
| 一般 精神保健福祉推進費 | 53,963 (17,391) | 50,521 |
| 精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究及び相談指導を行う精神保健福祉センターの事業に要す | | |

る経費及び精神保健福祉法の施行等に要する経費である。

| | |
|--------------------|--------|
| 精神保健福祉センター事業費 | 20,845 |
| 法施行事務費 | 17,807 |
| 精神保健福祉審議会等経費 | 1,676 |
| 精神保健相談指導費 | 2,930 |
| 災害派遣精神医療チーム体制整備事業費 | 1,179 |
| 難治性精神疾患地域連携体制整備事業費 | 1,588 |
| 依存症対策総合支援事業費 | 7,060 |
| てんかん地域診療連携体制整備事業費 | 673 |
| 災害拠点精神科病院設備等整備事業費 | 205 |

一般 精神科救急医療システム整備事業費

30,032 (15,251) 31,955

精神科の休日・夜間における診療体制の整備の一環として、精神症状の悪化等により速やかな医療及び保護が必要である者に対して、迅速かつ適切な医療を提供し、もって精神障害のある人の早期の社会復帰と地域での生活の継続を支援するために要する経費である。

| | |
|--------------------|--------|
| 精神科救急常時対応型医療施設等事業費 | 9,201 |
| 精神科病院群輪番体制整備費 | 20,704 |
| 連絡調整委員会運営事業費 | 69 |
| 医療保護入院者移送関係費 | 58 |

一般 心の健康支援事業費 58,356 (21,599) 55,511

精神障害のある人の社会復帰を促進し、地域での生活の継続を支援するために要する経費及び自殺予防対策を行う経費である。

| | |
|---------------------------|--------|
| ひきこもり予防支援事業費 | 6,570 |
| 精神障害者地域移行・地域定着支援事業費 | 1,429 |
| 入院患者社会復帰促進事業費 | 202 |
| 精神保健福祉団体助成事業費 | 283 |
| 精神障害者職場研修事業費 | 409 |
| かかりつけ医等心の健康対応力向上研修 | 562 |
| 地域包括ケア型精神科在宅支援（アウトリーチ）事業費 | 20,151 |
| 自殺対策連絡協議会 | 54 |
| 岡山県自殺対策推進センター運営事業費 | 4,204 |

自殺対策を支える人材育成事業費 3,598
住民に対する啓発・周知推進事業費

| | |
|----------------------|--------|
| | 1,402 |
| 生きることの促進要因への支援事業費 | 2,712 |
| 市町村等への支援強化事業費 | 14,427 |
| コロナ禍の自殺予防相談体制強化事業費 | 1,634 |
| コロナ禍の自殺予防研修ネットワーク事業費 | 719 |

一般 岡山県精神科医療センター運営負担金

1,091,422(736,922) 736,615

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの運営に係る給与費等収益的収支及び建設改良費等資本的収支に対して、地方独立行政法人法の規定に基づき負担金を支出するとともに、大規模改修に係る貸付を行う経費である。

| | |
|---------|---------|
| 収益的収支 | 540,157 |
| 資本的収支 | 196,600 |
| センター整備費 | 354,665 |

(5) 公害保健対策費 94,782 (1,200) 99,571

業務 公害健康被害者救済対策費

92,340 (一) 97,244

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、健康被害者への療養費の給付等に要する経費である。

公害健康被害補償対策費 92,340

一般 公害健康被害者救済対策事業費

2,442 (1,200) 2,327

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、健康被害者救済のための認定審査や障害等級の見直し及び公害保健福祉事業の実施に要する経費である。

公害健康被害補償給付支給事務費 2,353

公害保健福祉事業費 89

2 環境衛生費 1,929,652(1,042,505) 2,248,838

(1) 環境衛生総務費 279,487(279,487) 303,628

業務 環境衛生総務職員費

279,487(279,487) 303,628

給与費 39人

(2) 食品衛生指導費 152,257(119,335) 126,913

一般 食品衛生指導費 38,070 (9,421) 53,858

食品衛生監視員による食品関係業者の監視指導及び関係業界の自主管理体制の促進並びに旅館等の監視に要する経費である。

一般業務費 8,171

監視指導業務費 24,823

| | | |
|---|---------------------|-----------|
| 食品衛生監視機動班費 | 826 | |
| 教育研修費 | 1,777 | |
| 旅館、ふぐ調理等業務費 | 199 | |
| 食鳥処理規制業務費 | 199 | |
| 食の安全・安心推進計画策定事業 | 2,075 | |
| -般 食品衛生試験検査費 | 78,148 (78,148) | 38,273 |
| 食品添加物、残留農薬、O157等の食中毒菌等の検査を行うために要する経費である。 | | |
| 一般検査費 | 26,738 | |
| 特殊検査費 | 3,891 | |
| O157対策費 | 2,578 | |
| ガスクロマトグラフ質量分析計更新事業 | 4,070 | |
| 高速液体クロマトグラフ更新事業 | 1,265 | |
| 液体クロマトグラフ質量分析計(LC/MS/MS)更新事業 | 39,606 | |
| -般 と畜検査費 | 15,451 (11,178) | 14,829 |
| と畜場法に基づき、食用に供するための牛豚等のと畜検査を行うとともに食肉検査体制の整備充実を図り、併せて検査員の技術向上を図るために要する経費である。 | | |
| 一般業務費 | 4,570 | |
| と畜検査業務 | 7,471 | |
| BSE検査費 | 1,306 | |
| HACCP外部検証事業 | 2,104 | |
| -般 食の安全・安心推進事業費 | 20,588 (20,588) | 19,953 |
| 県民の食の安全・安心を確保するため、食の安全・食育推進協議会の運営、県民や食品業者等のリスクコミュニケーションの推進、食品中の有害物質の検査強化に要する経費及び公益財団法人岡山県健康づくり財団に委任して実施している食鳥検査を円滑に実施するために要する経費である。 | | |
| 食の安全・食育推進協議会運営事業 | 434 | |
| 食の安全・安心普及啓発事業 | 739 | |
| 食品検査強化事業 | 4,415 | |
| 食鳥検査促進事業費 | 15,000 | |
| (3) 環境衛生指導費 | 1,497,908 (643,683) | 1,818,297 |
| -般 生活衛生営業等取締費 | 3,773 (1,409) | 3,773 |
| 生活衛生関係営業施設の営業許可・届出に関する事務及び指導監視を行うとともに、特定建築物の維持管理について立入検査を実施し指導するほか、公衆浴場入浴料金の統制に関する事務等を行うために要する経費である。 | | |

| | | |
|---|-----------------------|-----------|
| 一般事務費 | 1,106 | |
| 許認可事務費 | 98 | |
| 指導監視費 | 1,017 | |
| 建築物衛生管理指導費 | 376 | |
| 公衆浴場入浴料金審議会費 | 156 | |
| 家庭用品安全対策費 | 620 | |
| 住宅宿泊事業関係費 | 400 | |
| -般 水道指導管理費 | 337,671 (337,671) | 336,053 |
| 水道法適用の水道施設及び飲料水供給施設等の維持管理のための指導取締の実施、水道原水等の水質行政検査、水道整備の促進及び岡山県広域水道企業団が苫田ダム完成後に負担する経費の内、県が保有する調整水量分に対する県の負担分に要する経費である。 | | |
| 水道指導取締費 | 1,239 | |
| 水道の行政検査費 | 693 | |
| 水道整備促進指導費 | 287 | |
| 広域水道管理費 | 335,452 | |
| -般 生活衛生営業指導費 | 22,505 (12,003) | 22,104 |
| 生活衛生関係営業の振興及び経営合理化等を推進するため、企業診断、経営相談、経営講習会等を実施する公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センターの運営を補助するための経費である。 | | |
| -般 公衆浴場対策費 | 1,906 (1,906) | 1,606 |
| 公衆浴場の確保及び経営の安定のための助成に要する経費である。 | | |
| 設備改善補助金 | 706 | |
| 経営安定補助金 | 1,200 | |
| -般 広域水道整備促進費 | 1,132,053 (290,694) | 1,454,761 |
| 岡山県広域水道企業団の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るための出資等や、運営経費に対する県の負担分に要する経費、岡山県広域的水道整備計画に基づく水質検査体制の集約化を支援する経費、水道施設の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業間の広域的な連携を図るための経費である。 | | |
| 3 保健所費 | 1,892,335 (1,887,977) | 2,083,860 |
| (1) 保健所費 | 1,892,335 (1,887,977) | 2,083,860 |
| 業務保健所職員費 | 1,749,989 (1,749,989) | 1,905,712 |
| 給与費 | 205人 | |
| -般 保健所運営費 | 101,870 (101,475) | 98,526 |
| 保健所の基本的、経常的運営に要する経費である。 | | |
| 保健所運営費 | 75,357 | |
| 保健所運営推進費 | 1,353 | |

| | | | |
|---|-----------|-------------|-----------|
| 感染症患者等移送ネットワーク強化事業 | | | |
| | 1,153 | | |
| 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業 | 24,007 | | |
| 一般 地域健康づくりシステム強化事業費 | 4,326 | (3,696) | 4,339 |
| 保健所が地域における保健福祉活動の拠点として、新しい地域ニーズに対応すべく保健所機能を強化するために要する経費及び保健師活動を効果的に推進するために要する経費である。 | | | |
| 地域保健推進特別事業費 | 1,286 | | |
| 地域保健関係職員研修会費 | 1,082 | | |
| 訪問指導費 | 103 | | |
| 保健所管内研修費 | 1,855 | | |
| 一般 健康危機管理体制整備事業費 | 222 | (222) | 222 |
| 岡山県健康危機管理対策要綱に基づく健康被害発生時の危機管理体制を維持するために要する経費である。 | | | |
| 一般 保健所設置市委譲事務等交付金 | 23,347 | (23,347) | 30,069 |
| 保健所設置市に対し、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により知事権限を委譲する事務に対して必要経費を交付するために要する経費である。 | | | |
| 一般 保健所結核関係費 | 12,581 | (9,248) | 12,280 |
| 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく接触者健康診断、精密検査、感染症診査協議会(結核部会)等に要する経費である。 | | | |
| 患者発生対応費 | 10,454 | | |
| 管理費 | 1,111 | | |
| 結核対策促進事業費 | 137 | | |
| 地域連携推進事業費 | 879 | | |
| 4 医薬費 | 8,477,751 | (2,424,052) | 7,979,017 |
| (1) 医薬総務費 | 1,159,295 | (1,092,737) | 1,341,552 |
| 義務 医薬総務職員費 | 1,122,994 | (1,085,102) | 1,299,996 |
| 給与費 | 107人 | | |
| 一般 保健事業管理費 | 6,092 | (6,092) | 6,091 |
| 保健福祉部出先機関の調査指導等に要する経費である。 | | | |
| 保健所等管理費 | 3,709 | | |
| 岡山県保健衛生功労者表彰費 | 1,803 | | |
| 地域保健福祉管理費 | 580 | | |
| 一般 衛生関係従事者試験免許登録費 | | | |

| | | | |
|--|-----------|-------------|-----------|
| | 21,867 | (476) | 23,029 |
| 衛生関係従事者の各種資格試験の実施等に要する経費である。 | | | |
| 准看護師試験免許登録費 | 1,918 | | |
| クリーニング師試験免許登録費 | 227 | | |
| 調理師等試験免許登録費 | 2,804 | | |
| 栄養士等免許登録費 | 229 | | |
| 毒物劇物取扱者試験費 | 3,606 | | |
| 登録販売者試験・登録費 | 11,947 | | |
| ふぐ処理師試験免許登録費 | 476 | | |
| 毒物劇物取扱者試験合格者管理システム保守管理事業 | 660 | | |
| 一般 厚生統計調査費 | 8,342 | (1,067) | 12,436 |
| 厚生労働省の委託を受けて行う各種統計調査の実施に要する経費である。 | | | |
| 保健統計調査費 | 3,771 | | |
| 社会福祉統計調査費 | 1,618 | | |
| 保健所業務電算化事業費 | 1,067 | | |
| ホームレス実態調査費 | 168 | | |
| カネミ油症健康実態調査事業 | 1,718 | | |
| (2) 医 務 費 | 7,231,312 | (1,260,009) | 6,560,219 |
| 一般 救急医療体制整備運営費 | 87,322 | (69,249) | 65,922 |
| 岡山県救急医療情報システム及び広域災害救急医療情報システムの運営により、平常時の救急医療体制の確保、災害時の医療体制の確保及び病院、診療所、助産所及び薬局の医療機能に関する情報の提供を図るために要する経費である。 | | | |
| 一般 医療行政運営費 | 45,975 | (42,295) | 27,262 |
| 医療法、臨床検査技師法等に基づく医療施設等の監視・指導、医療審議会等の運営及び医療行政運営に用いる各種システムの維持管理等に要する経費である。 | | | |
| 医療監視指導費 | 1,525 | | |
| 施設検査費 | 368 | | |
| 医療審議会費 | 879 | | |
| 保健福祉情報システム運営費 | 992 | | |
| 看護学生奨学資金システム運営費 | 1,356 | | |
| 地域保健医療計画推進費 | 1,024 | | |
| 保健医療施策推進費 | 2,861 | | |
| 全国がん登録事業 | 12,453 | | |
| 地域医療構想調整会議運営費 | 5,582 | | |
| 医師臨床研修事業費 | 599 | | |
| 中国地区医療社会事業大会補助金 | 150 | | |
| 看護学生奨学資金システム改修費 | 5,555 | | |

| | | | |
|--|---------|------------------|--|
| 第9次岡山県保健医療計画策定費 | | 183,258 (14,515) | 366,711 |
| 10,844 | | | 医療施設等の整備に対して補助する経費である。 |
| 第4期岡山県医療費適正化計画策定費 | | | 小児・周産期医療施設設備整備事業 |
| 1,134 | | | 7,063 |
| 第4次岡山県がん対策推進計画策定費 | | | 医療施設防火設備整備事業 68,725 |
| 653 | | | 地域災害拠点病院施設整備事業 4,824 |
| 一般 地域保健医療体制推進費 | | | 救命救急センター設備整備事業 10,811 |
| 7,474 (5,724) | 6,235 | | 病院群輪番制病院設備整備事業 6,328 |
| 第3次岡山県がん対策推進計画、第3期岡山県医療費適正化計画、死因究明等の推進、循環器疾患に係る医療連携の推進、医薬品の適正使用の推進ほか、地域保健医療体制の充実強化を図る経費である。 | | | 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業 1,060 |
| 地域保健医療体制推進事業 | 731 | | 医療施設浸水対策事業 25,311 |
| 医療費適正化進行管理事業 | 448 | | 小児医療施設施設整備事業 59,136 |
| 死因究明等推進事業 | 1,091 | | 一般 地域医療介護総合確保事業費 |
| 医療連携体制整備事業（循環器） | 3,240 | | 5,991,776(749,291) |
| 幸福な長寿社会実現事業 | 920 | | 5,317,540 |
| 医薬品の適正使用推進事業 | 1,044 | | 国から県に交付される医療介護提供体制改革推進交付金等により、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画で実施する事業に要する経費である。 |
| 一般 へき地医療支援事業費 | | | 一般 救急医療体制整備費 |
| 243,770(162,235) | 197,818 | | 384,646(158,288) |
| 過疎、山村、離島等へき地の医療に恵まれない地域住民の医療の確保を図るため、へき地医療拠点病院が行う巡回診療、医師派遣等に要する運営費及びへき地医療拠点病院の施設、設備整備等に要する経費である。 | | | 287,864 |
| へき地医療支援機構運営費 | 7,660 | | 大規模災害の発生や交通事故、産業災害などの突発事故及び救急患者の発生に伴う医療需要の増加に対応した災害・救急医療体制の体系的整備を図るために要する経費である。 |
| へき地医療拠点病院運営費 | 39,282 | | ドクターヘリ導入促進事業費 294,788 |
| へき地診療所設備整備費 | 28,415 | | 救急医療従事者資質向上事業 282 |
| へき地診療所運営費 | 14,100 | | 二次医療圏域救急医療体制推進事業 |
| 済生丸運営費補助金 | 5,500 | | 1,720 |
| 自治医科大学分担金 | 131,339 | | おかやま DMAT 事業 4,283 |
| へき地医療拠点病院設備整備事業 | 3,850 | | 地域災害医療コーディネーター研修事業 |
| へき地診療所施設整備事業 | 13,624 | | 1,721 |
| 一般 医師確保・医療体制整備事業費 | | | 原子力災害医療体制整備事業 4,317 |
| 281,759 (53,080) | 285,507 | | 救命救急センター運営事業 10,000 |
| 大学医学部に地域枠を設置し、奨学金を活用して医師不足地域の医療機関に勤務する医師を確保するとともに、高度で安全な医療を地域に提供する体制を整備する事業に要する経費である。 | | | 小児救命救急センター運営事業 67,535 |
| 地域における医療対策協議会 | 4,310 | | 一般 医事指導管理費 |
| 医学部地域枠医師養成緊急確保事業 | 48,346 | | 5,332 (5,332) |
| 周産期医療対策推進事業 | 228,142 | | 衛生検査所の指導監督及び育成を行うことに要する経費及び「医療安全支援センター」を設置・運営するために要する経費である。 |
| 歯科医療安全管理体制推進特別事業 | 961 | | 岡山県ともしび会運営費補助金 100 |
| 一般 医療施設等施設整備費 | | | 衛生検査精度管理指導対策費 235 |
| | | | 医療安全相談事業 4,997 |
| | | | (3) 保健師等指導管理費 69,830 (67,185) 63,441 |
| | | | 一般 看護師等対策費 69,830 (67,185) 63,441 |
| | | | 看護職員の人材確保及び資質向上のため各種研修 |

等を実施するための経費である。

| | |
|-------------------|--------|
| 管理指導費 | 1,678 |
| 看護師等就労促進事業費 | 14,892 |
| 看護職員就業相談員派遣面接相談事業 | 365 |
| 助産師活用推進事業 | 1,512 |
| 院内保育運営事業補助金 | 7,369 |
| 看護師等養成所運営事業補助金 | 38,781 |
| 特定地域看護職員確保支援事業 | 1,659 |
| 看護師の特定行為研修受講料補助事業 | 3,000 |

看護学生奨学資金貸付金管理運営費 574

(4) 薬務費 17,314 (4,121) 13,805

一般 薬事関係取締費 7,281 (2,201) 6,721
 薬局、医薬品販売業、医薬品製造業等の監視取締、毒物劇物、麻薬覚醒剤等の取締等に要する経費である。

| | |
|-------------------------|-------|
| 薬事法関係事業費 | 4,541 |
| 毒物劇物関係事業費 | 440 |
| 麻薬・覚醒剤等取締費 | 1,586 |
| 覚醒剤等薬物乱用対策推進本部運営費 | 270 |
| オンラインUV溶出試験システムの保守点検事業費 | 444 |

一般 覚醒剤等薬物乱用対策事業費 3,693 (一) 1,844

覚醒剤等薬物乱用防止の総合的な対策を推進するための、覚醒剤等薬物乱用防止指導員の活動関係事業、覚醒剤等薬物相談窓口事業、覚醒剤等薬物乱用防止指導員協議会運営事業及び麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬中毒者の措置入院及び麻薬中毒者の鑑定並びに麻薬中毒審査会の運営を行う経費である。

| | |
|-------------------------|-------|
| 覚醒剤等薬物乱用防止推進事業費 | 2,741 |
| 覚醒剤等薬物乱用防止指導員地区協議会運営事業費 | 825 |
| 麻薬中毒者措置費 | 127 |

一般 血液事業普及費 934 (934) 903
 献血推進事業のための献血組織の育成、献血功労者の表彰及び「岡山県献血推進協議会」の運営に係る経費である。

| | |
|------------|-----|
| 献血推進事業費 | 695 |
| 献血推進協議会運営費 | 239 |

一般 薬事関係事業費 5,406 (986) 4,337
 医薬品等の安全確保と適正使用の推進や、救急医

薬品（乾燥ガスえそウマ抗毒素）及び災害時における医薬品等の供給体制の構築を行い、県民の保健衛生の向上に寄与するための経費である。

| | |
|-------------------|-------|
| 薬事関係調査費 | 3,755 |
| 救急医薬品需給費 | 665 |
| 災害薬事コーディネーター育成事業費 | 986 |

令和5年度（一般）令和4年度
 当初（財源）当初
 （千円）（千円）

5 労働費 1,458,277 (811,225) 1,448,967

1 労政費 482,957 (348,074) 472,890

(1) 労政総務費 476,480 (341,597) 462,985

総務 労働関係職員費 135,860 (135,860) 131,404
 給与費 18人

一般 労政運営費 1,820 (1,708) 1,826
 労働行政の円滑な運営を図るための基準的運営及び健全な労使関係の確立に要する経費である。

一般 労働関係調査費 452 (一) 450
 労働行政の基礎資料とするため厚生労働省の委託に基づき、労使関係総合調査の実施に要する経費である。

一般 若年労働者等雇用対策費 302,953 (168,634) 290,530

若年者を対象に、職業相談からハローワークを通じた職業紹介までの一貫したサービスを提供する「おかやま若者就職支援センター」の運営や、「おかやま若者サポートステーション」と連携したネット等の若者の職業的自立の支援に要する経費である。

また、学生等若者の人材還流と県内定着を推進し、県内への就職を促進するために要する経費である。

一般 高齢者等雇用対策費 11,704 (11,704) 11,326

高齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働き続けることができるよう支援するために要する経費である。

一般 障害者雇用対策費 5,573 (5,573) 5,375

障害のある人が能力と適性に応じて、職業を通じ、社会活動に参加して活躍できるよう、就業支援や雇用の促進を図るために要する経費である。

一般 企業人材確保対策費 18,118 (18,118) 21,902

県内中小企業の人材確保支援を目的とした無料職業紹介所を設置し、企業と求職者のマッチングや県外大学進学者のUターン就職促進等に要する経費である。

| | | |
|--|------------------|---------|
| (2) 労働福祉費 | 6,477 (6,477) | 9,905 |
| - 勤労者福祉対策費 | 6,477 (6,477) | 9,905 |
| 労働者等がその能力を十分に発揮できるよう職業生活と家庭生活との両立を図るとともに、誰もが働きやすい環境づくりの実現に向け、働き方改革の推進に要する経費である。 | | |
| 2 職業訓練費 | 862,261(350,092) | 863,020 |
| (1) 職業訓練総務費 | 66,552 (33,627) | 70,482 |
| - 事業内職業訓練費 | 6,076 (3,038) | 5,996 |
| 中小企業事業主の団体等が実施する認定職業訓練の助成に要する経費である。 | | |
| - 産業人材育成事業費 | 60,476 (30,589) | 64,486 |
| 岡山県職業能力開発協会が行う技能検定及び職業訓練に関する指導等の実施並びに高校生の技能検定合格等に向けた支援を行う事業に要する経費である。 | | |
| (2) 職業訓練校費 | 795,709(316,465) | 792,538 |
| - 職業能力開発校職員費 | 319,957(213,316) | 334,535 |
| 給与費 40人 | | |
| - 職業能力開発校運営費 | 69,672 (60,820) | 57,864 |
| 県立高等技術専門校の管理運営に要する経費である。 | | |
| - 職業能力開発校事業費 | 68,505 (24,355) | 63,059 |
| 県立高等技術専門校が行う普通課程・短期課程訓練等に要する経費である。 | | |
| - 職業訓練奨励費 | 35,947 (17,974) | 36,092 |
| 公共職業訓練等を受ける障害者等の経済的負担を軽減するための訓練手当の支給に要する経費である。 | | |
| - 人材育成訓練費 | 301,628 (—) | 300,988 |
| 職業能力の開発による人材育成と早期就職を図るため、県立高等技術専門校において、離転職者等を対象に民間教育訓練機関等を活用して実施する委託訓練に要する経費である。 | | |
| また、教育訓練と企業実習を組み合わせた職業訓練による企業の求人ニーズに応える人材育成及び障害者の雇用の促進を目的とした民間企業や社会福祉法人等を活用した多様な委託訓練の実施に要する経費である。 | | |
| 3 労働委員会費 | 113,059(113,059) | 113,057 |
| (1) 委員会費 | 22,677 (22,677) | 22,391 |
| - 労働委員会費 | 22,677 (22,677) | 22,391 |
| 労働委員会の運営並びに不当労働行為等の審査及び労働争議の調整等の公正な労使関係を保つための | | |

活動に要する経費である。

| | | |
|-----------------------|---------------------|-----------------------------|
| (2) 事務局費 | 90,382 (90,382) | 90,666 |
| - 労働委員会事務局職員費 | 88,937 (88,937) | 89,408 |
| 給与費 9人 | | |
| - 労働委員会事務局運営費 | 1,445 (1,445) | 1,258 |
| 労働委員会事務局の運営に要する経費である。 | | |
| | 令和5年度 当初 (千円) | (一般) 令和4年度 当初 (千円) |

6 農林水産業費

37,924,492(13,266,861)36,546,979

| | | |
|--|-----------------------|------------|
| 1 農業費 | 10,784,444(5,864,450) | 10,879,101 |
| (1) 農業総務費 | 4,806,906(4,074,379) | 5,247,130 |
| - 農業総務職員費 | 2,755,197(2,745,124) | 2,727,152 |
| 給与費 354人 | | |
| - 農政管理費 | 40,988 (40,821) | 43,400 |
| 農林水産関係部所の管理運営及び農林水産行政の企画調整に要する経費である。 | | |
| - 農林水産総合センター運営費 | 700,199(642,482) | 534,625 |
| 農林水産総合センター等の管理運営に要する経費である。 | | |
| - 農林水産物ブランド化推進事業費 | 355,842 (28,514) | 937,864 |
| 国内のみならず世界に通じる「岡山ブランド」の確立を目指し、首都圏及び海外において積極的な宣伝・販売活動を展開するために要する経費である。 | | |
| - 農林水産業強化対策費 | 339,677(319,336) | 315,525 |
| 農林水産行政を推進するため、市町村等が実施する時代のニーズに適合したソフト事業の支援に要する経費である。 | | |
| - 農林水産業基盤整備費 | 164,005(164,005) | 184,779 |
| 「担い手の確保・育成」等の重点支援テーマに資する国庫補助公共事業を市町村等が実施する場合の嵩上げ補助に要する経費である。 | | |
| - 農政総合対策費 | 57,414 (54,242) | 71,817 |
| 農林水産行政の効果的な推進を図るための総合調整に要する経費である。 | | |
| - 生物科学研究所研究費 | | |

| | | |
|--|---------------------|-----------|
| | 61,783 (11,082) | 101,421 |
| 生物科学研究所における農業、工業及び環境分野 についてのバイオテクノロジーの試験研究に要する 経費である。 | | |
| -般 農林水産総合センター連携事業促進費 | 56,164 (23,950) | 55,268 |
| 農商工・産学官連携による6次産業化や研究開発 等を推進するための経費である。 | | |
| -般 農業経営資金対策費 | 45,133 (44,291) | 38,706 |
| 農業経営の改善に取り組む農業者等が必要とする 資金の利子補給等を行うために要する経費である。 | | |
| -般 農業委員会及びネットワーク機構費 | 230,504 (532) | 236,573 |
| 市町村農業委員会及び県農業委員会ネットワー ク機構による農地制度の適切な運用を推進するた めの経費である。 | | |
| (2) 農業改良普及費 | 659,552 (125,713) | 642,718 |
| -般 普及センター運営費 | 13,977 (6,534) | 13,977 |
| 農業普及指導センターの管理運営等に要する経 費である。 | | |
| -般 農産関係県有施設等管理費 | 35,837 (35,837) | 28,734 |
| 青少年農林文化センター三徳園の指定管理等に 要する経費である。 | | |
| -般 普及活動費 | 36,867 (14,752) | 36,931 |
| 農業普及指導員が行う調査研究、普及指導等に 要する経費である。 | | |
| -般 青年農業者等育成対策事業費 | 572,871 (68,590) | 563,076 |
| 農業経営の担い手となる青年農業者等の確保・ 育成を図るための経費である。 | | |
| (3) 農業振興費 | 2,488,394 (574,415) | 2,487,189 |
| -般 狩猟適正化事業費 | 19,065 (13,326) | 18,000 |
| 狩猟免許試験、免許更新及び狩猟者登録に要す る経費である。 | | |
| -般 農業経営基盤強化促進対策事業費 | 137,917 (15,286) | 112,317 |
| 経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営 体の育成を図るため、県、市町村、農業団体等関 係機関が一体となって、認定農業者等の経営改 善支援活動や法人化の推進等、総合的な施策を 展開するための経費である。 | | |
| -般 農地中間管理機構事業費 | 236,647 (51,796) | 262,573 |
| 担い手への農地の利用集積を推進し、規模拡大 | | |

| | | |
|---|---------------------|-----------|
| による農業経営の安定化を促進するための経費である。 | | |
| -般 農山村活性化総合対策費 | 115,896 (7,582) | 98,709 |
| 農山村地域の活性化を図るため、中心経営体の 育成や農地の確保等、地域の基幹産業である農 業の振興に要する経費である。 | | |
| -般 鳥獣被害対策費 | 554,481 (11,884) | 549,753 |
| イノシシ・シカ・サル等の野生鳥獣から農林水 産物への被害を防止するため、防護・捕獲対策 を柱として、総合的に鳥獣被害防止対策を推進 するための経費である。 | | |
| -般 中山間地域等直接支払対策事業費 | 1,424,388 (474,541) | 1,445,837 |
| 中山間地域等において、農業生産活動等の継続 を通じて農地の荒廃を防止し、多面的機能を確 保する観点から、農業者等に対して直接支払交 付金を交付するための経費である。 | | |
| (4) 農作物対策費 | 1,108,181 (34,733) | 792,917 |
| -般 園芸作物生産振興対策費 | 20,875 (20,583) | 20,692 |
| 園芸県岡山にふさわしい園芸作物の生産振興 を推進するための生産拡大・品質向上・販路拡 大の支援及び野菜の市場価格が著しく低落した 場合の経営安定措置に要する経費である。 | | |
| -般 需給調整推進対策費 | 183,700 (700) | 183,873 |
| 需要に応じた米生産及び経営所得安定対策等 の推進を図るための経費である。 | | |
| -般 安全・安心な農産物の生産流通対策費 | 903,606 (13,450) | 588,352 |
| 安全・安心な農産物の生産、流通の推進を図 るための経費である。 | | |
| (5) 肥料対策費 | 980 (651) | 980 |
| -般 肥料検査費 | 980 (651) | 980 |
| 県内で生産・流通する肥料について、肥料取締 法に基づく登録、届出等の事務、生産業者・販 売業者への立入検査等に要する経費である。 | | |
| (6) 植物防疫費 | 37,772 (10,946) | 40,078 |
| -般 植物防疫事業費 | 3,472 (727) | 3,472 |
| 植物防疫法に基づき設置している病害虫防除 所の運営等に要する経費である。 | | |
| -般 病害虫等防除総合対策事業費 | 13,441 (3,534) | 10,973 |
| 重要病害虫の侵入警戒調査や難防除病害虫の 防除技術の開発等により、総合的な防除体系を確 立する | | |

ための経費である。

一般 農薬安全対策費 20,859 (6,685) 25,633
 農薬取締法等に基づく農薬の適正使用に関する指導及び啓発並びに化学肥料や農薬を低減する取組の推進に要する経費である。

(7) 農業協同組合指導費 29,678 (29,678) 29,333
 一般 農協近代化指導費 29,678 (29,678) 29,333
 農業協同組合等の監督に要する経費である。

(8) 農業共済団体指導費 587 (587) 587
 一般 農業共済事業振興対策費 587 (587) 587
 農業保険制度の活用推進及び農業共済組合の監督に要する経費である。

(9) 農業研究所費 481,418 (416,433) 466,057
 業務 農業研究所職員費 389,386 (389,386) 399,135
 給与費 53人
 一般 農業研究所研究費 92,032 (27,047) 66,922
 本県の特徴ある農業振興を推進するため、新品種及び栽培技術の研究等に要する経費である。

(10) 農業大学校費 104,444 (104,444) 107,552
 業務 農業大学校職員費 104,444 (104,444) 107,552
 給与費 11人

(11) 農林水産事業調整費 1,066,532 (492,471) 1,064,560
 債 単県公共農林水産事業費 753,082 (411,521) 738,311
 国庫補助の対象とならない小規模な土地改良事業、林地災害防止事業、林道整備事業及び漁港漁場整備事業を実施するとともに、防災重点農業用ため池対策推進事業等の実施に要する経費である。

債 農林水産事業推進費 313,450 (80,950) 326,249
 農山漁村地域の総合的な整備を図るため、国庫補助事業に単独公共事業を組み合わせるなど、効果的に事業を推進するとともに、災害時において土砂撤去等、緊急に行う災害対応事業の実施に要する経費である。

2 畜産業費 3,498,617 (2,180,839) 2,870,387

(1) 畜産総務費 827,580 (827,580) 820,475
 業務 畜産総務職員費 827,580 (827,580) 820,475
 給与費 104人

(2) 畜産振興費 1,974,821 (975,076) 1,331,558
 一般 酪農大学校対策費 17,480 (17,480) 17,480
 (公財)中国四国酪農大学校における就業効果の高い実践的な担い手教育に対する支援等に要する経費

である。

一般 畜産環境保全推進事業費 5,310 (一) 9,964
 家畜排せつ物の適正管理と処理技術の指導を行うなど、環境保全型畜産の推進に要する経費である。

一般 県営食肉地方卸売市場特別会計繰出金 863,752 (863,752) 757,283
 県営食肉地方卸売市場特別会計への繰出金である。

一般 畜産経営安定推進事業費 1,041,210 (52,701) 485,429
 畜産経営等の高度化、県産飼料の広域流通、家畜等の価格安定、高収益型畜産体制構築等に必要な施設整備に対する支援等に要する経費である。

一般 家畜改良増殖推進事業費 28,729 (27,522) 25,768
 家畜の能力向上を図るための改良増殖と生産振興を総合的に推進するための経費である。

一般 家畜等流通改善事業費 18,340 (13,621) 35,634
 家畜畜産物の流通改善、県産食肉等の販売促進及び地産地消推進に要する経費である。

(3) 家畜保健衛生費 171,842 (63,342) 185,005
 一般 家畜伝染病予防費 27,098 (16,551) 27,098
 家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図るため、家畜保健衛生所に設置している機器の維持管理等に要する経費である。

一般 家畜保健衛生所等運営費 35,882 (35,882) 40,055
 家畜保健衛生所の管理運営等に要する経費である。

一般 家畜衛生推進費 16,943 (3,609) 20,508
 各種家畜衛生対策に要する経費である。

一般 家畜伝染病予防事業費 67,885 (6,861) 73,956
 家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図るための検査、殺処分、病性鑑定等に要する経費である。

一般 家畜保健衛生事業費 24,034 (439) 23,388
 家畜保健衛生所における受精卵移植等畜産技術の提供及び向上並びに飼料の品質確保の指導に要する経費である。

(4) 畜産研究所費 524,374 (314,841) 533,349
 業務 畜産研究所職員費 293,865 (293,865) 314,129
 給与費 34人
 一般 畜産研究所研究費 131,839 (477) 132,591
 畜産研究所における試験研究に要する経費である。

一般 畜産研究所種畜等改良費
61,238 (一) 63,404

県産肉用牛の改良・増殖のため、県下の黒毛和種種雄牛を集中管理し、産肉能力検定等を実施して、優良種雄牛を選抜確保するための経費である。

一般 畜産研究所事業推進費
37,432 (20,499) 23,225

畜産技術の普及浸透、畜産研究所の施設整備及び草地の管理に要する経費である。

3 農 地 費

15,000,930(2,478,931)14,349,957

(1) 農地総務費 3,719,202(1,585,491)3,326,405

業務 農地総務職員費 801,229(781,138) 830,562
給与費 99人

一般 海岸施設等維持管理費
8,489 (7,985) 8,481
海岸法に基づく海岸保全施設及び地すべり等防止法に基づく地すべり指定地の管理に要する経費である。

一般 土地改良施設管理費
156,233(129,321) 152,611
県管理の国営造成施設、県が造成した基幹的農業水利施設及び土地改良財産の管理等に要する経費である。

一般 土地改良調査計画費 14,305 (10,503) 14,667
県営土地改良事業の実施に向けた調査及び計画策定、農業農村整備事業の「環境との調和への配慮」に関する調査及び産地の形成、維持、発展に向けた調査等に要する経費である。

一般 国営造成施設管理補助事業費
488,274(179,167) 433,848
国から管理委託を受けた児島湾締切堤防、新田原井堰等の維持管理及び国営造成施設等の管理体制の整備を図るための経費である。

一般 土地改良事業換地対策費
85,867 (17,479) 89,765
換地処分、土地改良施設の適正管理や保全対策等を推進するために要する経費である。

投資 海岸施設等維持修繕費
4,157 (2,786) 3,780
県が管理する樋門・堤防の維持修繕に要する経費である。

投資 国営事業負担金 1,295,494(175,394) 948,980
国営事業に対する県及び地元負担金の支払に要する経費である。

一般 多面的機能支払事業費
865,154(281,718) 843,711

農業・農村が持つ多面的機能を維持・発揮させるため、水路・農道等地域資源や農村環境の保全管理及び老朽化が進む農業用施設の長寿命化を図る取組を支援するための経費である。

(2) 土地改良費 7,816,690(700,904)7,248,684

一般 土地改良資金償還助成事業費
264,980(264,980) 294,440
(株)日本政策金融公庫等から事業資金を借り入れた土地改良区等に対する償還助成及び利子補給に要する経費である。

一般 土地改良関係受託費
622,959 (一) 567,650
県営の公共事業等に密接に関係し、一体的に施工する必要のある工事等について、関係団体から受託して実施するための経費である。

投資 農業生産基盤整備事業費
4,676,020(290,560)3,854,578
効率的かつ安定的な経営体が大規模な農業経営を展開するための生産基盤の整備や、農地の高度利用が図られるよう地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備等に要する経費である。

投資 農道整備事業費 1,690,561 (71,111)1,642,180
農業の振興を図る地域において、農産物の流通の合理化を図るための農道網を整備することにより高生産性農業を促進し、農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善を促進するとともに、老朽化が進行する施設の保全対策を実施するための経費である。

投資 農村総合整備対策費
562,170 (74,253) 889,836
生産性の高い農業の育成と活力ある農村地域社会の発展に資するため、農村の生産基盤や生活環境の整備を総合的に推進する経費である。

(3) 農地防災事業費 3,284,883(184,659)3,724,143

投資 農地防災事業費 3,284,883(184,659)3,724,143
豪雨や地震、高潮等天災による農業用施設等の被害を未然に防止するための経費である。

(4) 開墾及び開拓事業費 162,257 (10) 33,675

投資 防衛施設周辺障害防止事業費
162,257 (10) 33,675
自衛隊の演習等により、降雨時の洪水や泥土の流出等による被害を被った下流農業施設に対する回復工事に要する経費である。

(5) 農地調整費 17,898 (7,867) 17,050

| | | | | | | |
|--|------------------|--------------------|------------------|--|--|--|
| -般 農地関係調整費 | 7,448 | (7,448) | 6,600 | | | |
| 岡山県農地開発公社の解散に伴い、代物弁済として取得した農地の維持管理及び売払い等に要する経費である。 | | | | | | |
| -般 農地調整対策費 | 10,450 | (419) | 10,450 | | | |
| 農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の適正な運用等を図るための経費である。 | | | | | | |
| 4 林業費 | 7,676,100 | (2,335,934) | 7,252,797 | | | |
| (1) 林業総務費 1,720,418(1,015,674)1,419,899 | | | | | | |
| 経 林業総務職員費 | 825,782 | (803,515) | 850,186 | | | |
| 給与費 | 107人 | | | | | |
| -般 森林審議会費 | 419 | (419) | 419 | | | |
| 森林法に基づく森林審議会の運営に要する経費である。 | | | | | | |
| -般 森林公園管理運営費 | 31,820 | (30,034) | 32,198 | | | |
| 県立森林公園の指定管理等に要する経費である。 | | | | | | |
| -般 森林管理システム市町村等支援事業費 | 161,798 | (12,013) | 120,561 | | | |
| 森林経営管理制度により、森林の経営管理を担う市町村等への支援を総合的に行うための経費である。 | | | | | | |
| -般 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費 | 280,062 | (570) | 17,996 | | | |
| 木材利用拡大のための、木材加工流通施設整備等の支援及び森林経営の委託を受けた者に対する、森林経営計画の作成、森林境界の明確化等の支援に要する経費である。 | | | | | | |
| -般 森林計画樹立事業費 | 17,952 | (10,910) | 17,148 | | | |
| 地域森林計画の策定・変更に必要な森林資源の調査や森林簿の作成等に要する経費である。 | | | | | | |
| -般 岡山県市町村森林経営管理支援基金積立金 | 118,450 | (118,430) | 119,316 | | | |
| 国からの森林環境譲与税及び基金運用益の積立に要する経費である。 | | | | | | |
| -般 森林保全管理費 | 198,764 | (155) | 193,139 | | | |
| 山火事予防の総合対策の実施、森林災害を対象とした保険制度である森林保険事業の普及啓発、間伐・路網整備等の支援に要する経費である。 | | | | | | |
| -般 保安林等管理費 | 73,756 | (28,013) | 51,683 | | | |
| 森林法に基づく保安林の適正な管理、損失補償、森林の適正な開発の指導、集落周辺森林の荒廃状況調査等に要する経費である。 | | | | | | |
| -般 大規模林道推進事業費 | 11,615 | (11,615) | 17,253 | | | |
| 大規模林道建設に伴う県負担金の支払及び地元負担金の負担軽減に要する経費である。 | | | | | | |
| (2) 林業振興指導費 1,448,990(611,302)1,455,022 | | | | | | |
| -般 森林組合強化対策費 | 1,616 | (1,616) | 1,889 | | | |
| 森林組合の監督及び経営基盤の強化に要する経費である。 | | | | | | |
| -般 林業技術普及指導費 | 9,231 | (6,388) | 9,262 | | | |
| 林業普及指導員が行う調査や普及指導等に要する経費である。 | | | | | | |
| -般 おかやまの森林・林業を支える担い手対策事業費 | 42,948 | (4,600) | 42,937 | | | |
| 林業担い手の確保・育成、林業就労環境の改善等に要する経費である。 | | | | | | |
| -般 県産材需要拡大対策事業費 | 231,095 | (367) | 227,542 | | | |
| 県産材の需要を拡大するため、県産材利用木造住宅等の建設促進や公共建築物等での県産材使用等の支援に要する経費である。 | | | | | | |
| -般 おかやま森づくり県民基金事業費 | 606,507 | (587,546) | 615,592 | | | |
| おかやま森づくり県民基金の基金事業及び基金積立金に要する経費である。 | | | | | | |
| -般 県民参加の森づくり推進事業費 | 45,058 | (—) | 45,114 | | | |
| 森林の適正な保全・整備のための県民参加による森づくり及び森づくり県民税を活用した森林保全事業に対する理解を深めるための情報発信に要する経費である。 | | | | | | |
| -般 岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金積立金 | 501,651 | (—) | 501,804 | | | |
| (公社)おかやまの森整備公社に対し、将来にわたる経営の健全化を図るための財政支援を目的として設置した「岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金」の運用益及び経営改善貸付金償還金の積立に要する経費である。 | | | | | | |
| -般 冷夏、長雨緊急対策農林事業元利償還助成事業費 | 10,739 | (10,640) | 10,737 | | | |
| 平成5年の冷夏、長雨の被害地域で森林の保育事業等に必要な資金を農林中央金庫から借り入れた者に対する、元利償還助成等に要する経費である。 | | | | | | |
| -般 林業改善資金貸付金特別会計繰出金 | 145 | (145) | 145 | | | |
| 林業改善資金貸付金特別会計への繰出金である。 | | | | | | |
| (3) 森林病虫害防除費 80,942(2,471)90,427 | | | | | | |
| -般 自然力を活かした荒廃森林の再生事業費 | 80,942 | (2,471) | 90,427 | | | |
| 管理放棄や病虫害等により荒廃した森林の再生に | | | | | | |

要する経費である。

(4) **治山費 1,096,846(131,822)1,084,009**
債 治山事業費 1,074,946(109,922)1,064,048
 山地災害から県土を保全し、森林の有する公益的機能を高め、良好な生活環境の保全・形成を図るために、治山施設の設置や保安林の整備等の推進に要する経費である。
債 治山施設維持修繕費 21,900 (21,900) 19,961
 治山事業で整備し、県が管理する治山施設の維持修繕に要する経費である。

(5) **森林研究所費 207,547(111,042) 204,309**
繰 森林研究所職員費 100,374(100,374) 101,314
 給与費 13人
一般 森林研究所研究費 35,958 (7,286) 39,139
 森林研究所における試験研究に要する経費である。
一般 優良種苗確保事業費 71,215 (3,382) 63,856
 造林事業に必要な品種系統の優良な種苗を確保するための育種、種子採取、少花粉スギ・ヒノキ品種への植替えの促進等に要する経費である。

(6) **森林整備費 3,121,357(463,623)2,999,131**
一般 造林事業等特別会計繰出金
 1,380,684(113,963)1,366,238
 造林事業等特別会計への繰出金である。
一般 おかやま元気な森づくり推進事業費
 156,007 (一) 149,737
 森林の持つ水源かん養、県土の保全、地球温暖化防止等の公益的機能を将来にわたって発揮させるため、国庫補助の対象とならない森林の間伐やこれに必要な作業道の整備等を推進するための経費である。
債 林道整備事業費 550,162 (31,466) 454,120
 林業経営の合理化、森林の適正管理等のために必要となる林道の整備に要する経費である。
債 造林補助事業費 1,034,504(318,194)1,029,036
 国土の保全、水源のかん養等、森林の有する公益的機能の維持・増進を図るための森林整備に要する経費である。

5 水産業費 964,401(406,707)1,194,737

(1) **水産業総務費 95,753 (95,753) 98,453**
繰 水産業総務職員費 95,753 (95,753) 98,453
 給与費 12人

(2) **水産業振興費 104,328 (48,860) 73,606**
一般 漁業振興費 4,969 (4,969) 5,241
 水産団体の育成強化、中間育成場整備等に要する経費である。
一般 水産業改良普及事業費

1,266 (867) 1,184
 水産業普及指導員が行う調査研究、普及指導等に要する経費である。

一般 よみがえれ豊かな海再生事業費
 1,615 (160) 1,583
 レジャー団体等がボランティアで行う海面の清掃美化活動に対する支援に要する経費である。

一般 水産資源保護対策事業費
 10,516 (4,858) 17,325
 水産資源の維持・増大を図るための防疫対策等を推進するための経費である。

一般 栽培漁業事業費 75,816 (28,060) 36,760
 水産資源の維持・増大を図るための資源管理等に要する経費である。

一般 漁業振興対策事業費 9,846 (9,646) 11,213
 魚礁周辺での集魚状況等の調査及び漁業近代化資金の利子補給に要する経費である。

一般 沿岸漁業改善資金貸付金特別会計繰出金
 300 (300) 300
 沿岸漁業改善資金貸付金特別会計への繰出金である。

(3) **水産業協同組合指導費 2,198 (2,198) 2,270**
一般 漁業協同組合強化対策費
 605 (605) 677
 漁業協同組合の監督に要する経費である。
一般 漁業協同組合経営基盤強化対策費
 1,593 (1,593) 1,593
 漁業協同組合の経営基盤の強化に要する経費である。

(4) **漁業調整費 61,788 (54,491) 50,703**
繰 海区漁業調整委員会職員費
 44,784 (44,784) 42,265
 給与費 6人
一般 漁業調整委員会費 7,833 (4,940) 7,867
 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の運営に要する経費である。
一般 漁場利用対策事業費 9,171 (4,767) 571
 漁業紛争の解決及び入漁調整等の水面の利用調整に要する経費である。

(5) **漁業取締費 14,094 (7,621) 13,739**
一般 漁政諸費 14,094 (7,621) 13,739
 漁業取締、漁業権の免許、漁業の許可、漁船の登録・検認等に要する経費である。

(6) **水産研究所費 199,324(148,985) 192,734**
繰 水産研究所職員費 138,981(138,981) 137,194

給 与 費 18人

-般 水産研究所研究費 42,397 (4,166) 37,594
水産研究所における調査、試験研究等に要する経費である。

-般 水産研究所種苗生産事業費
17,946 (5,838) 17,946
水産研究所の種苗生産事業に要する経費である。

(7) 漁港管理費 36,761 (11,314) 35,647

-般 漁港管理費 15,351 (—) 15,265
県管理の漁港施設、海岸保全施設等の管理に要する経費である。

繰 漁港維持修繕費 21,410 (11,314) 20,382
県管理の漁港施設、水門の維持修繕及び漁港泊地における浚渫に要する経費である。

(8) 漁港建設費 450,155 (37,485) 727,585

繰 漁港漁場整備事業費
450,155 (37,485) 727,585
水産物の安定供給と水産資源の生産力向上を推進するための水産基盤等の整備に要する経費である。

令和5年度 (一般) 令和4年度
当 初 (財源) 当 初
(千円) (千円)

7 商 工 費 12,765,173 (8,009,508) 18,704,857

1 商 業 費 551,442 (516,407) 5,912,025

(1) 商業総務費 505,313 (471,465) 5,866,498

繰 商業総務職員費 266,120 (266,120) 289,048
給 与 費 31人

-般 商工施策推進費 195,193 (192,913) 179,782
商工行政のきめ細い推進を図るため商工関係者との対話を積極的に行うとともに、本県経済をとりまく種々の問題を的確に把握するなど商工施策の推進に資する経費及び県有施設の管理に要する経費である。

-般 産業労働総合対策費 12,432 (12,432) 5,365,994
産業労働行政の総合的な推進に要する経費である。

-般 岡山県総合展示場コンベックス岡山整備基金積立金 31,568 (—) 31,674
岡山県総合展示場コンベックス岡山の施設、設備等の充実を図るため、指定管理者から納付される定額納付金の一部及び基金運用益等を積み立てる経費である。

(2) 貿易振興費 21,276 (21,276) 21,161

-般 貿易等経済国際化対策費
21,276 (21,276) 21,161
地域経済の国際化を推進するために要する経費で

ある。

(3) 大阪事務所費 24,853 (23,666) 24,366

-般 大阪事務所運営費 24,853 (23,666) 24,366
大阪事務所の管理運営等に要する経費である。

2 工 鉱 業 費

11,499,324 (6,830,387) 12,101,397

(1) 工鉱業総務費 4,135,800 (3,490,049) 3,693,110

繰 工鉱業総務職員費 435,113 (435,113) 451,410
給 与 費 57人

-般 企業立地推進費 2,890 (2,890) 2,817
県内工業団地等への企業の誘致を推進するために要する経費である。

-般 企業誘致等対策費
3,282,209 (3,052,046) 2,775,392

県内工業団地等に立地した企業に対する補助等、県内への企業の立地促進のために要する経費である。

-般 石油貯蔵施設立地対策費
143,217 (—) 143,143

石油貯蔵施設設置の円滑化を図るため、同施設周辺地域で消防防災施設等を整備した市町等に対して行う交付金の交付等に要する経費である。

-般 電源立地特別対策費
272,371 (—) 273,640

原子力発電関連施設所在・隣接市町が行う企業導入・産業活性化・福祉対策事業等に対する補助に要する経費である。

(2) 中小企業振興費 6,465,419 (2,522,089) 7,524,394

-般 中小企業振興支援費 18,753 (18,596) 18,370
商工会や組合等の指導監督等、中小企業振興施策の推進に要する経費である。

-般 販路開拓支援事業費 71,424 (36,678) 79,500
県内中小企業の売り上げの向上や販路拡大を図るために要する経費である。

-般 岡山デニム世界進出支援事業費
14,625 (14,625) 14,457

県産デニム製品の海外市場への販路拡大を図るため、岡山デニムの魅力発信を行うとともに、海外展示会へ出展する県内企業への出展支援に要する経費である。

-般 技術振興事業費 640,780 (70,253) 576,347

県内ものづくり企業の振興のため、県内中小企業のEVシフトへの対応支援をはじめ、研究開発拠点の整備、共同研究の実施及び新技術・新製品の研究開発の支援等に要する経費である。

-般 産学官連携推進事業費

151,775 (22,684) 143,765
産学官連携の拠点として設置している「岡山県企業と大学との共同研究センター」を核として取り組む、企業と大学等とのマッチングや共同研究の推進、企業人材育成等に要する経費である。

一般 グリーンバイオ・プロジェクト推進事業費
10,197 (一) 10,250
木質バイオマスを原料とする新素材、セルロースナノファイバー(CNF)を活用した製品開発・実用化に向けた支援に要する経費である。

一般 ベンチャー創出育成推進事業費
35,983 (4,471) 24,842
ベンチャーの創出・育成のための資金調達支援等や、中小企業のデジタル化推進のための専門家の派遣等による伴走支援や5Gを活用したIoT等の研究開発の支援等に要する経費である。

一般 循環型産業クラスター形成促進事業費
44,245 (一) 44,117
循環資源の利活用の推進等により、県内循環型産業の振興を図るための経費である。

一般 中小企業経営革新等支援事業費
257,970(193,571) 249,963
中小企業の経営革新を積極的に支援するための経営革新計画の承認や、企業の成長戦略を具現化するプロフェッショナル人材等の確保支援、下請取引のあっせん、大規模展示商談会の開催等に要する経費である。

一般 中小企業金融対策費
3,134,442(186,784)4,338,931
中小企業の金融の円滑化を図るための融資制度を取り扱う金融機関等に対する利子補給等に要する経費である。

一般 商工団体支援事業費
1,943,604(1,896,854)1,859,831
商工会、商工会議所等が行う経営相談、金融相談、記帳指導等の経営改善普及事業に対する補助、中小企業団体中央会が行う中小企業の組合の設立指導や運営指導等に対する補助に要する経費である。

一般 中小企業支援センター事業推進費
52,761 (32,798) 77,494
創業予定者や中小企業の経営者が経営革新や事業承継、デジタル化等の経営上の課題を気軽に相談できる支援拠点の運営、支援事業実施に要する経費である。

一般 創業等推進事業費 88,860 (44,775) 86,527

本県産業の担い手となる起業家の発掘、育成、フォローアップや、地域課題の解決を目的とした事業の立ち上げ支援等、多角的な視点で創業支援を推進するとともに、中小企業を支える人材育成等に要する経費である。

(3) 計量検定費 39,233 (32,421) 33,577
一般 計量法施行費 39,233 (32,421) 33,577
計量法に基づく特定計量器の検定、検査、計量法関係事業の登録・指定・届出の受理、及び計量器使用事業者に対して計量器の適正使用を指導するために要する経費である。

(4) 工業技術センター費 825,465(765,821) 784,108
義務 工業技術センター職員費
443,141(443,141) 440,443
給与費 55人
一般 工業技術センター運営費
344,381(312,771) 305,159
工業技術センターの運営に要する経費である。

一般 研究開発費 37,943 (9,909) 38,506
工業技術センターが産業振興を図るために、企業ニーズや技術動向に基づいた研究開発を実施する経費である。

(5) 鉱業振興費 33,407 (20,007) 66,208
一般 鉱業対策費 33,407 (20,007) 66,208
休廃止鉱山の鉱害防止対策事業に係る補助に要する経費である。

3 観光費 714,407(662,714) 691,435
(1) 観光費 714,407(662,714) 691,435
義務 観光関係職員費 172,912(172,912) 141,123
給与費 21人
一般 観光事業指導運営費 2,416 (2,284) 2,369
旅行業法に関する事務、所管財産の管理等に要する経費である。

一般 県産品競争力強化支援事業費
134,087(130,472) 141,111
首都圏における岡山県の認知度アップ、地域のブランド化を推進するとともに、伝統的工芸品の振興等を図るための事業に要する経費である。

一般 観光地魅力向上対策事業費
229,490(189,519) 261,885
観光客の滞在時間の延長につながる取組を推進するとともに広域観光の推進に関する事業、各種情報発信等の各観光地の魅力向上につながる事業、令和5年7月から9月に開催する岡山デスティネーションキャンペーン(アフターキャンペーン)の実施に

要する経費である。

一般 国際観光推進事業費

133,017(125,042) 102,462

海外からの観光客誘致に向けた情報発信や受入環境の充実に要する経費である。

一般 観光支事業費 42,485 (42,485) 42,485

官民一体となった観光振興を行うため、(公社)岡山県観光連盟への助成事業や大規模イベントへの支援等に要する経費である。

令和5年度(一般) 令和4年度
当 初 (財源) 当 初
(千円) (千円)

8 土 木 費

64,970,947(14,355,398) 64,049,175

1 土木管理費 6,734,555(2,804,942) 6,428,182

(1) 土木総務費 1,880,112(1,853,843) 1,787,595

事務 土木総務職員費

1,628,166(1,628,166) 1,623,613

給与費 205人

一般 土木行政運営費 126,251(126,251) 124,272

土木行政の運営に要する経費及び岡山県土地開発公社の職員に係る共済組合掛金県負担金である。

土木監視員人件費 112,456

建設研修負担金等 7,674

公社職員共済組合負担金 6,121

一般 土木工事システム管理費

29,862 (26,283) 29,238

公共工事の発注過程の透明性の向上、入札事務の省力化及び入札参加者の負担の軽減を図るため、電子入札システムなど各種システムの管理・運用を行う経費である。

一般 建設統計調査費 1,415 (—) 1,415

統計法による基幹統計として、建設工事統計調査を国から受託して実施するための経費である。

一般 建設産業人材確保・定着促進事業費

3,153 (3,153) 3,153

土木・建築系学科で学ぶ高校生を対象とした工事現場の見学会や建設業従事者との意見交換会を開催するほか、建設業者に対し、安全で働きやすい労働環境実現のための情報を総合的に提供するなど、関係機関・団体と連携して、県内建設産業を人材確保・定着促進の面から支援するための経費である。

一般 災害対応力強化事業費

8,152 (8,152) 4,134

災害時における被災状況の迅速かつ安全な把握

や、平常時における落石発生箇所等の調査の効率化を図るため、ドローンの導入や操縦に必要な知識・技術を有する操縦者を育成するための経費である。

一般 遠隔臨場等デジタル技術活用事業費

885 (885) 1,770

工事の段階確認など県監督員による現場立会が必要な工程において、Web会議ツールで現場の様子を配信してもらい、オンラインで状況を確認する遠隔臨場等を行うための経費である。

一般 3Dおかやま情報基盤整備事業費

82,228 (60,953) —

インフラ分野において、デジタル技術を活用し、災害対応の迅速化や、各種施設の調査・点検の効率化、県民の安全・安心を守る防災情報の提供等を行うため、3次元デジタル地形図及びデータボックスを整備するとともに、道路の維持管理に係るパトロールや舗装点検をシステム化する経費である。

(2) 建設業指導監督費 43,907 (3,588) 37,067

一般 建設業法諸費 43,907 (3,588) 37,067

建設業の許可及び業者指導、浄化槽工事業者の登録、解体工事業者の登録・指導、事業評価監視委員会及び入札・契約適正化委員会の運営、積算基準書類の作成、経営事項審査等に要する経費である。

建設業関係諸費 16,960

建設業審議会経費 166

建設工事紛争審査会経費 1,322

建設リサイクル法諸費 1,281

技術管理運営費 7,536

建設業適正化推進点検事業費 16,189

入札・契約適正化委員会運営費 453

(3) 用地諸費 6,245 (5,303) 6,162

一般 用地処理対策費 6,245 (5,303) 6,162

未登記用地の登記促進、用地問題に関する弁護士への相談、用地職員研修の資料作成及び土地収用法に基づき設置する収用委員会の運営・活動に要する経費である。

未登記用地処理費 88

用地処理対策費 582

土地収用法諸費 5,575

(4) 普通海域管理費 619 (—) 586

一般 普通海域管理費 619 (—) 586

岡山県普通海域管理条例に規定する普通海域の管理に要する経費である。

(5) 建築指導費 239,084(188,088) 165,134

一般 建築・開発審査諸費 29,027 (12,679) 28,252

建築士法に基づく建築士の試験及び指導監督、建築基準法に基づく建築確認申請の審査及び検査、都市計画法に基づく開発許可申請の審査及び検査、宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引士の試験、登録、宅地建物取引業者の指導、建築物省エネ法の指針等の検討並びに建築の魅力の情報発信を実施するための経費である。

一般 おかやま快適安心まちづくり推進事業費

124,202(123,128) 90,505

「おかやま快適安心まちづくり推進プラン」に基づく住宅・建築物の耐震化の促進、空家等対策を推進するための先進的事例等の普及促進や除却支援に要する経費である。

一般 建築動態統計調査費 629 (一) 629

統計法及び建築基準法に基づく建築物の着工・滅失量の調査を国から受託して実施するための経費である。

一般 災害復旧住宅建設資金利子補給金

18,952 (18,952) 20,748

災害復興住宅建設資金等を借り入れた被災者に対し利子補給を行う市町村への補助に要する経費である。

一般 盛土災害防止対策推進事業費

66,274 (33,329) —

盛土規制法に基づく規制区域指定に係る調査及び既存盛土調査の実施に要する経費である。

(6) 土木事業調整費 4,564,588(754,120)4,431,638

一般 単県公共土木事業費

4,564,588(754,120)4,431,638

国庫補助事業の対象とならない道路、河川、港湾、都市計画の各種事業実施に要する経費である。

2 道路橋りよう費

29,876,828(5,671,582)28,352,587

(1) 道路橋りよう総務費

2,266,531(2,218,498)2,259,396

一般 道路橋りよう総務職員費

2,153,034(2,153,034)2,147,179

給与費 265人

一般 道路管理費 42,133 (6,115) 46,789

県管理道路の保安全管理に要する経費である。

一般管理経費 19,048

道路損害賠償責任保険経費 6,973

道路台帳補正経費 16,112

一般 道路関係調査費 59,349 (59,349) 53,982

事業着手前の子備調査及び概略設計等に要する経

費である。

一般 市町村道路事業指導監督費

12,015 (一) 11,446

市町村が国庫支出金を受けて実施する道路事業の指導・監督に要する経費である。

(2) 道路維持費 5,997,791(1,468,876)5,507,329

一般 おかやまアダプト推進事業費

53,456 (53,456) 52,468

県管理の道路、河川、海岸及び公園の一定区域を養子（アダプト）と見なして清掃、緑化管理等を行う団体を募集し、活動を推進するための経費である。

一般 セーフティ・ロード推進事業費

73,600 (11,600) 73,600

崩土等の発生により道路通行規制を実施した箇所及び落石の発生が予測される箇所に、緊急対策工事を実施する経費である。

一般 緊急道路環境整備事業費

212,100 (38,100) 212,100

安全で快適な道路環境の整備を図るための経費である。

交差点改良 164,900

バス停改良 10,000

トンネル防災施設 31,900

道の駅 5,300

一般 道路維持修繕費

5,105,674(1,296,759)4,658,910

県管理道路を良好な状態に保つための維持修繕に要する経費である。

一般 単県舗装補修費 552,961 (68,961) 510,251

既設舗装道の破損箇所及び耐用年数の経過した老朽箇所の補修に要する経費である。

(3) 道路新設改良費

21,343,547(1,955,049)20,339,855

一般 魅力発見！『岡山米子線』利用促進事業費

2,957 (2,957) 2,957

岡山米子線の早期全線4車線化に向けた利用促進等の活動に要する経費である。

一般 I T S推進事業費 852 (852) 852

通行規制情報等の提供を行う道路通行規制システムの運用管理を行うための経費である。

一般 道路関係受託事業費

520,301 (一) 413,148

道路改築事業等の実施に併せて市町村等の事業を受託し施工するための経費である。

一般 公共用地等取得事業特別会計繰出金

| | | | |
|--|------------------|-----|-----------------------------|
| | 600,000 | (一) | 600,000 |
| 土木事業の円滑な推進を図るため、岡山県公共用地等取得事業特別会計において実施する公共用地の先行取得に要する繰出金である。 | | | |
| | 道路等用地取得費への繰出金 | | 600,000 |
| 繰 | 道路整備事業費 | | 5,636,540(429,069)4,949,540 |
| 国土交通省道路局所管補助金を活用し、地域高規格道路等を整備するための経費である。 | | | |
| | 道路改築 | | 1,971,900 |
| | 橋梁補修 | | 1,952,040 |
| | 交通安全 | | 798,400 |
| | 道路災害防除 | | 425,200 |
| | 電線共同溝 | | 56,700 |
| | 道路施設修繕 | | 432,300 |
| 繰 | 地方道路整備事業費 | | 2,550,987(167,090)2,617,343 |
| 社会資本整備総合交付金を活用し、国道・県道の新設、改良修繕、その他道路事業を実施するための経費である。 | | | |
| | 道路改築 | | 1,465,887 |
| | 橋梁補修 | | 146,500 |
| | 交通安全 | | 305,600 |
| | 道路災害防除 | | 372,800 |
| | 雪寒 | | 73,400 |
| | 舗装補修 | | 85,500 |
| | 道路施設修繕 | | 101,300 |
| 繰 | 地方特定道路整備事業費 | | 5,810,276(751,402)6,046,981 |
| 地域の振興・活性化等を図るため早急に整備が必要な路線について、補助事業に併せて整備推進を図るための経費である。 | | | |
| 繰 | 生き生き道路整備事業費 | | 1,236,800(105,045)1,161,700 |
| 生き生きプランの推進を図るため、地域の实情に沿った道路整備を進めるための経費である。 | | | |
| | 道路整備特別対策事業 | | 125,000 |
| | 中山間地域等交通難所緊急対策事業 | | 661,900 |
| | 美作岡山間道路建設事業 | | 401,000 |
| | おかやまスタンダード道路事業 | | 48,900 |
| 繰 | 国直轄道路事業負担金 | | 4,984,834(498,634)4,547,334 |
| 国土交通省が直轄で行う国道の改良等に要する経費の県負担金である。 | | | |
| | 改築 | | 4,504,000 |

| | | | |
|---|----------------|-----------------------------|---------------------------------|
| | 交通安全・交通事故対策 | | 338,334 |
| | 電線共同溝 | | 142,500 |
| (4) | 橋りよう維持費 | 265,938 (26,138) | 243,482 |
| 繰 | 橋りよう維持費 | 265,938 (26,138) | 243,482 |
| 県管理橋梁の修繕、管理システムの維持管理に要する経費である。 | | | |
| (5) | 瀬戸大橋費 | 3,021 (3,021) | 2,525 |
| 一般 | 瀬戸大橋関連費 | 3,021 (3,021) | 2,525 |
| 瀬戸大橋に係る連絡調整等に要する経費である。 | | | |
| 3 河川海岸費 | | | |
| | | | 19,685,006(2,457,296)19,862,401 |
| (1) | 河川総務費 | 2,009,435(1,081,338) | 1,912,899 |
| 繰 | 河川総務職員費 | 627,649(561,934) | 625,888 |
| | 給与費 | | 77人 |
| 一般 | 河川管理費 | 362,384(120,605) | 329,378 |
| 河川及び堤防・水門・樋門・排水機場等河川管理施設の管理・点検に要する経費である。 | | | |
| | 河川環境整備費 | | 153,555 |
| | 堤防点検費 | | 82,175 |
| | 一般管理費 | | 7,941 |
| | 水位計等管理費 | | 118,713 |
| 一般 | えん堤管理費 | 326,011(162,241) | 311,625 |
| 旭川ダム、湯原ダム、河本ダム、高瀬川ダム、鳴滝ダム、八塔寺川ダム、津川ダム、檜井ダム、千屋ダム、竹谷ダム、河平ダム、三室川ダム、笹ヶ瀬川調整池等の管理に要する経費である。 | | | |
| 一般 | 利水管理費 | 13,633 (10,649) | 13,368 |
| 河川改修等に必要の情報収集のための河川の流量等の調査に要する経費及び高瀬川ダム管理用発電所の運営等に要する経費である。 | | | |
| | 流量観測経費 | | 7,048 |
| | 高瀬川発電所運営管理費等 | | 6,585 |
| 一般 | 河川調査費 | 332 (—) | 305 |
| 一年間に発生した水害等の調査を国から受託して実施するための経費である。 | | | |
| 一般 | 河川海岸調査費 | 158,244(123,329) | 108,142 |
| 河川整備基本方針等策定、河川現況調査及び水害リスク情報空白域の解消・縮小に要する経費である。 | | | |
| 一般 | 準用河川改修事業指導監督費 | | 100 (—) 100 |
| 市町村が国庫補助を受けて実施する準用河川改修事業の指導・監督に要する経費である。 | | | |
| 一般 | 水資源対策費 | 47,566 (37,240) | 54,493 |
| 水資源開発対策及び水源地域の振興対策に要する経費である。 | | | |

| | |
|--|-----------------------------|
| 水資源開発促進費 | 27,539 |
| 苫田ダム関連費 | 20,027 |
| 投資 河川維持修繕費 | 473,516 (65,340) 469,600 |
| 河川管理施設の維持修繕及び管理上必要な小規模堆積土砂の除去に要する経費である。 | |
| 河川修繕 | 69,204 |
| 水門修繕 | 163,761 |
| 小規模浚渫 | 102,010 |
| ダム管理設備等修繕 | 70,364 |
| 堤防点検等緊急修繕 | 68,177 |
| (2) 河川改良費 14,448,571(994,542) 14,798,531 | |
| 一般 河道内整備事業費 | 500,000 (200) 600,000 |
| 洪水被害リスクの軽減を図るため、市町村との協働により、コスト縮減に取り組みながら、河道内の堆積土砂の撤去、樹木の伐採を行うための経費である。 | |
| 一般 河川関係受託事業費 | 663,234 (一) 894,677 |
| 河川事業等の実施に併せて、市町村管理の道路橋改築工事等を市町村から受託し、施工する経費である。 | |
| 投資 河川改修費 | 1,962,198(107,798)1,963,300 |
| 社会資本総合整備計画等に基づき、一級河川の指定区間及び二級河川の改修、水門等の長寿命化を行う経費である。 | |
| 広域河川改修事業 | 1,736,658 |
| 総合流域防災事業 | 10,300 |
| 河川メンテナンス事業 | 215,240 |
| 投資 えん堤整備事業費 | 293,569 (13,044) 486,750 |
| ダムの管理設備の整備等に要する経費である。 | |
| 旭川ダム | 91,960 |
| 河本ダム | 83,600 |
| 八塔寺川ダム | 20,829 |
| 千屋ダム | 20,900 |
| 竹谷ダム | 59,560 |
| 河平ダム | 16,720 |
| 投資 河川激甚災害対策特別緊急事業費 | 2,087,400 (99,700)3,958,500 |
| 洪水により激甚な被害が発生した河川について、再度災害の防止を図るため、集中的かつ緊急的に実施する改良事業に要する経費である。 | |
| 投資 単県河川改修費 | 2,072,905 (90,835)2,111,154 |
| 市町村と一体となって行う河川環境整備、護岸等の修繕、河川管理施設の延命化対策及び国庫補助等の対象とならない河川改修を実施するための経費で | |

| | |
|---|-----------------------------|
| ある。 | |
| 出会いとふれあいの水辺づくり事業 | 85,000 |
| 単県河川修繕事業 | 265,830 |
| 単県長寿命化対策事業 | 77,950 |
| 単県河川改修事業 | 1,521,824 |
| 単県長寿命化対策事業(ダム) | 122,301 |
| 投資 河川災害復旧等関連緊急事業費 | 105,000 (5,700)1,074,100 |
| 河川上流部における改良復旧事業により、下流部での流量増加への対応等が必要な区域について行う緊急的な改修事業に要する経費である。 | |
| 投資 国直轄河川事業負担金 | 6,764,265(677,265)3,583,000 |
| 国土交通省が直轄で行う一級河川の改修に要する経費の県負担金である。 | |
| 河川改修 | 6,613,665 |
| ダム再生 | 150,600 |
| (3) 砂防費 2,702,816(301,232)2,621,671 | |
| 一般 海岸砂防管理費 | 79,513 (74,613) 89,482 |
| 県の管理する建設海岸、水門及び既設砂防関係施設(砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設)の維持管理等に要する経費である。 | |
| 海岸等管理費 | 28,628 |
| 砂防指定地等管理費 | 40,871 |
| 地震計管理費 | 1,459 |
| 雨量テレメータ管理費 | 4,867 |
| 土砂災害危険度情報システム管理費 | 2,348 |
| 諸負担金 | 1,040 |
| 中国地区災害査定業務協議会開催経費 | 300 |
| 一般 砂防関係調査費 | 22,081 (22,081) 20,592 |
| 砂防関係事業の新規事業化に向けた概略検討・事前評価資料の作成・全体計画の策定に要する経費である。 | |
| 一般 土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業費 | 1,297 (1,297) 1,297 |
| 市町村と連携し、国の支援制度を活用しながら、土砂災害特別警戒区域内の家屋の移転を促すための経費である。 | |
| 投資 砂防関係事業費 | 2,545,077(186,633)2,460,200 |
| 砂防法、地すべり防止法、急傾斜地法、土砂災害防止法に基づき、ハード、ソフトの両面から土砂災害対策を実施するための経費である。 | |

| | | | |
|--|------------------|--------------------|------------------|
| 砂防事業 | 1,743,507 | | |
| 地すべり対策事業 | 78,750 | | |
| 急傾斜地崩壊対策事業 | 581,820 | | |
| 土砂・洪水氾濫対策 | 10,000 | | |
| 基礎調査 | 18,000 | | |
| 情報基盤整備 | 10,500 | | |
| 砂防メンテナンス事業 | 102,500 | | |
| 繰 海岸砂防修繕費 | 54,848 | (16,608) | 50,100 |
| 県の管理する建設海岸、水門及び既設砂防関係施設（砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）の修繕に要する経費である。 | | | |
| 海岸修繕 | 10,448 | | |
| 水門修繕 | 3,910 | | |
| 砂防施設修繕 | 40,490 | | |
| (4) 海岸保全費 | 519,500 | (75,500) | 523,020 |
| 繰 建設海岸保全費 | 519,500 | (75,500) | 523,020 |
| 高潮、波浪等による被害から背後地を防護するため、堤防、護岸等の整備に要する経費である。 | | | |
| (5) 水防費 | 4,684 | (4,684) | 6,280 |
| 一般 水防対策費 | 4,684 | (4,684) | 6,280 |
| 水防協議会の運営及び水防計画書の作成、水防体制の充実強化に要する経費である。 | | | |
| 4 港湾費 | 5,252,451 | (1,769,361) | 5,988,791 |
| (1) 港湾管理費 | 916,247 | (437,111) | 828,626 |
| 繰 港湾総務職員費 | 165,097 | (165,097) | 164,649 |
| 給与費 20人 | | | |
| 一般 港湾管理費 | 371,399 | (191,424) | 300,159 |
| 県管理港湾施設等の管理運営、水門の管理、水鳥ポートラジオ局の運営等に要する経費である。 | | | |
| 港湾施設等管理費 | 143,905 | | |
| 地方港湾審議会等運営費 | 1,495 | | |
| 水門管理費 | 18,248 | | |
| 水鳥ポートラジオ局運営費 | 25,215 | | |
| 港湾施設保安対策費 | 59,291 | | |
| 水鳥ポートナビサポート事業費 | 123,245 | | |
| 一般 牛窓ヨットハーバー管理費 | 7,338 | (5,793) | 8,400 |
| 牛窓ヨットハーバーの管理運営等に要する経費である。 | | | |
| 一般 プレジャーボート施設管理費 | 33,316 | (308) | 32,977 |
| 海上交通の安全確保など、水域の適正利用を目的とした放置艇対策に要する経費である。 | | | |
| 一般 港湾統計調査費 | 3,342 | (—) | 3,341 |
| 統計法に基づく指定統計として国から受託して実 | | | |

| | | | |
|---|------------------|------------------|------------------|
| 施する港湾の利用状況等調査に要する経費である。 | | | |
| 繰 港湾維持補修費 | 335,755 | (74,489) | 319,100 |
| 県管理港湾の施設及び水門、その他の海岸保全施設の維持補修、並びに県管理港湾区域のうち主として漁船対策に係る航路、泊地の維持浚渫に要する経費である。 | | | |
| (2) 港湾建設費 | 3,114,496 | (531,690) | 4,123,909 |
| 一般 港湾利用促進対策費 | 71,239 | (40,290) | 42,332 |
| 水鳥港等の整備促進と施設の利用促進など港湾振興対策に要する経費である。 | | | |
| 一般 新高梁川橋梁関連新連島水門等整備促進事業費 | 28,532 | (28,532) | 44,966 |
| 国が行う新高梁川橋梁の整備に併せて、倉敷市が実施する遊水池の河床掘削及び排水機場の増設を行う改修事業に対し、県が管理する新連島水門と排水機場を倉敷市へ移管することを前提に（R4.4移管済み）、経費の一部を支援するための経費である。 | | | |
| 一般 港湾大規模浚渫費 | 169,311 | (1,190) | 234,880 |
| 県管理港湾区域内の航路・泊地が土砂等によって埋没し、船舶の航行に支障が生じている箇所の水深を確保するための浚渫に要する経費である。 | | | |
| 一般 単県港湾調査費 | 17,781 | (17,781) | 3,873 |
| 港湾関係の調査等を実施する経費である。 | | | |
| 繰 港湾改修費 | 581,780 | (269,280) | 564,302 |
| 国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾の施設の整備及び現有施設の小規模で局部的な新設改良を行うための経費である。 | | | |
| 繰 浚渫土処理護岸建設費 | 928,450 | (66,050) | 1,030,950 |
| 港湾改修事業等に伴い発生する浚渫土砂を処分する護岸の建設に要する経費である。 | | | |
| 繰 港湾海岸保全費 | 459,235 | (49,649) | 371,550 |
| 港湾海岸の堤防及び護岸等整備を図り、背後地を防護することに要する経費である。 | | | |
| 繰 国直轄港湾事業負担金 | 855,000 | (55,750) | 1,800,000 |
| 国土交通省が直轄で行う港湾改修事業に要する経費の県負担金である。 | | | |
| 一般 水辺空間の適正利用促進事業費 | 3,168 | (3,168) | 19,595 |
| 放置艇対策のための経費である。 | | | |
| (3) 空港管理費 | 1,047,558 | (785,035) | 900,144 |
| 繰 空港職員費 | 226,372 | (226,372) | 205,739 |
| 給与費 28人 | | | |
| 一般 空港運営費 | 821,186 | (558,663) | 694,405 |

岡山桃太郎空港及び岡南飛行場の管理運営に要する経費である。

(4) **空港建設費** 174,150 (15,525) 136,112

一般 空港整備促進関連費

146,150 (1,525) 136,112

岡山桃太郎空港における各施設の高機能化及び整備促進等に要する経費である。

一般 空港整備費 28,000 (14,000) —

岡山桃太郎空港及び岡南飛行場の空港脱炭素化推進計画の策定に要する経費である。

5 都市計画費 2,165,207(1,431,853)2,206,955

(1) **都市計画総務費** 382,909(342,938) 383,027

業務 都市計画職員費 319,501(314,686) 318,634

給与費 39人

一般 都市計画事業指導管理費

2,003 (1,450) 2,119

都市計画審議会の運営経費、都市計画事業関係協議会負担金、屋外広告物審議会の運営等に要する経費である。

一般 市町村都市計画事業指導監督費

8,500 (—) 9,200

市町村が国庫補助を受けて実施する都市計画事業の指導・監督に要する経費である。

一般 都市計画基礎調査費 52,905 (26,802) 53,074

都市計画法の規定により、県内21市町の都市計画区域で都市計画に関する基礎調査(人口、産業、土地利用、建物利用等)を実施する経費である。

(2) **街路事業費** 373,842 (21,654) 357,653

一般 都市計画関係受託事業費

6,240 (—) 5,200

街路事業の実施に併せて市町等の事業を受託し施工する経費である。

投資 地方道路整備事業費

239,200 (9,050) 254,900

社会資本整備総合交付金を活用し、社会資本総合整備計画に基づき地方道路を整備するための経費である。

投資 地方特定道路整備事業費

99,402 (9,444) 68,753

地域の振興・活性化を図るため早急に整備が必要な道路について、交付金事業に併せて単独事業を効果的に組み合わせ、道路整備の促進を図るための経費である。

投資 街路整備特別対策事業費

29,000 (3,160) 28,800

都市計画区域内における市街地での交通渋滞の解消及び市街地を連絡する幹線道路を整備するための経費である。

(3) **公園費** 1,014,258(680,563) 1,067,429

一般 都市公園管理費 559,517(503,215) 560,665

総合グラウンド、水鳥緑地及び倉敷スポーツ公園の管理運営に要する経費である。

一般 岡山後楽園魅力向上事業費

163,350 (86,857) 138,918

岡山後楽園の観光拠点としての価値を更に高めるため、賑わいの創出や特別名勝の保存整備に要する経費である。

一般 都市公園施設整備事業費

12,901 (12,901) 34,947

夏季国体主会場として利用された倉敷市児島地区公園水泳場(事業主体:倉敷市)の施設整備に要した経費のうち、市債の元利償還金の2分の1を補助する経費である。

投資 都市公園整備費 209,200 (8,300) 257,600

コミュニティ形成及びスポーツ・レクリエーションの場等として市民の日常生活に定着した県立都市公園の整備・改修を行う経費である。

一般 後楽園特別会計繰出金

69,290 (69,290) 75,299

岡山県後楽園特別会計で実施する後楽園の管理運営に要する繰出金である。

(4) **下水道費** 394,198(386,698) 398,846

一般 下水道諸費 1,587 (1,587) 1,516

諸協会負担金等、下水道事業の推進に要する経費である。

一般 流域別下水道整備総合計画調査費

10,000 (2,500) —

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準が定められた公共用水域について、下水道法に基づき「流域別下水道整備総合計画」を策定するために要する経費である。

一般 流域下水道事業会計繰出金

382,611(382,611) 383,298

岡山県流域下水道事業会計で実施する児島湖流域下水道浄化センターの管理、建設等に要する繰出金である。

6 住宅費 1,256,900(220,364) 1,210,259

(1) **住宅管理費** 715,133(197,016) 710,060

業務 住宅行政職員費 140,935(140,935) 140,574

給与費 19人

一般 県営住宅等管理費 234,782 (28,864) 225,500
 県営住宅の管理及び家賃徴収等を行うために要する経費である。

| | |
|-------------------|---------|
| 管 理 費 | 189,759 |
| 家 賃 徴 収 費 | 41,242 |
| 住宅供給公社残余財産管理費 | 2,607 |
| 長期優良住宅法関係費 | 904 |
| サービス付き高齢者向け住宅等関係費 | 270 |

一般 公営住宅建設事業等指導監督費
 5,358 (一) 12,468
 市町村が国庫補助を受けて実施する公営住宅建設事業等の指導・監督に要する経費である。

繰 県営住宅維持修繕費
 334,058 (27,217) 331,518
 県営住宅の修繕に要する経費である。

| | |
|---------|---------|
| 計 画 修 繕 | 12,960 |
| 一 般 修 繕 | 197,921 |
| 空 家 修 繕 | 123,177 |

(2) 住宅建設費 541,767 (23,348) 500,199

一般 住環境整備促進費 40,628 (16,986) 36,753
 住宅新築資金等貸付事業に係る市町村の財政負担軽減のための補助や、マンション管理の適正化を図るための市町村への補助金、地域の空き家利活用のためのコーディネーター派遣、空き家利活用に向けた地域活動のための市町村への補助金、空き家に関する専門家の派遣等に要する経費である。

繰 県営住宅建設費 501,139 (6,362) 463,446
 既設団地の改善等に要する経費である。
 県営住宅ストック改善事業 501,139

| | | |
|-------|------|-------|
| 令和5年度 | (一般) | 令和4年度 |
| 当 初 | 財源 | 当 初 |
| (千円) | | (千円) |

9 警 察 費

48,740,376(44,040,702)47,541,792

1 警察管理費

47,810,395(43,587,747)46,639,620

(1) 公安委員会費 12,595 (12,595) 12,130

一般 公安委員会運営費 12,595 (12,595) 12,130
 公安委員会の運営に要する経費である。

(2) 警察本部費

44,527,268(42,172,512)43,596,755

繰 公務災害補償費 114,140(114,140) 109,827
 警察職員の公務災害補償等に要する経費である。

繰 退職手当費

1,229,411(1,229,411)1,538,767

警察職員の退職手当に要する経費である。

繰 職員給与費

36,219,919(35,950,869)35,250,688

警察職員の給与、児童手当に要する経費である。

繰 放置違反金等過年度過誤納還付金

100 (100) 100

放置違反金等の過年度過誤納還付金である。

一般 警察行政運営費

2,949,166(2,644,055)2,809,395

一般事務、音楽隊の活動、健康管理、職員教養、情報管理システムの運用、会計年度任用職員の雇用等警察行政の運営に要する経費である。

一般 生活安全・地域警察運営費

747,731(747,731) 706,057

航空隊、鉄道警察隊及び機動警ら隊の運営、通信指令システムの運用、サイバー犯罪対策等生活安全・地域警察の運営に要する経費である。

一般 刑事警察運営費 124,190(124,190) 106,397

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の運用、鑑識・鑑定機器の運用等刑事警察の運営に要する経費である。

一般 交通警察運営費 651,897(641,299) 613,437

交通反則制度・放置違反金制度の運営事務、交通安全施設・パーキングチケットの維持管理等交通警察の運営に要する経費である。

一般 許認可等事務費 263,572 (一) 247,314

各種許認可事務等に要する経費である。

一般 警察行政推進費 15,161 (15,161) 68,071

警察行政を推進する事業に要する経費である。

一般 生活安全対策・地域警察強化費

457,456(457,456) 453,455

県民が豊かで快適な生活を営むための基盤となる、安全で安心な社会を実現するための各種施策に要する経費である。

一般 刑事警察強化費 18,698 (18,698) 25,585

銃器根絶・薬物乱用防止、暴力団排除活動等に要する経費である。

一般 交通安全対策費 65,276 (35,864) 63,714

運転者の安全意識の高揚等各種交通安全教育の推進に要する経費である。

一般 交通安全施設費 1,666,404(189,391)1,600,178

交通安全施設の整備に要する経費である。

一般 国際化対策費 4,147 (4,147) 3,770

来日外国人に対する生活安全支援及び来日外国人

犯罪に対応するための通訳体制の強化に要する経費である。

| | | |
|---------------|--|---------------------------|
| (3) 装 備 費 | 314,523(297,023) | 257,968 |
| - 被服調製費 | 184,877(184,877) | 181,274 |
| | 警察官の制服等の調製に要する経費である。 | |
| - 警察車両整備費 | 104,556(104,556) | 73,932 |
| | 警察車両の更新等に要する経費である。 | |
| - 警察車両購入費 | 25,090 (7,590) | 2,762 |
| | 警察車両の増強に要する経費である。 | |
| (4) 警察施設費 | 1,637,675(1,076,599) | 1,426,088 |
| - 警察施設費 | 1,476,033(1,076,599) | 1,426,088 |
| | 警察施設の維持管理・改修、警察職員住宅等及び交番・駐在所の整備等に要する経費である。 | |
| 増 施設整備費 | 161,642 (—) | — |
| | 水鳥警察署庁舎の建替整備に要する経費である。 | |
| (5) 運転免許費 | 1,289,316 (—) | 1,312,211 |
| - 自動車運転免許費 | 1,289,316 (—) | 1,312,211 |
| | 自動車運転免許事務に要する経費である。 | |
| (6) 恩給及び退職年金費 | 29,018 (29,018) | 34,468 |
| 繰 恩 給 費 | 29,018 (29,018) | 34,468 |
| | 普通恩給、扶助料に要する経費である。 | |
| 2 警察活動費 | 929,981(452,955) | 902,172 |
| (1) 警察活動費 | 929,981(452,955) | 902,172 |
| - 警察活動費 | 929,981(452,955) | 902,172 |
| | 犯罪捜査、交通事件・事故の処理、警察車両の維持運用、警察電話の回線料等警察活動の基盤維持に要する経費である。 | |
| | 令和5年度 当 初 (千円) | (一般) 財源 当 初 (千円) |
| | 令和4年度 当 初 (千円) | |

10 教育費

141,432,699(105,793,005) 145,527,832

| | | |
|--------------|--|------------|
| 1 教育総務費 | 26,270,226(18,986,066) | 30,298,315 |
| (1) 教育委員会費 | 9,196 (9,196) | 8,895 |
| - 教育委員会維持運営費 | 9,196 (9,196) | 8,895 |
| | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の規定に基づく県教育委員会の維持運営に要する経費である。 | |
| (2) 事務局費 | 2,500,802(2,492,545) | 2,478,043 |
| 繰 教育総務職員給与費 | 2,017,805(2,013,669) | 2,096,791 |

教育政策課、財務課、教職員課、高校教育課、高校魅力化推進室、教育情報化推進室、義務教育課、特別支援教育課、福利課、教育事務所、総合教育センター及び古代吉備文化財センターに所属する職員の給与等に要する経費である。

| | | |
|------------------|---|------------|
| - 教育行政企画調査費 | 6,262 (6,262) | 5,388 |
| | 教育行政重点施策の企画立案とその周知徹底及び県教育行政推進に関する研究調査、職員提案制度や全国共同調査の実施、教職員による災害時相互応援体制の構築に要する経費である。 | |
| - 教育広報活動費 | 10,103 (10,103) | 8,648 |
| | 県教育委員会の施策を周知させるとともに、各市町村教育委員会の広報活動を助長し、教育行政が円滑に遂行できるようなコミュニケーションの確立に努めるために要する経費である。 | |
| - 人事管理指導費 | 5,609 (5,609) | 5,585 |
| | 県教育委員会事務局職員の人事管理及び市町村教育委員会に対する指導・助言、研修会の実施に要する経費である。 | |
| - 教育財産管理費 | 304,483(304,437) | 219,088 |
| | 教育財産の維持管理、維持修繕等に要する経費である。 | |
| - 教育庁維持運営費 | 102,200(102,200) | 85,847 |
| | 教育庁(本庁各課及び教育事務所)の維持運営に要する経費である。 | |
| - 教育総務職員費 | 50,265 (50,265) | 51,743 |
| | 会計年度任用職員の報酬等に要する経費である。 | |
| - 小中学校施設整備指導費 | 2,584 (—) | 2,524 |
| | 県下の市町村が実施する公立学校の新設、改築等施設整備事業に係る国庫負担金・交付金の配分、申請、監督、検査に係る事務と学校施設に関する調査指導に要する経費である。 | |
| - 被災児童生徒等就学支援事業費 | 1,491 (—) | 2,429 |
| | 東日本大震災で被災した児童生徒に対し、就学支援等を実施するために要する経費である。 | |
| (3) 教職員人事費 | 7,620,651(7,596,769) | 12,033,615 |
| 繰 教職員災害補償費 | 95,951 (95,951) | 93,542 |
| | 地方公務員災害補償法第49条に基づく負担金及び第69条に基づく非常勤職員の公務災害補償等に要する経費である。 | |
| 繰 教職員退職手当費 | 6,625,206(6,625,206) | 11,017,165 |

教職員の退職手当支給に要する経費である。

業務 教職員児童手当費 661,390(661,390) 675,385
 教職員の児童手当支給に要する経費である。

一般 教育関係功労者表彰費
 1,258 (1,258) 1,374
 岡山県教育委員会表彰規則により教育・学術・文化に功労のあった個人及び団体並びに永年勤続教職員を表彰するために要する経費である。

一般 教育施設警備委託費 69,835 (69,835) 66,064
 県立学校、教育機関等教育施設の夜間等の警備を委託するために要する経費である。

一般 教員免許状交付書換費
 15,001 (一) 22,261
 教育職員免許法に基づく、国・公・私立学校関係の教育職員に必要な免許状の授与及び認定講習等に要する経費である。

一般 教職員人事給与管理費
 22,628 (22,628) 31,598
 教職員の人事給与管理及び服務監督並びに教員採用等に要する経費である。

一般 教職員福利厚生費 129,382(120,501) 126,226
 教職員住宅の管理運営、教職員の健康診断事業、安全衛生管理体制の充実及び教職員の福利厚生事業等に要する経費である。

(4) 教育指導費 1,705,886(1,436,497) 1,668,940

一般 教育内容指導充実費 14,432 (14,432) 14,723
 小・中・高等学校・中等教育学校・特別支援学校において、教科領域及び生徒指導、道徳教育、進路指導、へき地教育等の各分野について研究し、指導の徹底と指導力の充実を図るための経費である。

一般 教科書無償給与審議採択費
 3,734 (3,734) 3,666
 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、「教科書の発行に関する臨時措置法」に基づき教科書の採択及び無償給与に関する事務を行うために要する経費である。

一般 教職員研修事業費 37,212 (33,537) 34,346
 教職員の指導力の一層の充実・向上を図るための教職員研修に要する経費である。

一般 県立学校IT基盤整備事業費
 339,876(332,361) 343,968
 県立学校での教育活動に必要な情報通信施設・設備の整備に要する経費である。

一般 理科教育等設備整備費
 19,000 (9,500) 19,000

理科教育振興法に基づく県立学校の理科教育設備等の整備に要する経費である。

一般 学力向上総合推進事業費
 399,764(324,506) 374,996
 児童生徒の学力向上を目的とした事業に要する経費である。

一般 学校教育活性化推進事業費
 249,091(227,564) 254,006
 時代の進展に対応した教育の推進に資するため、国際理解教育、環境教育等の学習環境の充実を図るための経費である。

一般 心の教育総合推進事業費
 537,100(426,024) 516,674
 豊かな心を育むための事業等を総合的に推進するとともに、いじめ・不登校等の解決のため各種対策事業に取り組むための経費である。

一般 人権教育指導費 22,164 (18,072) 22,421
 幼・小・中・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校において、人権問題についての理解と認識を深め、差別意識の解消を目指し、教職員等の研修等を行い、指導力の向上を図るための事業に要する経費である。

一般 公立学校教育計画推進費
 15,872 (15,872) 15,052
 県立学校の教育体制を整備充実するための計画推進等に要する経費である。

一般 特別支援教育振興費 32,345 (30,895) 30,347
 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援し、特別支援教育体制の整備を促進するための事業に要する経費である。

一般 進学奨励費奨学金償還費
 35,296 (一) 39,741
 岡山県地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金の償還等に要する経費である。

(5) 教育研究所費 226,614(226,357) 220,568

一般 総合教育センター維持運営費
 226,614(226,357) 220,568
 総合教育センターの維持並びに学校教育の基礎的調査研究及び図書資料・教育機器整備に要する経費である。

(6) 私学振興費
 14,173,018(7,190,643) 13,848,757

一般 私学振興事務費 1,849 (1,849) 1,813
 私学行政の推進に要する経費である。

一般 私学助成費

14,171,169(7,188,794)13,846,944

私立学校の振興を図るための各種補助事業等の実施に要する経費である。

| | | |
|----|-------------------------|-----------|
| 1 | 私立学校経常費補助金 | 6,835,680 |
| | ・高等学校 | 4,967,467 |
| | ・教育環境充実枠創設 | 295,864 |
| | ・高等学校（広域以外の通信制） | 6,729 |
| | ・中等教育学校 | 121,772 |
| | ・中学校 | 755,039 |
| | ・小学校 | 307,786 |
| | ・幼稚園 | 369,375 |
| | ・私立幼稚園の人材確保支援 | 3,986 |
| | ・授業目的公衆送信補償金補助 | 7,662 |
| 2 | 私立学校教育改革等推進補助金 | 186,488 |
| 3 | 日本私立学校振興・共済事業団補助金 | 78,946 |
| 4 | 私立学校等人権教育指導補助金 | 9,981 |
| 5 | 岡山県専修学校各種学校振興会補助金 | 1,760 |
| 6 | 岡山県私学振興財団補助金 | 187,690 |
| 7 | 私立専修学校設備整備費等補助金 | 18,000 |
| 8 | 私立高等学校特色教育施設設備整備費補助金 | 10,000 |
| 9 | 私立学校耐震化促進事業補助金 | 85,400 |
| 10 | 私立高等学校等修学支援事業 | 5,504,117 |
| | 高等学校等就学支援金等 | 5,006,493 |
| | 私立高等学校納付金減免補助金 | 241,223 |
| | 奨学のための給付金 | 256,401 |
| 11 | 幼児教育支援事業補助金 | 433,564 |
| 12 | 私立高校生留学支援事業補助金 | 3,684 |
| 13 | 子育てのための施設等利用給付費県費負担金 | 171,665 |
| 14 | 高等教育の修学支援事業費補助金（私立専門学校） | 644,194 |

(7) 恩給及び退職年金費 34,059 (34,059) 39,497

教職員恩給費 34,059 (34,059) 39,497

恩給法及び岡山県吏員恩給条例に基づく教職員の恩給支給に要する経費である。

2 小学校費

37,957,712(27,932,956)38,443,988

(1) 教職員費

37,957,712(27,932,956)38,443,988

小学校教職員給与費

37,735,061(27,710,305)38,220,998

市町村立学校職員給与負担法により、県が負担する小学校及び義務教育学校前期課程の教職員の給与

等に要する経費である。

一般 小学校教職員費 222,651(222,651) 222,990

市町村立学校職員給与負担法により、県が負担する小学校及び義務教育学校前期課程の教職員の旅費に要する経費である。

3 中学校費

21,396,301(15,775,729)21,641,510

(1) 教職員費

21,347,818(15,727,246)21,593,027

中学校教職員給与費

21,165,635(15,545,063)21,411,510

県立中学校及び県立中等教育学校前期課程の教職員並びに市町村立学校職員給与負担法により県が負担する中学校及び義務教育学校後期課程の教職員の給与等に要する経費である。

一般 中学校教職員費 182,183(182,183) 181,517

県立中学校及び県立中等教育学校前期課程の教職員並びに市町村立学校職員給与負担法により県が負担する中学校及び義務教育学校後期課程の教職員の旅費並びに会計年度任用職員の報酬等に要する経費である。

(2) 県立中学校管理費 48,483 (48,483) 48,483

一般 県立中学校管理運営費

48,483 (48,483) 48,483

県立中学校及び県立中等教育学校前期課程の管理運営に要する経費である。

4 高等学校費

36,932,940(26,866,323)36,512,057

(1) 高等学校総務費

31,357,752(24,144,765)32,147,892

定時制高等学校教職員給与費

1,883,982(1,870,442)1,920,372

県立定時制高等学校1校及び市町村立学校職員給与負担法により県が負担する市立定時制高等学校10校の教職員の給与等に要する経費である。

全日制高等学校教職員給与費

25,472,641(21,664,125)26,190,583

県立全日制高等学校50校及び県立中等教育学校後期課程の教職員の給与等に要する経費である。

一般 定時制高等学校教職員費

11,800 (11,800) 12,111

市町村立学校職員給与負担法により県が負担する市立定時制高等学校10校の教職員の旅費に要する経費である。

一般 全日制高等学校教職員費

| | | |
|-----|---|------------------|
| | 274,472(274,472) | 260,900 |
| | 県立全日制高等学校及び県立中等教育学校後期課程の会計年度任用職員の報酬等に要する経費である。 | |
| -般 | 高等学校入学者選抜費 | |
| | 66,031 (18,136) | 35,090 |
| | 県立高等学校等の入学者選抜のために要する経費である。 | |
| -般 | 高等学校就学支援金 | |
| | 3,648,826(305,790) | 3,728,836 |
| | 高等学校等就学支援金等の支給に要する経費である。 | |
| (2) | 全日制高等学校管理費 | |
| | 3,228,848(2,692,223) | 2,828,366 |
| -般 | 県立高等学校建物管理費 | |
| | 292,394(262,394) | 377,061 |
| | 県立高等学校の管理、維持修繕等に要する経費である。 | |
| -般 | 全日制高等学校管理運営費 | |
| | 2,709,473(2,345,689) | 2,221,483 |
| | 県立全日制高等学校50校及び県立中等教育学校後期課程の管理運営、生徒の実験実習に要する経費である。 | |
| -般 | 産業教育等設備整備費 | |
| | 84,140 (84,140) | 82,698 |
| | 県立高等学校産業教育等設備の整備充実に要する経費である。 | |
| -般 | 農業高校実習経営費 | |
| | 142,841 (一) | 147,124 |
| | 農業高校8校における実習経営の円滑な運営と経営の適正化を図るために要する経費である。 | |
| (3) | 定時制高等学校管理費 | |
| | 24,728 (24,728) | 24,852 |
| -般 | 定時制高等学校管理運営費 | |
| | 23,704 (23,704) | 23,704 |
| | 県立定時制高等学校の管理運営に要する経費である。 | |
| -般 | 定時制高等学校教育振興費 | |
| | 1,024 (1,024) | 1,148 |
| | 定時制高等学校での修学を奨励するための、県立定時制高等学校の生徒に対する教科書の給与及び夜間学校給食の実施並びに県内の定時制高等学校に在学する生徒に対する修学奨励費の貸与に要する経費である。 | |
| (4) | 教育振興費 | |
| | 250 (250) | 250 |
| -般 | 産業教育振興費 | |
| | 250 (250) | 250 |

| | | |
|-----------|---|-------------------|
| | 産業教育の振興を図るため、岡山県産業教育振興会への助成に要する経費である。 | |
| (5) | 学校建設費 2,314,969 (一)1,504,255 | |
| -般 | 県立学校環境整備費 | |
| | 2,314,969 (一) | 1,504,255 |
| | 県立学校の教育環境整備等に要する経費である。 | |
| (6) | 通信教育費 6,393 (4,357) 6,442 | |
| -般 | 通信教育管理運営費 5,368 (3,332) 5,368 | |
| | 県立高等学校通信制課程の管理運営に要する経費である。 | |
| -般 | 高等学校通信教育振興費 | |
| | 1,025 (1,025) | 1,074 |
| | 通信制高等学校への修学を奨励するための、県立高等学校通信制課程の生徒に対する教科書・学習書の給与及び県内の高等学校通信制課程の生徒に対する修学奨励費の貸与に要する経費である。 | |
| 5 特別支援学校費 | | |
| | 13,289,753(11,292,337) | 13,251,845 |
| (1) | 教職員費 | |
| | 11,948,332(10,246,677) | 11,801,017 |
| 裁 | 特別支援学校教職員給与費 | |
| | 11,640,668(9,939,013) | 11,498,396 |
| | 県立特別支援学校14校及び市町村立学校職員給与負担法により県が負担する市立特別支援学校1校の教職員の給与等に要する経費である。 | |
| -般 | 特別支援学校教職員費 | |
| | 307,664(307,664) | 302,621 |
| | 県立特別支援学校の会計年度任用職員の報酬等に要する経費である。 | |
| (2) | 学校管理費 1,198,902(1,045,660) 1,071,828 | |
| 裁 | 特別支援学校就学奨励費 | |
| | 304,526(152,264) | 280,399 |
| | 特別支援学校の幼児児童生徒への就学奨励費交付に要する経費である。 | |
| -般 | 特別支援学校管理運営費 | |
| | 894,376(893,396) | 791,429 |
| | 県立特別支援学校の管理運営に要する経費である。 | |
| (3) | 学校建設費 142,519 (一) 379,000 | |
| -般 | 特別支援学校環境整備費 | |
| | 142,519 (一) | 379,000 |
| | 県立特別支援学校の教育環境整備等に要する経費である。 | |
| 6 大学費 | | |
| | 2,204,336(2,204,336) | 2,190,948 |
| (1) | 大学費 2,204,336(2,204,336) 2,190,948 | |
| -般 | 公立大学法人岡山県立大学運営費 | |

| | | |
|---|-----------------------------|--------------------------|
| | 2,204,336(2,204,336) | 2,190,948 |
| 公立大学法人岡山県立大学への運営費交付金等に要する経費である。 | | |
| 運営費交付金 | 2,110,082 | |
| 評価委員会運営費等 | 334 | |
| 高等教育の修学支援事業費補助金 | | 93,920 |
| 7 社会教育費 | 2,387,285(2,025,538) | 2,258,043 |
| (1) 社会教育総務費 | 1,244,752(1,194,482) | 1,209,623 |
| 社会教育職員給与費 | | 922,125(922,125) 903,847 |
| 生涯学習課、文化財課、人権教育・生徒指導課、教育事務所の生涯学習課、生涯学習センター、図書館、博物館及び古代吉備文化財センターに所属する職員の給与等に要する経費である。 | | |
| 社会教育指導体制整備充実費 | | 34,558(32,101) 36,054 |
| 社会教育法に規定する社会教育委員の活動、市町村社会教育行政や社会教育関係団体の指導、生涯学習審議会の運営、国立吉備青少年自然の家(周辺地域を含む)の整備管理及び電話相談等に要する経費である。 | | |
| 生涯学習センター維持運営費 | | 160,918(158,335) 136,808 |
| 岡山県生涯学習センターの業務及び維持運営に要する経費である。 | | |
| 人権教育推進運営費 | 1,900(1,900) | 1,900 |
| 人権教育行政の推進・運営に要する経費である。 | | |
| 生涯学習活動促進費 | 62,713(37,850) | 62,252 |
| 県民の学習活動や社会教育関係団体の活性化を促進するとともに、家庭や地域社会の教育力の向上を図り、地域ぐるみで子どもを育てていく環境づくりを行うために要する経費である。 | | |
| 学校文化活動促進費 | 7,240(7,240) | 7,240 |
| 学校における文化活動を促進するための支援を行い、文化振興に寄与するために要する経費である。 | | |
| 生涯学習センター事業費 | | 7,569(7,509) 7,569 |
| 本県の生涯学習の振興を図るため、生涯学習大学の運営等生涯学習センターにおいて実施する事業に要する経費である。 | | |
| 人権教育振興費 | 2,371(2,371) | 2,643 |
| 学校・家庭・地域での人権問題についての理解と認識を深めるための研修会等の実施や指導者の養成、情報提供等に要する経費である。 | | |

| | | |
|--|-------------------------|--------------------------|
| 高等学校奨学事業費 | 45,358(25,051) | 51,310 |
| 経済的理由により修学困難な高校生に対して、教育の機会均等に資するため、(公財)岡山県育英会が実施する奨学金事業及び運営を助成するために要する経費である。 | | |
| (2) 文化財保護費 | 362,889(140,447) | 344,767 |
| 古代吉備文化財センター維持運営費 | | 19,973(19,923) 17,578 |
| 古代吉備文化財センターの維持管理及び普及啓発活動に要する経費である。 | | |
| 文化財保護対策費 | 40,600(36,441) | 44,337 |
| 文化財の保護と保存活用を推進することにより、県民の文化意識の向上を図るために要する経費及び銃砲刀剣類所持等取締法に基づく銃砲刀剣類登録証の交付等の事務処理に要する経費である。 | | |
| 文化財整備等事業費 | 23,272(12,253) | 17,138 |
| 各種の開発事業に対する埋蔵文化財保存のための試掘・確認調査、文化財の防災設備の保守・点検・修理、国指定文化財(建造物・史跡・名勝・天然記念物)の管理及び埋蔵文化財の公開・活用事業、史跡備中国分尼寺跡の保存・活用等に要する経費である。 | | |
| 文化財保護保存費 | 73,790(71,830) | 64,714 |
| 国及び県指定文化財の保存・活用を推進するため、保存修理等の助成、文化遺産の活用などに要する経費である。 | | |
| 埋蔵文化財緊急調査受託費 | 205,254(—) | 201,000 |
| 大規模プロジェクト等に伴う埋蔵文化財の緊急発掘調査に要する経費である。 | | |
| (3) 図書館費 | 491,484(407,579) | 429,480 |
| 県立図書館維持運営費 | | 413,013(406,570) 352,013 |
| 岡山県立図書館の業務及び維持運営に要する経費である。 | | |
| 県立図書館資料等整備費 | | 78,471(1,009) 77,467 |
| 県立図書館が図書館法第3条に基づく図書館奉仕を行うための資料収集及び奉仕活動に要する経費である。 | | |
| (4) 青年の家費 | 198,379(198,379) | 200,379 |
| 青年の家維持運営費 | | 198,379(198,379) 200,379 |
| 青年の家の業務及び維持運営に要する経費である。 | | |
| (5) 博物館費 | 89,781(84,651) | 73,794 |
| 博物館等維持運営費 | 89,496(84,366) | 73,484 |

| | | | | |
|-----|--|------------------|---------|--|
| | 博物館の維持管理及び博物館活動に要する経費である。 | | | |
| -般 | 博物館資料等整備費 | 285 (285) | 310 | |
| | 博物館に展示する資料等の整備に要する経費である。 | | | |
| 8 | 保健体育費 | 994,146(709,720) | 931,126 | |
| (1) | 保健体育総務費 | 347,309(180,240) | 350,265 | |
| 裁 | 保健体育職員給与費 | 101,541(101,541) | 99,394 | |
| | 保健体育課に所属する職員の給与等に要する経費である。 | | | |
| -般 | 学校保健管理費 | 59,112 (59,112) | 58,941 | |
| | 学校保健安全法等に基づく県立学校児童生徒の健康診断及び学校給食の推進等に要する経費である。 | | | |
| -般 | 健康教育振興費 | 186,656 (19,587) | 191,930 | |
| | 学校安全に関する各種の取組や健康教育の充実に要する経費である。 | | | |
| (2) | 体育振興費 | 646,837(529,480) | 580,861 | |
| -般 | スポーツ振興施策費 | 2,359 (2,359) | 3,329 | |
| | スポーツの推進方策に係る審議会の開催や、生涯スポーツ関係者の研修等に要する経費である。 | | | |
| | スポーツ推進審議会費 | | 355 | |
| | 岡山県生涯スポーツ研究大会費 | | 45 | |
| | スポーツ行政施策推進費 | | 1,959 | |
| -般 | 体育施設維持運営費 | 63,554 (56,518) | 43,645 | |
| | 県有体育施設の維持運営に要する経費である。 | | | |
| | スポーツ施設指定管理料 | | 34,397 | |
| | スポーツ施設維持・修繕費 | | 22,764 | |
| | 岡山県クレー射撃場維持管理費 | | 6,393 | |
| -般 | 学校体育振興費 | 1,746 (1,746) | 1,559 | |
| | 体育担当教員の指導力の向上に努めるとともに、生涯にわたって運動に親しむ児童生徒の育成に要する経費である。 | | | |
| -般 | 県民スポーツ振興費 | 23,981 (23,981) | 17,534 | |
| | 豊かなスポーツライフの実現を目指して地域におけるスポーツ活動を活発化し、住民が生活の中にスポーツ活動を取り入れ、健康・体力づくりや活力のある地域づくりが促進されるよう、県民スポーツの振興を図るために要する経費である。 | | | |
| | (公財)岡山県スポーツ協会補助金 | | 510 | |
| | 全国大会等開催支援事業費 | | 2,500 | |
| | 私たちのスポーツクラブづくり支援事業費 | | 66 | |
| | 県民スポーツ推進事業 | | 4,688 | |
| | トップクラブチームサポーター拡大事業 | | | |

| | | | | |
|----|---|------------------|---------|-------|
| | | | | 4,779 |
| | ライフステージに応じたスポーツ活動推進事業 | | | 2,518 |
| | Catch the Dream・スポーツ大会誘致事業 | | | 2,473 |
| | 冬季スポーツ・OKAYAMA 応援事業 | | | 4,347 |
| | トップクラブチームによる交流促進事業 | | | 2,100 |
| -般 | 競技スポーツ振興費 | 169,066(169,066) | 168,878 | |
| | 選手を育成強化することによって、競技力の向上を図り、国民体育大会等で本県選手の好成績を目指すとともに、本県スポーツ界の士気を高め、ひいては活力ある郷土づくりに資する経費である。 | | | |
| | 優秀選手育成・強化事業費 | | 127,757 | |
| | 指導体制確立事業費 | | 15,836 | |
| | 優秀選手等顕彰事業費 | | 2,115 | |
| | つくろう・のぼそう！スポーツプロジェクト | | 3,334 | |
| | 岡山から世界へ！オリンピック・パラリンピアン育成事業 | | 5,186 | |
| | 岡山県アスリート就職支援事業 | | 2,003 | |
| | おかやま次世代アスリート事業 | | 12,835 | |
| -般 | 国民体育大会費 | 112,127(112,127) | 99,991 | |
| | 特別国民体育大会及び第78回国民スポーツ大会冬季大会への岡山県選手団の派遣及びブロック大会の開催に要する経費である。 | | | |
| -般 | おかやまマラソン開催事業費 | 166,495 (86,152) | 166,495 | |
| | 中四国最大級の都市型大規模マラソン大会の開催に要する経費及び開催までの間、関連事業の実施により大会開催機運の醸成を図るために要する経費並びに次回大会の開催準備等に要する経費である。 | | | |
| -般 | 学校スポーツ活動推進費 | 89,757 (61,717) | 79,430 | |
| | 学校体育や運動部活動を活発化し、児童生徒の体力向上や競技力向上に要する経費である。 | | | |
| -般 | 第79回国民スポーツ大会冬季大会費 | 16,752 (14,814) | — | |
| | 令和7年1月に岡山県で開催される「第79回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(ショートトラック・フィギュア)・アイスホッケー競技会」の開催に向けた準備及び大会での好成績を目指して本県選手の競技力強化を図るための経費である。 | | | |

開催準備事業 10,128
 競技力強化事業 6,624

一般 部活動の地域移行整備事業費

1,000 (1,000) —

休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の環境を一体的に整備するための経費である。

令和5年度 (一般) 令和4年度
 当 初 (財源) 当 初
 (千円) (千円)

11 災害復旧費 4,345,618 (81,174) 4,846,249

1 農林水産施設災害復旧費

1,609,149 (78,166) 1,786,850

(1) 農地農業用施設災害復旧費

1,081,000 (22,845) 1,200,000

繰 耕地災害復旧事業費

1,081,000 (22,845) 1,200,000

農地、農業用施設、海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧に要する経費である。

(2) 林業施設災害復旧費 428,149 (54,892) 486,850

繰 治山林道災害復旧事業費

353,604 (19,247) 409,050

治山・林道災害の復旧に要する経費である。

繰 単県治山災害復旧事業費

74,545 (35,645) 77,800

国庫補助の対象とならない小規模な林地災害の復旧や治山施設災害の復旧、補修に要する経費である。

(3) 漁港施設災害復旧費 100,000 (429) 100,000

繰 漁港災害復旧事業費 75,000 (229) 75,000

漁港施設災害の復旧に要する経費である。

繰 単県漁港災害復旧事業費

25,000 (200) 25,000

国庫補助の対象とならない漁港施設災害の復旧に要する経費である。

2 土木施設災害復旧費

2,736,469 (3,008) 3,059,399

(1) 土木施設災害復旧費

2,736,469 (3,008) 3,059,399

一般 市町村災害土木復旧事業指導監督費

40,000 (—) 40,000

市町村が実施する災害復旧事業の指導・監督に要する経費である。

繰 公共災害土木復旧費

2,546,469 (3,008) 2,869,399

国庫負担を受けて施工する被災公共土木施設（河

川、海岸、砂防、道路、橋梁、港湾等）の復旧工事に要する経費である。

繰 単県災害土木復旧費

150,000 (—) 150,000

国庫負担事業の対象とならない公共土木施設の復旧工事に要する経費である。

令和5年度 (一般) 令和4年度
 当 初 (財源) 当 初
 (千円) (千円)

12 公債費

99,086,316 (93,846,640) 100,700,735

1 公債費

99,086,316 (93,846,640) 100,700,735

(1) 元 金

93,249,879 (88,325,548) 93,870,159

繰 県債元金償還費

93,249,879 (88,325,548) 93,870,159

県債の元金償還（公債管理特別会計へ繰出）に要する経費である。

(2) 利 子 5,522,764 (5,207,419) 6,493,111

繰 県債利子償還費

5,522,764 (5,207,419) 6,493,111

県債の利子償還等（公債管理特別会計へ繰出等）に要する経費である。

(3) 公債諸費 313,673 (313,673) 337,465

繰 県債取扱事務費 313,673 (313,673) 337,465

県債の償還・借入に係る手数料（公債管理特別会計へ繰出）及び市場公募地方債発行に要する経費である。

令和5年度 (一般) 令和4年度
 当 初 (財源) 当 初
 (千円) (千円)

13 諸支出金

157,098,205 (157,098,205) 127,025,746

1 地方消費税清算金

94,321,662 (94,321,662) 70,100,717

(1) 地方消費税清算金

94,321,662 (94,321,662) 70,100,717

繰 地方消費税清算金

94,321,662 (94,321,662) 70,100,717

地方消費税について、税収を最終消費地に帰属させるため、他の都道府県に対し、消費に相当する額に応じてあん分した額を支払う清算金である。

2 個人県民税所得割交付金

164,598 (164,598) 144,047

| | | | |
|------------------------------|-------------------------------------|------------|--|
| (1) 個人県民税所得割交付金 | | | |
| | 164,598(164,598) | 144,047 | |
| _{義務} 個人県民税所得割交付金 | | | |
| | 164,598(164,598) | 144,047 | |
| | 政令指定都市への県費負担教職員の給与負担事務の移譲に伴う交付金である。 | | |
| 3 利子割交付金 | 105,749(105,749) | 209,572 | |
| (1) 利子割交付金 | 105,749(105,749) | 209,572 | |
| _{義務} 利子割市町村交付金 | | | |
| | 105,749(105,749) | 209,572 | |
| | 県民税利子割に係る市町村交付金である。 | | |
| 4 配当割交付金 | 1,993,621(1,993,621) | 1,339,408 | |
| (1) 配当割交付金 | 1,993,621(1,993,621) | 1,339,408 | |
| _{義務} 配当割市町村交付金 | | | |
| | 1,993,621(1,993,621) | 1,339,408 | |
| | 県民税配当割に係る市町村交付金である。 | | |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | | | |
| | 1,366,691(1,366,691) | 1,896,003 | |
| (1) 株式等譲渡所得割交付金 | 1,366,691(1,366,691) | 1,896,003 | |
| _{義務} 株式等譲渡所得割市町村交付金 | | | |
| | 1,366,691(1,366,691) | 1,896,003 | |
| | 県民税株式等譲渡所得割に係る市町村交付金である。 | | |
| 6 法人事業税交付金 | | | |
| | 4,227,887(4,227,887) | 4,000,155 | |
| (1) 法人事業税交付金 | 4,227,887(4,227,887) | 4,000,155 | |
| _{義務} 法人事業税市町村交付金 | | | |
| | 4,227,887(4,227,887) | 4,000,155 | |
| | 法人事業税に係る市町村交付金である。 | | |
| 7 地方消費税交付金 | | | |
| | 47,691,610(47,691,610) | 41,899,612 | |
| (1) 地方消費税交付金 | 47,691,610(47,691,610) | 41,899,612 | |
| _{義務} 地方消費税市町村交付金 | | | |
| | 47,691,610(47,691,610) | 41,899,612 | |
| | 地方消費税に係る市町村交付金である。 | | |
| 8 ゴルフ場利用税交付金 | | | |
| | 471,391(471,391) | 460,144 | |
| (1) ゴルフ場利用税交付金 | 471,391(471,391) | 460,144 | |
| _{義務} ゴルフ場利用税市町村交付金 | | | |
| | 471,391(471,391) | 460,144 | |
| | ゴルフ場利用税に係る市町村交付金である。 | | |

| | | | |
|-------------------------------|--|----------------|---------------------------|
| 9 自動車取得税交付金 | 100 | (100) | 100 |
| (1) 自動車取得税交付金 | 100 | (100) | 100 |
| _{義務} 自動車取得税市町村交付金 | | | |
| | 100 | (100) | 100 |
| | 自動車取得税に係る市町村交付金である。 | | |
| 10 環境性能割交付金 | 789,417(789,417) | 982,072 | |
| (1) 環境性能割交付金 | 789,417(789,417) | 982,072 | |
| _{義務} 自動車税環境性能割市町村交付金 | | | |
| | 789,417(789,417) | 982,072 | |
| | 自動車税環境性能割に係る市町村交付金である。 | | |
| 11 軽油引取税交付金 | | | |
| | 5,833,680(5,833,680) | 5,864,959 | |
| (1) 軽油引取税交付金 | 5,833,680(5,833,680) | 5,864,959 | |
| _{義務} 軽油引取税市町村交付金 | | | |
| | 5,833,680(5,833,680) | 5,864,959 | |
| | 軽油引取税に係る政令指定都市交付金である。 | | |
| 12 利子割精算金 | 100 | (100) | 100 |
| (1) 利子割精算金 | 100 | (100) | 100 |
| _{義務} 利子割精算金 | 100 | (100) | 100 |
| | 県内に支店等を有する法人から徴収した県民税利子割を、本店所在地都道府県に支払う精算金である。 | | |
| 13 産業廃棄物処理税交付金 | | | |
| | 131,699(131,699) | 128,857 | |
| (1) 産業廃棄物処理税交付金 | 131,699(131,699) | 128,857 | |
| _{義務} 産業廃棄物処理税市町村交付金 | | | |
| | 131,699(131,699) | 128,857 | |
| | 産業廃棄物処理税に係る保健所設置市交付金である。 | | |
| | | 令和5年度 当(千円) | (一般財源) 令和4年度 当初(千円) |
| 14 予備費 | 200,000(200,000) | 200,000 | |
| 1 予備費 | 200,000(200,000) | 200,000 | |
| (1) 予備費 | 200,000(200,000) | 200,000 | |
| 一般予備費 | 200,000(200,000) | 200,000 | |

2. 特別会計

| | 令和5年度 当 初 (千円) | 令和4年度 当 初 (千円) |
|--|-------------------------|-------------------------|
| 岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 | 104,509 | 115,822 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 104,509 | 115,822 |
| 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉を増進するための母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付に要する経費である。 | | |
| 岡山県国民健康保険事業特別会計 | 173,559,181 | 174,766,217 |
| 保険者業務費 | 60,779 | 62,403 |
| 国民健康保険の業務を行う職員の給与費、事務費及び国民健康保険運営協議会の開催に要する経費である。 | | |
| 保険給付費等交付金 | 139,127,673 | 141,565,689 |
| 国民健康保険法に基づき、療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用について、市町村への交付に要する経費である。 | | |
| 保険給付費等交付金（普通交付金） | 136,249,521 | |
| 保険給付費等交付金（特別交付金） | 2,878,152 | |
| 社会保険診療報酬支払基金等納付金 | 31,251,874 | 29,552,721 |
| 高齢者の医療確保に関する法律等に基づき、後期高齢者支援金、介護納付金等の社会保険診療報酬支払基金等への支払いに要する経費である。 | | |
| 後期高齢者支援金 | | 23,194,025 |
| 前期高齢者納付金 | | 38,011 |
| 介護納付金 | | 7,516,260 |
| 病床転換支援金 | | 72 |
| 共同事業拠出金 | | 503,506 |
| 岡山県国民健康保険財政安定化基金事業費 | 322,942 | 366,859 |
| 国民健康保険法に基づき、国民健康保険財政の安定化に資するため、県に設置した国民健康保険財政安定化基金への運用利息及び繰越金の積立を行うとともに、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に、県及び市町村に対する、貸付・交付に要する経費である。 | | |
| 岡山県国民健康保険保険者機能強化基金事業費 | 11,325 | 11,375 |
| 国民健康保険の保険者としての機能を強化するため、県に設置した国民健康保険保険者機能強化基金への運 | | |

用利息の積立を行うとともに、国民健康保険の医療費適正化及び保健事業の推進に向けた取組に要する経費である。

| | | |
|---|-------------------|-------------------|
| 国民健康保険保険者機能強化基金事業費 | 11,226 | |
| 国民健康保険保険者機能強化基金積立金 | 99 | |
| 国保ヘルスアップ支援事業費 | 89,852 | 108,442 |
| 県が、市町村国保の保健事業を支援するために実施する事業に要する経費である。 | | |
| 国庫支出金等返納金 | 2,694,736 | 3,098,728 |
| 療養給付費等負担金等の精算に伴う国等への返納及び保険給付費等交付金（特別交付金・保険事業負担金分）の精算に伴い、一般会計への繰出しに要する経費である。 | | |
| 療養給付費等負担金償還金 | | 2,636,296 |
| 療養給付費等交付金償還金 | | 182 |
| 特定健康診査等負担金償還金 | | 14,277 |
| 一般会計繰出金 | | 14,277 |
| 国民健康保険事業費納付金償還金 | | 4,704 |
| 特別調整交付金償還金 | | 1,000 |
| 高額医療費負担金償還金 | | 22,000 |
| 保険者努力支援制度交付金償還金 | | 2,000 |
| 岡山県営食肉地方卸売市場特別会計 | 1,781,947 | 951,590 |
| 食肉地方卸売市場運営費 | 1,517,866 | 686,692 |
| 県営食肉市場の整備・運営に要する経費である。 | | |
| 県償元金償還費 | 252,831 | 251,033 |
| 県債利子償還費 | 11,250 | 13,865 |
| 岡山県造林事業等特別会計 | 33,678,055 | 35,182,931 |
| 県営林維持管理費 | 49,123 | 54,681 |
| 県有林及び県行造林地の保育管理等に要する経費である。 | | |
| 県有林維持管理費 | 10,726 | 8,778 |
| 県行造林維持管理費 | 29,878 | 36,951 |
| 職員給与費 | 8,519 | 8,952 |
| おかやまの森整備公社経営改善対策費 | 33,537,000 | 35,040,000 |
| （公社）おかやまの森整備公社が取り組む環境保全を重視した森林づくりの支援等に要する経費である。 | | |
| 公社の森機能増進総合事業費 | 1,269,000 | 1,258,000 |
| 経営改善貸付金 | 31,768,000 | 33,282,000 |
| 経営改善貸付金償還金 | 500,000 | 500,000 |

| | | |
|---|----------------|----------------|
| 県債元金償還費 | 49,962 | 45,330 |
| 県債利子償還費 | 41,970 | 42,920 |
| 岡山県林業改善資金貸付金特別会計 | | |
| | 749,294 | 737,674 |
| 林業改善資金貸付金 | 93,409 | 72,284 |
| 国制度に基づき、林業従事者等が経営改善を行うために必要な機械、施設等を導入する資金を無利子で貸し付けるための経費である。 | | |
| 木材産業等高度化推進資金貸付金 | 655,885 | 665,390 |
| 木材の生産及び流通の合理化に必要な資金の低利融資に要する経費である。 | | |
| 岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計 | | |
| | 156,298 | 35,557 |
| 沿岸漁業改善資金貸付金 | 156,298 | 35,557 |
| 沿岸漁業改善資金助成法に基づき、沿岸漁業従事者等へ近代的な漁業技術の導入や住居改善、自主的な研修等に必要資金を無利子かつ長期償還で貸し付けるための経費である。 | | |
| 岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計 | | |
| | 859,079 | 919,711 |
| 小規模企業者等設備導入資金貸付金 | 50,061 | 67,653 |
| 小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく設備資金貸付及び設備貸与を行うために国から借り入れた資金の償還等に要する経費である。 | | |
| 中小企業高度化資金貸付金 | 119,630 | 124,104 |
| 独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づく中小企業高度化資金の貸付け等に要する経費である。 | | |
| 創業・経営革新等設備貸与資金貸付金 | 284,899 | 285,041 |
| 小規模企業者等の創業及び経営の革新を図るための設備貸与に必要な資金の貸付け等に要する経費である。 | | |
| 新規創業・経営活力増進設備貸与資金貸付金 | 300,000 | 351,287 |
| 中小企業者等の創業及び経営活力の増進を図るための設備貸与に必要な資金の一部の貸付け等に要する経費である。 | | |
| 中小企業等グループ施設等復旧整備資金貸付金 | 104,489 | 91,626 |
| 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に係る事業者負担について、当該負担の軽減を図る無利子貸付を行うために、独立行政法人中小企業基盤整備機構から借り入れた資金の償還等に要する経費である。 | | |

| | | |
|---|------------------|------------------|
| 岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計 | | |
| | 377,651 | 580,595 |
| 内陸・流通団地管理事業費 | 38,894 | 52,660 |
| 内陸工業団地及び流通業務団地の管理等に要する経費である。 | | |
| 県債元金償還金 | 331,120 | 518,329 |
| 県債利子償還金 | 7,637 | 9,606 |
| 岡山県公共用地等取得事業特別会計 | | |
| | 1,400,000 | 1,400,000 |
| 道路等用地取得費 | 600,000 | 600,000 |
| 道路事業等を円滑に推進するため、事業用地の先行取得を行う経費である。 | | |
| 一般会計繰出金 | 600,000 | 600,000 |
| 令和5年度再取得額を一般会計へ繰り出すものである。 | | |
| 公共用地等取得費 | 200,000 | 200,000 |
| 公共用地の先行取得に要する経費である。 | | |
| 岡山県後楽園特別会計 | 288,880 | 266,232 |
| 後楽園費 | 288,880 | 266,232 |
| 後楽園の管理運営に要する経費である。 | | |
| 岡山県港湾整備事業特別会計 | | |
| | 2,647,323 | 2,537,415 |
| 上屋管理費 | 426,059 | 243,870 |
| 上屋、荷役機械等の管理に要する経費である。 | | |
| 水辺空間の適正利用促進事業費 | 124,134 | 14,454 |
| 放置艇対策のための経費である。 | | |
| 玉島地区造成費 | 255,000 | 433,300 |
| 玉島地区の用地造成に要する経費である。 | | |
| 寄島干拓地等造成費 | 28,113 | 41,129 |
| 寄島干拓地等の維持管理等に要する経費である。 | | |
| 福島地区造成費 | 79,000 | 19,800 |
| 福島地区の用地造成に要する経費である。 | | |
| 国際バルクターミナル整備事業費 | 13,700 | 7,722 |
| 荷役機械の整備に要する経費である。 | | |
| 県債元金償還費 | 1,631,543 | 1,671,763 |
| 県債利子償還費 | 88,884 | 104,198 |
| 県債取扱事務費 | 890 | 1,179 |
| 岡山県収入証紙等特別会計 | | |
| | 4,451,670 | 6,243,361 |
| 収入証紙管理費 | 1,773,875 | 3,216,587 |
| 収入証紙により収入する、使用料、手数料及び特定の県税に係る証紙印刷等、管理に要する経費である。 | | |

証紙代金収納計器管理費

2,677,795 3,026,774

自動車税種別割・自動車税環境性能割等の徴収及びその収納金の一般会計への繰出に要する経費である。

自動車税種別割・自動車税環境性能割等に係る一般会計繰出金 2,652,546

証紙代金収納計器による自動車税種別割・自動車税環境性能割等の徴収経費 25,249

岡山県用品調達特別会計 342,661 346,188

用品調達事業費 342,661 346,188

集中調達による用品の効率的な調達を行い、また、在庫管理による各所属への迅速な交付を行うための経費である。

岡山県公債管理特別会計

170,398,783 188,472,260

県債元金償還費 164,403,538 181,459,758

県債の元金償還（公営企業会計を除く）に要する経費である。

一般会計実施事業分 93,250,228

特別会計実施事業分 2,781,060

市場公募債満期分 9,990,000

借換債分 58,382,250

県債利子償還費 5,680,855 6,675,459

県債の利子償還（公営企業会計を除く）に要する経費である。

一般会計実施事業分 5,514,034

特別会計実施事業分 166,821

県債取扱事務費 314,390 337,043

県債の償還及び借入に係る手数料（公営企業会計を除く）である。

一般会計実施事業分 313,450

特別会計実施事業分 940

3. 企業会計

令和5年度 令和4年度
当 初 当 初
(千円) (千円)

1. 電気事業会計

(1) 収益的収入支出

電気事業収益 3,020,447 3,101,241

電気事業費用 2,434,871 2,390,346

差引剰余金 585,576 710,895

旭川、新見、加茂、黒木、越畑、久賀、倉見、梶並、滝ノ谷、阿波、寄水、津川、大町、千屋、真加子、苫田、三室発電所及び岡山空港太陽光発電所の運転管理並びに発電総合管理事務所の管理等に要する経費である。

内 訳

収 入 電 力 料 2,789,420

太陽光発電電力料 158,400

受 取 利 息 1,731

一般会計からの負担金 14,408

そ の 他 56,488

支 出 運 転 管 理 費 2,230,815

支 払 利 息 27,582

そ の 他 176,474

(2) 資本的収入支出

資 本 的 収 入 — 2,425

資 本 的 支 出 1,073,993 1,121,081

留保資金等補填 1,073,993 1,118,656

建設改良のための経費及び企業債の償還等に要する経費である。

内 訳

支 出 建 設 改 良 費 278,785

企業債償還金 370,014

投 資 755

再生可能エネルギー等推進費 424,439

2. 工業用水道事業会計

(1) 収益的収入支出

工業用水道事業収益 3,858,184 3,876,154

工業用水道事業費用 3,695,576 3,776,803

差引剰余金 162,608 99,351

水島、笠岡及び勝央地区の93工場に日量約545,880 m³の工業用水を供給する経費である。

内 訳

収 入 給 水 収 益 3,589,661

受 取 利 息 1,329

負 担 金 97,338

そ の 他 169,856

| | | |
|----|-----------|-----------|
| 支出 | 運 転 管 理 費 | 3,646,670 |
| | 支 払 利 息 | 9,066 |
| | そ の 他 | 39,840 |

そ の 他 2,000

(2) 資本的収入支出

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 資 本 的 収 入 | 85,053 | 43,862 |
| 資 本 的 支 出 | 1,785,036 | 1,310,730 |
| 留保資金等補填 | 1,699,983 | 1,266,868 |

建設改良のための経費及び企業債の償還等に要する経費である。

内 訳

| | | |
|-----|-------------|-----------|
| 収 入 | 国 庫 補 助 金 | 1,100 |
| | 固定資産売却代金 | 100 |
| | 負 担 金 | 83,853 |
| 支 出 | 建 設 改 良 費 | 1,579,205 |
| | 企 業 債 償 還 金 | 205,810 |
| | 投 資 | 21 |

3. 流域下水道事業会計

(1) 収益的収入支出

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 流域下水道事業収益 | 5,653,661 | 5,721,760 |
| 流域下水道事業費用 | 6,350,933 | 6,079,136 |
| 差 引 剩 余 金 | △ 697,272 | △ 357,376 |

児島湖流域下水道浄化センターの管理等に要する経費である。

内 訳

| | | |
|-----|-------------|-----------|
| 収 入 | 流域下水道管理費負担金 | 3,215,641 |
| | 他会計負担金 | 191,342 |
| | 他会計補助金 | 38,247 |
| | 受 取 利 息 | 300 |
| | そ の 他 | 2,208,131 |
| 支 出 | 浄化センター管理費 | 3,945,564 |
| | 支 払 利 息 | 77,825 |
| | そ の 他 | 2,327,544 |

(2) 資本的収入支出

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 資 本 的 収 入 | 2,358,050 | 1,441,450 |
| 資 本 的 支 出 | 2,868,451 | 1,949,745 |
| 留保資金等補填 | 510,401 | 508,295 |

建設改良のための経費及び企業債の償還等に要する経費である。

内 訳

| | | |
|-----|-------------|-----------|
| 収 入 | 国 庫 補 助 金 | 1,467,600 |
| | 企 業 債 | 448,100 |
| | 建設費負担金 | 436,550 |
| | そ の 他 | 5,800 |
| 支 出 | 建 設 改 良 費 | 2,366,473 |
| | 企 業 債 償 還 金 | 499,978 |

付 表

1. 令和5年度予算額対前年度比較表

| 区 分 | 令 和 5 年 度 | | | 令 和 | | |
|---------|------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|----------------|
| | 当 初 予 算 額 | 財 源 内 訳 | | 当 初 予 算 額 | 財 源 内 訳 | |
| | | 特 定 | 一 般 | | 特 定 | 一 般 |
| 一 般 会 計 | 802,173 | 203,719 | 598,454 | 763,427 | 187,384 | 576,043 |
| 特 別 会 計 | 390,795 | 390,795 | | 412,556 | 412,556 | |
| 合 計 | 1,192,968 | 594,514 | 598,454 | 1,175,983 | 599,940 | 576,043 |
| 企 業 会 計 | 18,209 | 18,209 | | 16,628 | 16,628 | |

(単位 百万円)

| 4 年 度 | | | 比 較 増 減 | | | | | |
|------------------|----------------|----------------|---------------|----------------|---------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 11月現計 予 算 額 | 財 源 内 訳 | | 当初対 当 初 | 財 源 内 訳 | | 当 初 対 11月補正 | 財 源 内 訳 | |
| | 特 定 | 一 般 | | 特 定 | 一 般 | | 特 定 | 一 般 |
| 818,420 | 238,377 | 580,043 | 38,746 | 16,335 | 22,411 | △ 16,247 | △ 34,658 | 18,411 |
| 412,647 | 412,647 | | △ 21,761 | △ 21,761 | | △ 21,852 | △ 21,852 | |
| 1,231,067 | 651,024 | 580,043 | 16,985 | △ 5,426 | 22,411 | △ 38,099 | △ 56,510 | 18,411 |
| 16,921 | 16,921 | | 1,581 | 1,581 | | 1,288 | 1,288 | |

2. 令和5年度一般会計歳出予算額分類別対前年度比較表

| 分類 | 令和5年度 | | | 令和4年度 | | | 差引増減 | | | |
|-----------|-------------|---------|---------|-----------|---------|---------|-----------|---------|--------|---------|
| | 当初 予算額 | 財源内訳 | | 当初 予算額 | 財源内訳 | | 当初対 当初 | 財源内訳 | | |
| | | 特定 | 一般 | | 特定 | 一般 | | 特定 | 一般 | |
| 義務的 経費 | 人件費 | 179,767 | 22,187 | 157,580 | 186,852 | 22,328 | 164,524 | △ 7,085 | △ 141 | △ 6,944 |
| | 公債費 | 99,086 | 5,239 | 93,847 | 100,701 | 751 | 99,950 | △ 1,615 | 4,488 | △ 6,103 |
| | 社会保障 関係費 | 111,270 | 3,554 | 107,716 | 108,750 | 3,607 | 105,143 | 2,520 | △ 53 | 2,573 |
| | その他 | 165,207 | 1,817 | 163,390 | 135,176 | 2,707 | 132,469 | 30,031 | △ 890 | 30,921 |
| 計 | 555,330 | 32,797 | 522,533 | 531,479 | 29,393 | 502,086 | 23,851 | 3,404 | 20,447 | |

(単位 百万円)

| 構成比 % | | 予 算 額 対前年度比 % | 一般財源 対前年度比 % | 令和5年度当初予算の主な事項 | | | |
|-----------|-----------|---------------------|--------------------|--|--|--------------------------|--|
| 令和 5年度 | 令和 4年度 | | | 事 項 名 | 予算額 | 財 源 内 訳 | |
| | | | | | | 特 定 | 一 般 |
| 22.4 | 24.5 | 96.2 | 95.8 | 一 警 教 育 費 | 33,818 37,592 108,357 | 744 269 21,174 | 33,074 37,323 87,183 |
| 12.4 | 13.2 | 98.4 | 93.9 | 公 債 費 | 99,086 | 5,239 | 93,847 |
| 13.8 | 14.2 | 102.3 | 102.4 | 精 神 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 難 病 医 療 費 児 童 手 当 費 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 新 制 度 給 付 費 児 童 保 護 費 自 立 支 援 給 付 費 生 活 保 護 費 後 期 高 齢 者 医 療 費 介 護 給 付 費 負 担 金 費 国 民 健 康 保 険 費 | 1,817 1,820 4,318 9,193 4,918 11,457 725 29,821 30,071 16,414 | 896 905 941 503 | 921 915 4,318 9,193 3,977 11,457 222 29,821 30,071 16,414 |
| 20.6 | 17.7 | 122.2 | 123.3 | 個 人 県 民 税 徴 収 及 び 県 税 取 扱 費 過 年 度 過 誤 納 還 付 ・ 利 子 制 還 付 金 並 び に 還 付 加 算 金 地 方 消 費 税 清 算 金 地 方 消 費 税 市 町 村 交 付 金 自 動 車 税 環 境 性 能 割 市 町 村 交 付 金 軽 油 引 取 税 市 町 村 交 付 金 原 爆 被 爆 者 対 策 費 | 2,997 1,936 94,322 47,692 789 5,834 390 | 389 | 2,997 1,936 94,322 47,692 789 5,834 1 |
| 69.2 | 69.6 | 104.5 | 104.1 | | | | |

| 分 類 | 令和5年度 | | | 令和4年度 | | | 差引増減 | | |
|-----------------------|-----------|--------|--------|-----------|--------|--------|-----------|-------|-------|
| | 当初 予算額 | 財源内訳 | | 当初 予算額 | 財源内訳 | | 当初対 当初 | 財源内訳 | |
| | | 特定 | 一般 | | 特定 | 一般 | | 特定 | 一般 |
| 一 般 運 営 費 | 31,435 | 5,615 | 25,820 | 29,318 | 5,076 | 24,242 | 2,117 | 539 | 1,578 |
| 一 般 行 事 費 | | | | | | | | | |
| 一 般 政 業 費 | 131,245 | 89,663 | 41,582 | 123,770 | 88,520 | 35,250 | 7,475 | 1,143 | 6,332 |
| 一 般 経 費 | | | | | | | | | |
| 計 | 162,680 | 95,278 | 67,402 | 153,088 | 93,596 | 59,492 | 9,592 | 1,682 | 7,910 |

(単位 百万円)

| 構成比 % | | 予 算 額 対前年度比 % | 一般財源 対前年度比 % | 令和5年度当初予算の主な事項 | | | |
|-----------|-----------|---------------------|--------------------|---|--|--|---|
| 令和 5年度 | 令和 4年度 | | | 事 項 名 | 予算額 | 財 源 内 訳 | |
| | | | | | | 特 定 | 一 般 |
| 3.9 | 3.9 | 107.2 | 106.5 | 人 事 行 政 運 営 費 空 港 運 営 費 県 立 美 術 館 運 営 費 総合福祉・ボランティア・NPO会館管理運営費 商 工 施 策 推 進 費 土 地 改 良 施 設 管 理 費 都 市 公 園 管 理 費 警 察 行 政 運 営 費 警 察 施 設 費 全 日 制 高 等 学 校 管 理 運 営 費 | 495 822 225 149 195 156 560 2,949 1,476 2,710 | | 495 559 220 138 193 129 503 2,644 1,077 2,346 |
| 16.4 | 16.2 | 106.0 | 118.0 | 私 学 助 成 費 中山間地域等振興特別事業費 運 輸 事 業 振 興 助 成 費 鉄 道 施 設 等 整 備 促 進 事 業 費 地 球 環 境 保 全 推 進 事 業 費 医 療 施 設 等 施 設 整 備 費 地 域 医 療 介 護 総 合 確 保 事 業 費 小 児 医 療 対 策 費 広 域 水 道 整 備 促 進 費 子 ども ・ 子 育 て 支 援 新 制 度 等 事 業 費 地 域 生 活 支 援 事 業 費 企 業 誘 致 等 対 策 費 中 小 企 業 金 融 対 策 費 技 術 振 興 事 業 費 商 工 団 体 支 援 事 業 費 青 年 農 業 者 等 育 成 対 策 事 業 費 鳥 獣 被 害 対 策 費 中山間地域等直接支払対策事業費 安全・安心な農産物の生産流通対策費 畜 産 経 営 安 定 推 進 事 業 費 多 面 的 機 能 支 払 事 業 費 土 地 改 良 関 係 受 託 費 おかやま森づくり県民基金事業費 岡山県おかやまの森整備公社経営改善推進基金積立金 岡 山 後 楽 園 魅 力 向 上 事 業 費 交 通 安 全 施 設 費 学 力 向 上 総 合 推 進 事 業 費 | 14,171 700 426 246 236 183 5,992 580 1,132 3,483 556 3,282 3,134 641 1,944 573 554 1,424 904 1,041 865 623 607 502 163 1,666 400 | 6,982 515 120 225 169 5,243 841 161 82 230 2,947 571 47 504 542 949 891 988 583 623 19 502 76 1,477 75 | 7,189 185 426 126 11 14 749 580 291 3,322 474 3,052 187 70 1,897 69 12 475 13 53 282 588 87 189 325 |
| 20.3 | 20.1 | 106.3 | 113.3 | | | | |

| 分類 | 令和5年度 | | | 令和4年度 | | | 差引増減 | | |
|--|-----------|---------|---------|-----------|---------|---------|-----------|---------|---------|
| | 当初 予算額 | 財源内訳 | | 当初 予算額 | 財源内訳 | | 当初対 当初 | 財源内訳 | |
| | | 特定 | 一般 | | 特定 | 一般 | | 特定 | 一般 |
| 投資 公共 事業 業 等 の 費 の 経 | 65,853 | 58,828 | 7,025 | 61,973 | 48,747 | 13,226 | 3,880 | 10,081 | △ 6,201 |
| 費 | 13,899 | 12,492 | 1,407 | 10,879 | 9,802 | 1,077 | 3,020 | 2,690 | 330 |
| 費 | 4,411 | 4,324 | 87 | 6,008 | 5,846 | 162 | △ 1,597 | △ 1,522 | △ 75 |
| 計 | 84,163 | 75,644 | 8,519 | 78,860 | 64,395 | 14,465 | 5,303 | 11,249 | △ 5,946 |
| 計 | 802,173 | 203,719 | 598,454 | 763,427 | 187,384 | 576,043 | 38,746 | 16,335 | 22,411 |

(単位 百万円)

| 構成比 % | | 予 算 額 対前年度比 % | 一般財源 対前年度比 % | 令和5年度当初予算の主な事項 | | | |
|-------------|-----------|---------------------|--------------------|-----------------|-------|---------|-----|
| 令和 5年度 | 令和 4年度 | | | 事 項 名 | 予算額 | 財 源 内 訳 | |
| | | | | | | 特 定 | 一 般 |
| 8.2 | 8.1 | 106.3 | 53.1 | 公共施設老朽化対策等事業費 | 3,279 | 3,279 | |
| | | | | 県庁舎耐震化整備事業費 | 7,066 | 7,066 | |
| | | | | 地方振興事業調整費 | 970 | 436 | 534 |
| | | | | 単県公共農林水産事業費 | 753 | 341 | 412 |
| | | | | 農林水産事業推進費 | 313 | 232 | 81 |
| | | | | 農業生産基盤整備事業費 | 4,676 | 4,385 | 291 |
| | | | | 農道整備事業費 | 1,691 | 1,620 | 71 |
| | | | | 農村総合整備対策費 | 562 | 488 | 74 |
| | | | | 農地防災事業費 | 3,285 | 3,100 | 185 |
| | | | | 治山事業費 | 1,075 | 965 | 110 |
| | | | | 林道整備事業費 | 550 | 519 | 31 |
| | | | | 造林補助事業費 | 1,035 | 717 | 318 |
| | | | | 漁港漁場整備事業費 | 450 | 413 | 37 |
| | | | | 地方道路整備事業費 | 2,551 | 2,384 | 167 |
| | | | | 河川改修費 | 1,962 | 1,854 | 108 |
| | | | | 河川激甚災害対策特別緊急事業費 | 2,087 | 1,988 | 99 |
| | | | | えん堤整備事業費 | 294 | 281 | 13 |
| | | | | 砂防関係事業費 | 2,545 | 2,358 | 187 |
| | | | | 港湾海岸保全費 | 459 | 409 | 50 |
| | | | | 港湾改修費 | 582 | 313 | 269 |
| 単県公共土木事業費 | 4,565 | 3,811 | 754 | | | | |
| 生き活き道路整備事業費 | 1,237 | 1,132 | 105 | | | | |
| 地方特定道路整備事業費 | 5,810 | 5,059 | 751 | | | | |
| 道路維持修繕費 | 5,106 | 3,809 | 1,297 | | | | |
| 単県舗装補修費 | 553 | 484 | 69 | | | | |
| 河川維持修繕費 | 474 | 408 | 66 | | | | |
| 1.7 | 1.4 | 127.8 | 130.6 | 国営事業負担金 | 1,295 | 1,120 | 175 |
| | | | | 国直轄道路事業負担金 | 4,985 | 4,486 | 499 |
| | | | | 国直轄河川事業負担金 | 6,764 | 6,087 | 677 |
| | | | | 国直轄港湾事業負担金 | 855 | 799 | 56 |
| 0.6 | 0.8 | 73.4 | 53.7 | 耕地災害復旧事業費 | 1,081 | 1,058 | 23 |
| | | | | 治山林道災害復旧事業費 | 354 | 335 | 19 |
| | | | | 公共災害土木復旧費 | 2,546 | 2,543 | 3 |
| | | | | 河川災害復旧等関連緊急事業費 | 105 | 99 | 6 |
| 10.5 | 10.3 | 106.7 | 58.9 | | | | |
| 100.0 | 100.0 | 105.1 | 103.9 | | | | |

3. 令和5年度会計別予算額対前年度予算額及び前々年度決算額比較表

(1) 一般会計

1歳入

| 款別 | 令和5年度 | | 令和4年度 | | | |
|-------------------|--------------------|--------------|--------------------|--------------|--------------------|--------------|
| | 当初予算額 | 構成比 | 当初予算額 | 構成比 | 11月現計額 予算額 | 構成比 |
| | | % | | % | | % |
| 1 県税 | 270,846,265 | 33.8 | 243,496,921 | 31.9 | 243,496,921 | 29.7 |
| 2 地方消費税 清算金 | 93,962,199 | 11.7 | 82,744,833 | 10.8 | 82,744,833 | 10.1 |
| 3 地方譲与税 | 35,780,606 | 4.5 | 36,439,424 | 4.8 | 36,439,424 | 4.5 |
| 4 地方特例金 交付金 | 1,100,000 | 0.1 | 900,000 | 0.1 | 900,000 | 0.1 |
| 5 地方交付税 | 170,700,000 | 21.3 | 179,900,000 | 23.6 | 179,900,000 | 22.0 |
| 6 交通安全対策 特別交付金 | 310,000 | 0.0 | 320,000 | 0.0 | 320,000 | 0.0 |
| 7 分担金及び 負担金 | 4,012,362 | 0.5 | 4,236,840 | 0.6 | 4,627,259 | 0.6 |
| 8 使用料及び 手数料 | 9,264,131 | 1.1 | 9,182,876 | 1.2 | 9,183,348 | 1.1 |
| 9 国庫支出金 | 110,014,997 | 13.7 | 112,402,269 | 14.7 | 151,604,003 | 18.5 |
| 10 財産収入 | 1,391,913 | 0.2 | 1,376,936 | 0.2 | 1,376,936 | 0.2 |
| 11 寄附金 | 74,185 | 0.0 | 83,430 | 0.0 | 83,430 | 0.0 |
| 12 繰入金 | 35,034,776 | 4.4 | 20,997,198 | 2.7 | 25,164,931 | 3.1 |
| 13 諸収入 | 11,073,399 | 1.4 | 13,046,900 | 1.7 | 13,295,861 | 1.6 |
| 14 県債 | 58,608,000 | 7.3 | 58,298,900 | 7.7 | 69,283,200 | 8.5 |
| 15 繰越金 | | — | | — | | — |
| 計 | 802,172,833 | 100.0 | 763,426,527 | 100.0 | 818,420,146 | 100.0 |

(単位 千円)

| 令和3年度 | | | | 比較 (%) | | |
|--------------------|--------------|--------------------|--------------|-----------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 最終予算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | $\frac{\text{令5当初}}{\text{令4当初}}$ | $\frac{\text{令5当初}}{\text{令4.11現計}}$ | $\frac{\text{令4.11現計}}{\text{令3最終}}$ |
| | % | | % | | | |
| 243,022,022 | 26.1 | 251,182,127 | 27.6 | 111.2 | 111.2 | 100.2 |
| 88,843,677 | 9.6 | 88,874,554 | 9.8 | 113.6 | 113.6 | 93.1 |
| 32,577,962 | 3.5 | 33,331,517 | 3.7 | 98.2 | 98.2 | 111.9 |
| 1,174,059 | 0.1 | 1,174,059 | 0.1 | 122.2 | 122.2 | 76.7 |
| 191,888,501 | 20.6 | 191,504,087 | 21.1 | 94.9 | 94.9 | 93.8 |
| 360,000 | 0.0 | 361,827 | 0.0 | 96.9 | 96.9 | 88.9 |
| 4,223,231 | 0.5 | 4,444,142 | 0.5 | 94.7 | 86.7 | 109.6 |
| 9,015,602 | 1.0 | 9,158,673 | 1.0 | 100.9 | 100.9 | 101.9 |
| 218,186,746 | 23.5 | 189,265,530 | 20.8 | 97.9 | 72.6 | 69.5 |
| 1,313,383 | 0.1 | 1,437,475 | 0.2 | 101.1 | 101.1 | 104.8 |
| 208,731 | 0.0 | 229,718 | 0.0 | 88.9 | 88.9 | 40.0 |
| 17,852,862 | 1.9 | 13,620,683 | 1.5 | 166.9 | 139.2 | 141.0 |
| 15,297,355 | 1.7 | 19,398,046 | 1.6 | 84.9 | 83.3 | 86.9 |
| 90,383,523 | 9.7 | 15,006,586 | 10.0 | 100.5 | 84.6 | 76.7 |
| 15,978,806 | 1.7 | 90,499,023 | 2.1 | — | — | — |
| 930,326,460 | 100.0 | 909,488,047 | 100.0 | 105.1 | 98.0 | 88.0 |

2 歳 出

| 款 別 | 令 和 5 年 度 | | 令 和 4 年 度 | | | |
|---------------|--------------------|--------------|--------------------|--------------|---------------------|--------------|
| | 当初予算額 | 構成比 | 当初予算額 | 構成比 | 11 月 現 計 額 予 算 額 | 構成比 |
| | | % | | % | | % |
| 1 議 会 費 | 1,561,484 | 0.2 | 1,512,885 | 0.2 | 1,518,025 | 0.2 |
| 2 総 務 費 | 48,277,501 | 6.0 | 42,259,621 | 5.5 | 43,695,107 | 5.3 |
| 3 民 生 費 | 120,495,624 | 15.0 | 117,321,788 | 15.4 | 118,936,036 | 14.5 |
| 4 衛 生 費 | 63,816,121 | 8.0 | 55,739,901 | 7.3 | 73,639,066 | 9.0 |
| 5 労 働 費 | 1,458,277 | 0.2 | 1,448,967 | 0.2 | 1,456,560 | 0.2 |
| 6 農 林 水 産 業 費 | 37,924,492 | 4.7 | 36,546,979 | 4.8 | 43,102,524 | 5.3 |
| 7 商 工 費 | 12,765,173 | 1.6 | 18,704,857 | 2.4 | 21,789,914 | 2.7 |
| 8 土 木 費 | 64,970,947 | 8.1 | 64,049,175 | 8.4 | 85,717,112 | 10.5 |
| 9 警 察 費 | 48,740,376 | 6.1 | 47,541,792 | 6.2 | 48,051,709 | 5.9 |
| 10 教 育 費 | 141,432,699 | 17.6 | 145,527,832 | 19.1 | 147,741,363 | 18.0 |
| 11 災 害 復 旧 費 | 4,345,618 | 0.5 | 4,846,249 | 0.7 | 4,846,249 | 0.6 |
| 12 公 債 費 | 99,086,316 | 12.4 | 100,700,735 | 13.2 | 100,700,735 | 12.3 |
| 13 諸 支 出 金 | 157,098,205 | 19.6 | 127,025,746 | 16.6 | 127,025,746 | 15.5 |
| 14 予 備 費 | 200,000 | 0.0 | 200,000 | 0.0 | 200,000 | 0.0 |
| 計 | 802,172,833 | 100.0 | 763,426,527 | 100.0 | 818,420,146 | 100.0 |

(単位 千円)

| 令和3年度 | | | | 比較 (%) | | |
|--------------------|--------------|--------------------|--------------|-----------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 最終予算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | $\frac{\text{令5当初}}{\text{令4当初}}$ | $\frac{\text{令5当初}}{\text{令4.11現計}}$ | $\frac{\text{令4.11現計}}{\text{令3最終}}$ |
| | % | | % | | | |
| 1,545,656 | 0.2 | 1,499,169 | 0.2 | 103.2 | 102.9 | 98.2 |
| 97,222,570 | 10.5 | 96,159,619 | 10.7 | 114.2 | 110.5 | 44.9 |
| 132,271,669 | 14.2 | 128,595,589 | 14.4 | 102.7 | 101.3 | 89.9 |
| 77,317,734 | 8.3 | 64,406,641 | 7.2 | 114.5 | 86.7 | 95.2 |
| 1,306,007 | 0.1 | 1,224,401 | 0.1 | 100.6 | 100.1 | 111.5 |
| 36,344,410 | 3.9 | 35,338,993 | 3.9 | 103.8 | 88.0 | 118.6 |
| 81,478,263 | 8.8 | 60,564,776 | 6.8 | 68.2 | 58.6 | 26.7 |
| 74,890,539 | 8.0 | 77,433,461 | 8.7 | 101.4 | 75.8 | 114.5 |
| 47,099,786 | 5.1 | 46,741,762 | 5.2 | 102.5 | 101.4 | 102.0 |
| 145,588,294 | 15.6 | 146,364,636 | 16.4 | 97.2 | 95.7 | 101.5 |
| 2,164,958 | 0.2 | 3,583,940 | 0.4 | 89.7 | 89.7 | 223.8 |
| 100,072,525 | 10.8 | 100,041,502 | 11.2 | 98.4 | 98.4 | 100.6 |
| 132,824,049 | 14.3 | 132,722,738 | 14.8 | 123.7 | 123.7 | 95.6 |
| 200,000 | 0.0 | — | — | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 930,326,460 | 100.0 | 894,677,227 | 100.0 | 105.1 | 98.0 | 88.0 |

(2) 特別会計

| 会計名 | 令和5年度 | 令和4年度 | |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 当初予算額 | 当初予算額 | 11月現計予算額 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 104,509 | 115,822 | 115,822 |
| 国民健康保険事業 | 173,559,181 | 174,766,217 | 174,766,529 |
| 県営食肉地方卸売市場 | 1,781,947 | 951,590 | 1,043,534 |
| 造林事業等 | 33,678,055 | 35,182,931 | 35,182,995 |
| 林業改善資金貸付金 | 749,294 | 737,674 | 737,674 |
| 沿岸漁業改善資金貸付金 | 156,298 | 35,557 | 35,557 |
| 中小企業支援資金貸付金 | 859,079 | 919,711 | 919,711 |
| 内陸工業団地及び流通業務団地造成事業 | 377,651 | 580,595 | 580,595 |
| 公共用地等取得事業 | 1,400,000 | 1,400,000 | 1,400,000 |
| 後楽園 | 288,880 | 266,232 | 266,232 |
| 港湾整備事業 | 2,647,323 | 2,537,415 | 2,536,597 |
| 収入証紙等 | 4,451,670 | 6,243,361 | 6,243,361 |
| 用品調達 | 342,661 | 346,188 | 346,188 |
| 公債管理 | 170,398,783 | 188,472,260 | 188,472,260 |
| 合 計 | 390,795,331 | 412,555,553 | 412,647,055 |

(単位 千円)

| 令和3年度 | | 比較 (%) | | |
|--------------------|--|-----------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 最終予算額 | 決算額 歳入 歳出 | $\frac{\text{令5当初}}{\text{令4当初}}$ | $\frac{\text{令5当初}}{\text{令4.11現計}}$ | $\frac{\text{令4.11現計}}{\text{令3最終}}$ |
| 106,465 | 183,719 72,709 | 90.2 | 90.2 | 108.8 |
| 179,874,425 | 184,976,066 176,568,998 | 99.3 | 99.3 | 97.2 |
| 1,072,948 | 1,091,771 1,067,805 | 187.3 | 170.8 | 97.3 |
| 36,640,242 | 36,664,805 36,629,353 | 95.7 | 95.7 | 96.0 |
| 737,778 | 885,101 665,066 | 101.6 | 101.6 | 100.0 |
| 9,520 | 376,169 119 | 439.6 | 439.6 | 373.5 |
| 1,510,587 | 3,249,757 1,322,290 | 93.4 | 93.4 | 60.9 |
| 717,012 | 2,591,642 711,585 | 65.0 | 65.0 | 81.0 |
| 568,985 | 1,370,022 561,214 | 100.0 | 100.0 | 246.1 |
| 262,086 | 264,904 255,772 | 108.5 | 108.5 | 101.6 |
| 2,559,345 | 4,167,196 2,399,282 | 104.3 | 104.4 | 99.1 |
| 5,367,894 | 5,339,945 5,140,605 | 71.3 | 71.3 | 116.3 |
| 221,039 | 234,344 220,593 | 99.0 | 99.0 | 156.6 |
| 206,066,816 | 206,041,095 206,041,095 | 90.4 | 90.4 | 91.5 |
| 435,715,142 | 447,436,536 431,656,486 | 94.7 | 94.7 | 94.7 |

(3) 企業會計

| 會計名 | 区 分 | | 令和5年度 | 令和4年度 | |
|---------------------------------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | 当初予算額 | 当初予算額 | 11月現計予算額 |
| 電 氣 事 業 | 収益の収支 | 収 入 | 3,020,447 | 3,101,241 | 3,101,241 |
| | | 支 出 | 2,434,871 | 2,390,346 | 2,393,298 |
| 差 引 剩 余 金 | | 585,576 | 710,895 | 707,943 | |
| 資 本 の 収 支 | 収 入 | | | 2,425 | 2,425 |
| | 支 出 | 1,073,993 | 1,121,081 | 1,121,081 | |
| | 留 保 資 金 等 補 填 | 1,073,993 | 1,118,656 | 1,118,656 | |
| 工 業 用 水 道 事 業 | 収益の収支 | 収 入 | 3,858,184 | 3,876,154 | 3,876,154 |
| | | 支 出 | 3,695,576 | 3,776,803 | 3,779,918 |
| 差 引 剩 余 金 | | 162,608 | 99,351 | 96,236 | |
| 資 本 の 収 支 | 収 入 | 85,053 | 43,862 | 43,862 | |
| | 支 出 | 1,785,036 | 1,310,730 | 1,310,730 | |
| | 留 保 資 金 等 補 填 | 1,699,983 | 1,266,868 | 1,266,868 | |
| 流 域 下 水 道 事 業 | 収益の収支 | 収 入 | 5,653,661 | 5,721,760 | 5,726,787 |
| | | 支 出 | 6,350,933 | 6,079,136 | 6,079,519 |
| 差 引 剩 余 金 | | △ 697,272 | △ 357,376 | △ 352,732 | |
| 資 本 の 収 支 | 収 入 | 2,358,050 | 1,441,450 | 1,727,950 | |
| | 支 出 | 2,868,451 | 1,949,745 | 2,236,245 | |
| | 留 保 資 金 等 補 填 | 510,401 | 508,295 | 508,295 | |

(単位 千円)

| 令和3年度 | | 比較 (%) | | |
|-----------|-----------------|-----------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 最終予算額 | 決算額 歳入 歳出 | $\frac{\text{令5当初}}{\text{令4当初}}$ | $\frac{\text{令5当初}}{\text{令4.11現計}}$ | $\frac{\text{令4.11現計}}{\text{令3最終}}$ |
| 3,051,612 | 3,019,846 | 97.4 | 97.4 | 101.6 |
| 2,616,455 | 2,379,015 | 101.9 | 101.7 | 91.5 |
| 435,157 | 640,831 | 82.4 | 82.7 | 162.7 |
| 215,397 | 215,134 | — | — | 1.1 |
| 1,617,750 | 1,707,385 | 95.8 | 95.8 | 69.3 |
| 1,402,353 | 1,492,251 | 96.0 | 96.0 | 79.8 |
| 3,897,145 | 3,918,274 | 99.5 | 99.5 | 99.5 |
| 3,784,522 | 3,157,709 | 97.8 | 97.8 | 99.9 |
| 112,623 | 760,565 | 163.7 | 169.0 | 85.4 |
| 315,202 | 307,725 | 193.9 | 193.9 | 13.9 |
| 2,044,719 | 2,380,818 | 136.2 | 136.2 | 64.1 |
| 1,729,517 | 2,073,093 | 134.2 | 134.2 | 73.2 |
| 5,831,581 | 5,768,865 | 98.8 | 98.7 | 98.2 |
| 5,968,690 | 5,832,839 | 104.5 | 104.5 | 101.9 |
| △ 137,109 | △ 63,974 | 195.1 | 197.7 | 257.3 |
| 1,220,955 | 1,012,469 | 163.6 | 136.5 | 141.5 |
| 1,733,438 | 1,480,424 | 147.1 | 128.3 | 129.0 |
| 512,483 | 467,955 | 100.4 | 100.4 | 99.2 |

4. 令和5年度一般会計財源別充当予算額対前年度比較表

| 款 別 | 令和5年度当初予算額 | | | 令和4年度当初予算額 | | |
|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 予算額(A) | 特定財源 | 一般財源(B) | 予算額(C) | 特定財源 | 一般財源(D) |
| 1 県 税 | 270,846,265 | — | 270,846,265 | 243,496,921 | — | 243,496,921 |
| 2 地方消費税 清算金 | 93,962,199 | — | 93,962,199 | 82,744,833 | — | 82,744,833 |
| 3 地方譲与税 | 35,780,606 | — | 35,780,606 | 36,439,424 | — | 36,439,424 |
| 4 地方特例交付金 | 1,100,000 | — | 1,100,000 | 900,000 | — | 900,000 |
| 5 地方交付税 | 170,700,000 | — | 170,700,000 | 179,900,000 | — | 179,900,000 |
| 6 交通安全対策 特別交付金 | 310,000 | — | 310,000 | 320,000 | — | 320,000 |
| 7 分担金及び負担金 | 4,012,362 | 4,012,362 | — | 4,236,840 | 4,236,840 | — |
| 8 使用料及び手数料 | 9,264,131 | 8,663,970 | 600,161 | 9,182,876 | 8,478,100 | 704,776 |
| 9 国庫支出金 | 110,014,997 | 110,014,959 | 38 | 112,402,269 | 112,402,269 | — |
| 10 財産収入 | 1,391,913 | 1,064,262 | 327,651 | 1,376,936 | 1,052,629 | 324,307 |
| 11 寄附金 | 74,185 | 63,689 | 10,496 | 83,430 | 72,934 | 10,496 |
| 12 繰入金 | 35,034,776 | 19,470,314 | 15,564,462 | 20,997,198 | 8,541,483 | 12,455,715 |
| 13 諸収入 | 11,073,399 | 8,321,639 | 2,751,760 | 13,046,900 | 10,100,192 | 2,946,708 |
| 14 県債 | 58,608,000 | 52,108,000 | 6,500,000 | 58,298,900 | 42,498,900 | 15,800,000 |
| 15 繰越金 | | | | | | |
| 計 | 802,172,833 | 203,719,195 | 598,453,638 | 763,426,527 | 187,383,347 | 576,043,180 |

(単位 千円)

| 令和4年度11月現計予算額 | | | 比 較 | | | |
|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|---------------------|-------------------|-------------------|
| 予 算 額(E) | 特 定 財 源 | 一般財源(F) | 予 算 額 | | 一 般 財 源 | |
| | | | (A) - (C) | (A) - (E) | (B) - (D) | (B) - (F) |
| 243,496,921 | — | 243,496,921 | 27,349,344 | 27,349,344 | 27,349,344 | 27,349,344 |
| 82,744,833 | — | 82,744,833 | 11,217,366 | 11,217,366 | 11,217,366 | 11,217,366 |
| 36,439,424 | — | 36,439,424 | △ 658,818 | △ 658,818 | △ 658,818 | △ 658,818 |
| 900,000 | — | 900,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| 179,900,000 | — | 179,900,000 | △ 9,200,000 | △ 9,200,000 | △ 9,200,000 | △ 9,200,000 |
| 320,000 | — | 320,000 | △ 10,000 | △ 10,000 | △ 10,000 | △ 10,000 |
| 4,627,259 | 4,627,259 | — | △ 224,478 | △ 614,897 | — | — |
| 9,183,348 | 8,478,572 | 704,776 | 81,255 | 80,783 | △ 104,615 | △ 104,615 |
| 151,604,003 | 151,604,003 | — | △ 2,387,272 | △ 41,589,006 | 38 | 38 |
| 1,376,936 | 1,052,629 | 324,307 | 14,977 | 14,977 | 3,344 | 3,344 |
| 83,430 | 72,934 | 10,496 | △ 9,245 | △ 9,245 | — | — |
| 25,164,931 | 8,709,272 | 16,455,659 | 14,037,578 | 9,869,845 | 3,108,747 | △ 891,197 |
| 13,295,861 | 10,349,153 | 2,946,708 | △ 1,973,501 | △ 2,222,462 | △ 194,948 | △ 194,948 |
| 69,283,200 | 53,483,200 | 15,800,000 | 309,100 | △ 10,675,200 | △ 9,300,000 | △ 9,300,000 |
| 818,420,146 | 238,377,022 | 580,043,124 | 38,746,306 | △ 16,247,313 | 22,410,458 | 18,410,514 |

5. 令和5年度県債充当計画一覧表

(単位 千円)

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|--------------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----|
| | | 国 庫 | 県 債 | そ の 他 | 一般財源 | |
| 公共事業等債 | | | | | | |
| 公共施設老朽化対策等事業費 | 229,810 | 114,905 | 102,800 | 12,105 | | |
| 国営事業負担金 | 1,244,864 | | 1,120,100 | | 124,764 | |
| 農業生産基盤整備事業費 | 3,693,381 | 1,789,176 | 817,700 | 993,679 | 92,826 | |
| 農道整備事業費 | 1,550,850 | 739,250 | 466,700 | 292,000 | 52,900 | |
| 農村総合整備対策費 | 361,676 | 187,199 | 105,700 | 56,168 | 12,609 | |
| 農地防災事業費 | 2,102,814 | 1,045,040 | 798,200 | 168,200 | 91,374 | |
| 治山事業費 | 1,020,419 | 479,424 | 485,600 | | 55,395 | |
| 林道整備事業費 | 391,337 | 186,940 | 183,700 | | 20,697 | |
| 漁港漁場整備事業費 | 397,950 | 191,000 | 147,700 | 41,450 | 17,800 | |
| 治山林道災害復旧事業費(関連) | 198,352 | 125,276 | 65,100 | | 7,976 | |
| 道路整備事業費 | 5,242,770 | 2,746,298 | 2,244,600 | | 251,872 | |
| 地方道路整備事業費(道路) | 2,446,987 | 1,261,197 | 1,063,700 | | 122,090 | |
| 国直轄道路事業負担金 | 4,984,834 | | 4,486,200 | | 498,634 | |
| 河川改修事業費 | 1,962,198 | 950,000 | 904,400 | | 107,798 | |
| えん堤整備事業費 | 288,824 | 70,167 | 100,100 | 105,513 | 13,044 | |
| 河川激甚災害対策特別緊急事業費 | 2,087,400 | 1,093,400 | 894,300 | | 99,700 | |
| 河川災害復旧等関連緊急事業費 | 105,000 | 50,000 | 49,300 | | 5,700 | |
| 国直轄河川事業負担金 | 6,764,265 | | 6,087,000 | | 677,265 | |
| 砂防関係事業費 | 2,377,743 | 1,096,597 | 1,067,200 | 70,627 | 143,319 | |
| 建設海岸保全事業費 | 409,500 | 195,000 | 170,600 | 23,400 | 20,500 | |
| 港湾改修事業費 | 29,400 | 10,000 | 11,100 | 6,300 | 2,000 | |
| 浚渫土処理護岸建設事業費 | 928,450 | 270,000 | 592,400 | | 66,050 | |
| 港湾海岸保全事業費 | 367,320 | 175,200 | 158,500 | 11,424 | 22,196 | |
| 国直轄港湾事業負担金 | 855,000 | | 500,000 | 299,250 | 55,750 | |
| 地方道路整備事業費(街路) | 239,200 | 126,500 | 76,200 | 27,450 | 9,050 | |
| 都市公園整備事業費 | 209,200 | 101,250 | 68,400 | 31,250 | 8,300 | |
| 交通安全施設整備事業費 | 558,230 | 279,115 | 251,100 | | 28,015 | |
| 特別支援学校校舎等整備事業費 | 32,553 | 10,850 | 19,200 | | 2,503 | |
| 小 計 | 41,080,327 | 13,293,784 | 23,037,600 | 2,138,816 | 2,610,127 | |
| 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 | | | | | | |
| 公共施設老朽化対策等事業費 | 6,083 | 3,041 | 2,900 | 142 | | |
| 社会福祉施設整備事業費 | 120,585 | 80,390 | 39,400 | 795 | | |
| 小 計 | 126,668 | 83,431 | 42,300 | 937 | | |
| 公営住宅建設事業債 | | | | | | |
| 県営住宅建設事業費 | 498,331 | 240,277 | 254,500 | | 3,554 | |
| 小 計 | 498,331 | 240,277 | 254,500 | | 3,554 | |

(単位 千円)

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|-----|
| | | 国 庫 | 県 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 災害復旧事業債 | | | | | | |
| 耕地災害復旧事業費 | 210,640 | 178,944 | 29,300 | | 2,396 | |
| 治山林道災害復旧事業費 | 2,058 | 1,306 | 500 | | 252 | |
| 単県治山災害復旧事業費 | 39,100 | | 38,900 | | 200 | |
| 漁港災害復旧事業費 | 75,000 | 47,871 | 26,900 | | 229 | |
| 単県漁港災害復旧事業費 | 25,000 | | 24,800 | | 200 | |
| 公共災害土木復旧事業費 | 2,546,469 | 1,631,461 | 912,000 | | 3,008 | |
| 単県災害土木復旧事業費 | 150,000 | | 150,000 | | | |
| 小 計 | 3,048,267 | 1,859,582 | 1,182,400 | | 6,285 | |
| 緊急防災・減災事業債 | | | | | | |
| 県庁舎耐震化整備事業費 | 3,175,301 | | 3,175,200 | 101 | | |
| 公共施設老朽化対策等事業費 | 64,410 | | 63,900 | 510 | | |
| 防災情報ネットワーク高度化事業費 | 81,302 | | 80,900 | | 402 | |
| 私学助成費 | 5,400 | | 5,400 | | | |
| 高等学校校舎等整備事業費 | 270,074 | | 268,600 | | 1,474 | |
| 小 計 | 3,596,487 | | 3,594,000 | 611 | 1,876 | |
| 教育・福祉施設等整備事業債 | | | | | | |
| 消防行政運営費 | 18,334 | | 18,200 | | 134 | |
| 社会福祉施設整備事業費 | 191,422 | 69,857 | 96,400 | 7,732 | 17,433 | |
| 農林水産総合センター運営費 | 12,232 | 6,116 | 5,400 | | 716 | |
| 造林補助事業費 | 43,170 | 25,901 | 17,000 | | 269 | |
| 岡山後楽園魅力向上事業費 | 81,430 | 40,715 | 34,900 | | 5,815 | |
| 特別支援学校校舎等整備事業費 | 27,167 | | 20,000 | | 7,167 | |
| 文化財保護保存事業費 | 1,000 | | 800 | | 200 | |
| 小 計 | 374,755 | 142,589 | 192,700 | 7,732 | 31,734 | |
| 一般単独事業債 | | | | | | |
| 県庁舎維持管理費 | 153,661 | | 114,900 | | 38,761 | |
| 県庁舎耐震化整備事業費 | 3,891,189 | | 2,918,200 | 972,989 | | |
| 公共施設老朽化対策等事業費 | 2,769,079 | | 2,178,200 | 590,343 | 536 | |
| 地方振興事業調整費 | 485,000 | | 436,400 | | 48,600 | |
| 鉄道施設等整備促進事業費 | 119,764 | | 119,600 | | 164 | |
| 消防行政運営費 | 36,670 | | 27,500 | | 9,170 | |
| 私学助成費 | 60,000 | | 45,000 | | 15,000 | |
| 単県公共農林水産事業費 | 386,316 | | 293,300 | 13,660 | 79,356 | |
| 農林水産事業推進費 | 311,573 | | 232,500 | | 79,073 | |

(単位 千円)

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|-----------------|------------|---------|------------|-----------|-----------|-----|
| | | 国 庫 | 県 債 | そ の 他 | 一般財源 | |
| 商工施策推進費 | 2,724 | | 1,900 | | 824 | |
| 企業誘致等対策費 | 145,000 | | 108,600 | | 36,400 | |
| 鉱業対策費 | 18,234 | | 13,400 | | 4,834 | |
| 中山間地域等振興特別事業費 | 525,000 | | 405,100 | 71,650 | 48,250 | |
| 単県公共土木事業費 | 4,223,731 | | 3,579,000 | 231,468 | 413,263 | |
| セーフティ・ロード推進事業費 | 72,024 | | 62,000 | | 10,024 | |
| 緊急道路環境整備事業費 | 195,557 | | 174,000 | | 21,557 | |
| 道路維持修繕費 | 876,800 | | 787,100 | | 89,700 | |
| 単県舗装補修費 | 371,000 | | 331,000 | | 40,000 | |
| 地方特定道路整備事業費(道路) | 4,612,701 | | 3,640,000 | 518,824 | 453,877 | |
| 生き生き道路整備事業費 | 380,027 | | 324,000 | 16,605 | 39,422 | |
| 橋りょう維持費 | 203,918 | | 182,800 | | 21,118 | |
| 単県河川改修事業費 | 115,345 | | 98,400 | 3,922 | 13,023 | |
| 砂防関係事業費 | 88,724 | | 76,200 | 11,821 | 703 | |
| 港湾改修事業費 | 66,898 | | 34,200 | 19,500 | 13,198 | |
| 港湾海岸保全事業費 | 84,584 | | 54,600 | 9,862 | 20,122 | |
| 空港運営費 | 54,983 | | 47,700 | | 7,283 | |
| 地方特定道路整備事業費(街路) | 97,523 | | 62,000 | 27,958 | 7,565 | |
| 街路整備特別対策事業費 | 28,397 | | 14,800 | 11,040 | 2,557 | |
| 交通安全施設整備事業費 | 802,897 | 30,753 | 636,700 | | 135,444 | |
| 交番・駐在所建設事業費 | 403,206 | | 304,200 | | 99,006 | |
| 警察署庁舎等整備事業費 | 187,342 | | 142,200 | | 45,142 | |
| E V車両整備事業費 | 19,591 | | 17,500 | | 2,091 | |
| 高等学校校舎等整備事業費 | 2,153,523 | | 1,932,200 | | 221,323 | |
| 特別支援学校校舎等整備事業費 | 82,799 | | 73,900 | | 8,899 | |
| 小 計 | 24,025,780 | 30,753 | 19,469,100 | 2,499,642 | 2,026,285 | |
| 緊急浚渫推進事業債 | | | | | | |
| 河川維持修繕費 | 92,645 | | 84,300 | 8,054 | 291 | |
| 河道内整備事業費 | 500,000 | | 499,800 | | 200 | |
| 小 計 | 592,645 | | 584,100 | 8,054 | 491 | |
| 緊急自然災害防止対策事業債 | | | | | | |
| 単県公共農林水産事業費 | 14,363 | | 12,600 | 1,363 | 400 | |
| 地方特定道路整備事業費(道路) | 901,837 | | 811,700 | 88,350 | 1,787 | |
| 生き生き道路整備事業費 | 791,983 | | 675,800 | 115,350 | 833 | |
| 河川維持修繕費 | 32,402 | | 32,300 | | 102 | |
| 単県河川改修事業費 | 1,894,409 | | 1,864,400 | 14,668 | 15,341 | |
| 小 計 | 3,634,994 | | 3,396,800 | 219,731 | 18,463 | |

(単位 千円)

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|------------------------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----|
| | | 国 庫 | 県 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 病院事業債 岡山県精神科医療センター運営負担金 | 354,665 | | 354,500 | | 165 | |
| 小 計 | 354,665 | | 354,500 | | 165 | |
| 臨時財政対策債 | 6,500,000 | | 6,500,000 | | | |
| 一 般 会 計 計 | 83,832,919 | 15,650,416 | 58,608,000 | 4,875,523 | 4,698,980 | |
| 国の予算等貸付金債 木材産業等高度化推進資金貸付金 | 424,000 | | 212,000 | 212,000 | | |
| 創業・経営革新等設備貸与資金貸付金 | 200,000 | | 100,000 | 100,000 | | |
| 小 計 | 624,000 | | 312,000 | 312,000 | | |
| 公 営 企 業 債 と畜場整備事業 | 400,488 | | 400,200 | 288 | | |
| 食肉地方卸売市場整備事業 | 382,580 | | 382,300 | 280 | | |
| 港湾整備事業 | 34,700 | | 34,700 | | | |
| 臨海土地造成事業 | 313,000 | | 313,000 | | | |
| 小 計 | 1,130,768 | | 1,130,200 | 568 | | |
| 特 別 会 計 計 | 1,754,768 | | 1,442,200 | 312,568 | | |
| 公 営 企 業 債 流域下水道建設事業 | 2,330,587 | 1,457,600 | 448,100 | 424,300 | 587 | |
| 企 業 会 計 計 | 2,330,587 | 1,457,600 | 448,100 | 424,300 | 587 | |
| 総 合 計 | 87,918,274 | 17,108,016 | 60,498,300 | 5,612,391 | 4,699,567 | |

6. 現 債 高 一 覧 表

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

| 区 分 | 前前年度末 現 在 高 | 前 年 度 末 現在高見込額 | 当該年度中増減見込み | | 当該年度末 現在高見込額 |
|---------------------------------|----------------------|----------------------|-------------------|-------------------|----------------------|
| | | | 当該年度中 起債見込額 | 当該年度中元 金償還見込額 | |
| 1 普 通 債 | 700,013,916 | 722,049,510 | 50,925,600 | 46,786,754 | 726,188,356 |
| (1) 土 木 | 496,377,053 | 516,054,073 | 31,897,300 | 33,845,329 | 514,106,044 |
| (2) 農 林 水 産 | 69,579,654 | 70,381,023 | 4,751,300 | 4,905,901 | 70,226,422 |
| (3) 教 育 | 40,664,381 | 39,625,717 | 2,314,700 | 2,409,327 | 39,531,090 |
| (4) 公 営 住 宅 | 4,722,990 | 4,548,469 | 254,500 | 354,482 | 4,448,487 |
| (5) 庁 舎 | 13,289,110 | 13,091,505 | | 239,982 | 12,851,523 |
| (6) 警 察 | 28,591,071 | 28,650,313 | 1,351,700 | 1,246,798 | 28,755,215 |
| (7) 病 院 | 3,312,783 | 3,020,885 | | 294,900 | 2,725,985 |
| (8) そ の 他 | 43,476,874 | 46,677,525 | 10,356,100 | 3,490,035 | 53,543,590 |
| 2 災 害 復 旧 債 | 18,879,533 | 18,769,005 | 1,182,400 | 1,231,534 | 18,719,871 |
| (1) 土 木 | 13,852,122 | 13,943,075 | 1,062,000 | 829,397 | 14,175,678 |
| (2) 教 育 | 723,500 | 723,500 | | 26,191 | 697,309 |
| (3) 農 林 | 519,084 | 513,749 | 120,400 | 32,499 | 601,650 |
| (4) 警 察 | 46,000 | 46,000 | | 3,827 | 42,173 |
| (5) そ の 他 | 3,738,827 | 3,542,681 | | 339,620 | 3,203,061 |
| 3 そ の 他 | 625,782,244 | 590,982,715 | 6,500,000 | 45,231,591 | 552,251,124 |
| (1) 特 別 地 方 債 | 11,339 | 10,005 | | 1,334 | 8,671 |
| (2) 減 税 補 填 債 | 10,329,459 | 9,415,809 | | 914,088 | 8,501,721 |
| (3) 退 職 手 当 債 | 57,655,129 | 54,525,684 | | 3,179,302 | 51,346,382 |
| (4) 臨 時 財 政 対 策 債 | 526,713,518 | 498,219,031 | 6,500,000 | 39,248,449 | 465,470,582 |
| (5) 減 収 補 填 債 | 30,861,400 | 28,612,214 | | 1,876,991 | 26,735,223 |
| (6) 調 整 債 | 211,399 | 199,972 | | 11,427 | 188,545 |
| 一 般 会 計 計 | 1,344,675,693 | 1,331,801,230 | 58,608,000 | 93,249,879 | 1,297,159,351 |
| 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 | 179,595 | 149,020 | | 29,891 | 119,129 |
| 食 肉 市 場 | 1,579,623 | 1,394,924 | 782,500 | 252,781 | 1,924,643 |
| 県 営 林 整 備 事 業 | 1,607,451 | 1,562,121 | | 49,962 | 1,512,159 |
| 林 業 改 善 資 金 | 221,500 | 221,500 | 212,000 | 221,500 | 212,000 |
| 中 小 企 業 高 度 化 資 金 | 8,798,516 | 8,581,830 | 100,000 | 264,382 | 8,417,448 |
| 内 陸 工 業 団 地 及 び 流 通 業 務 団 地 造 成 | 4,919,793 | 4,401,464 | | 331,120 | 4,070,344 |
| 港 湾 整 備 事 業 | 29,736,169 | 28,728,214 | 347,700 | 1,631,424 | 27,444,490 |
| 特 別 会 計 計 | 47,042,647 | 45,039,073 | 1,442,200 | 2,781,060 | 43,700,213 |
| 電 気 事 業 | 1,910,535 | 1,522,316 | | 370,014 | 1,152,302 |
| 工 業 用 水 道 事 業 | 789,274 | 462,984 | | 205,810 | 257,174 |
| 流 域 下 水 道 事 業 | 6,669,324 | 6,647,723 | 448,100 | 499,978 | 6,595,845 |
| 企 業 会 計 計 | 9,369,133 | 8,633,023 | 448,100 | 1,075,802 | 8,005,321 |
| 総 合 計 | 1,401,087,473 | 1,385,473,326 | 60,498,300 | 97,106,741 | 1,348,864,885 |

7. 令和 5 年度職員定数表

(1) 知事部局等職員

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

| 区 | 分 | 令和 5 年度定数 (A) | 令和 4 年度定数 (B) | 増 減 (A) - (B) | 備 考 |
|---|-----------------------|------------------|------------------|------------------|-----|
| | | 人 | 人 | 人 | |
| 知 | 事 部 局 | 3,740 | 3,715 | 25 | |
| 議 | 会 事 務 局 | 30 | 30 | 0 | |
| 選 | 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 | 6 | 7 | △ 1 | |
| 監 | 査 事 務 局 | 13 | 13 | 0 | |
| 人 | 事 委 員 会 事 務 局 | 13 | 12 | 1 | |
| 労 | 働 委 員 会 事 務 局 | 9 | 9 | 0 | |
| 海 | 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 | 6 | 6 | 0 | |
| 企 | 業 局 | 120 | 120 | 0 | |
| | 計 | 3,937 | 3,912 | 25 | |

(注) 派遣職員等を除く

(2) 教 育 職 員

(令和5年4月1日現在)

| 区 分 | 令和5年度 定数 (A) | 令和4年度 定数 (B) | 増 減 (A) - (B) | 備 考 |
|---------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 1. 教育庁および教育機関 | 354 | 351 | 3 | |
| 内 訳 { 一般職員 | 354 | 351 | 3 | その他3 |
| 2. 小 学 校 | 4,988 | 5,042 | △ 54 | |
| 内 訳 { 教 員 | 4,337 | 4,383 | △ 46 | 標準法△42、単県△4 |
| 内 訳 { 養護教員 | 290 | 292 | △ 2 | 標準法△2 |
| 内 訳 { 事務職員 | 295 | 300 | △ 5 | 標準法△5 |
| 内 訳 { 栄養職員 | 66 | 67 | △ 1 | 標準法△1 (栄養教諭を含む) |
| 3. 中 学 校 | 2,673 | 2,688 | △ 15 | |
| 内 訳 { 教 員 | 2,387 | 2,397 | △ 10 | 標準法△10 |
| 内 訳 { 養護教員 | 120 | 122 | △ 2 | 標準法△2 |
| 内 訳 { 事務職員 | 134 | 136 | △ 2 | 標準法△2 |
| 内 訳 { 栄養職員 | 32 | 33 | △ 1 | 標準法△1 (栄養教諭を含む) |
| 4. 定時制高校 | 214 | 220 | △ 6 | |
| 内 訳 { 教 員 | 204 | 210 | △ 6 | 標準法△6 |
| 内 訳 { 事務職員 | 8 | 8 | 0 | |
| 内 訳 { その他 | 2 | 2 | 0 | |
| 5. 全日制高校 | 3,078 | 3,105 | △ 27 | |
| 内 訳 { 教 員 | 2,531 | 2,553 | △ 22 | 標準法△22 |
| 内 訳 { 事務職員 | 308 | 311 | △ 3 | 標準法△4、その他1 |
| 内 訳 { その他 | 239 | 241 | △ 2 | 標準法△2 |
| 6. 特別支援学校 | 1,382 | 1,360 | 22 | |
| 内 訳 { 教 員 | 1,248 | 1,226 | 22 | 標準法22 |
| 内 訳 { 事務職員 | 91 | 91 | 0 | |
| 内 訳 { 栄養職員 | 13 | 13 | 0 | |
| 内 訳 { その他 | 30 | 30 | 0 | |
| 計 | 12,689 | 12,766 | △ 77 | |

(注) 派遣職員等を除く

(3) 警察職員

(令和5年4月1日現在)

| 区 | 分 | 令和5年度 定数 (A) | 令和4年度 定数 (B) | 増 (A) - | 減 (B) | 備 | 考 |
|----------|---|-----------------|-----------------|------------|----------|---|---|
| | | 人 | 人 | | 人 | | |
| 警 | 察 | 3,511 | 3,511 | 0 | | | |
| | 官 | | | | | | |
| 警 | 視 | 121 | 121 | 0 | | | |
| 警 | 部 | 256 | 256 | 0 | | | |
| 警 | 部 | 1,012 | 1,012 | 0 | | | |
| 巡 | 査 | 1,046 | 1,046 | 0 | | | |
| 巡 | 査 | 1,076 | 1,076 | 0 | | | |
| 警察官以外の職員 | | 450 | 446 | 4 | | | |
| 計 | | 3,961 | 3,957 | 4 | | | |

(注) 派遣職員等を除く

8. 令和5年度給与費

(1) 一般会計

1. 特別職

(令和5年4月1日現在、単位 千円)

| 区分 | | 職員数 | 給与費 | | | | 共済費 | 合計 |
|-----|-----|--------------|----------------|---------------|----------------|------------------|---------------|------------------|
| | | | 報酬 | 給料 | 職員手当 | 計 | | |
| 本年度 | 長等 | 3人 | | 39,960 | 17,529 | 57,489 | 10,300 | 67,789 |
| | 議員 | 55 | 556,200 | | 219,307 | 775,507 | 74,705 | 850,212 |
| | その他 | 3,173 | 374,261 | 19,440 | 8,648 | 402,349 | 11,156 | 413,505 |
| | 計 | 3,231 | 930,461 | 59,400 | 245,484 | 1,235,345 | 96,161 | 1,331,506 |
| 前年度 | 長等 | 3 | | 39,960 | 17,282 | 57,242 | 10,241 | 67,483 |
| | 議員 | 54 | 546,960 | | 214,796 | 761,756 | 75,542 | 837,298 |
| | その他 | 3,141 | 343,314 | 19,440 | 8,565 | 371,319 | 6,116 | 377,435 |
| | 計 | 3,198 | 890,274 | 59,400 | 240,643 | 1,190,317 | 91,899 | 1,282,216 |
| 比較 | 長等 | | | | 247 | 247 | 59 | 306 |
| | 議員 | 1 | 9,240 | | 4,511 | 13,751 | △837 | 12,914 |
| | その他 | 32 | 30,947 | | 83 | 31,030 | 5,040 | 36,070 |
| | 計 | 33 | 40,187 | | 4,841 | 45,028 | 4,262 | 49,290 |

2. 一般職

(令和5年4月1日現在、単位 千円)

| 区分 | | 職員数 | 給与費 | | | | 共済費 | 合計 |
|---------|------------|--------|-----------|------------|------------|-------------|------------|-------------------|
| | | | 報酬 | 給料 | 職員手当 | 計 | | |
| 本年度 | 人 | 24,402 | 4,227,323 | 87,841,672 | 60,985,946 | 153,054,941 | 29,761,940 | 182,816,881 |
| 前年度 | | 25,159 | 4,323,145 | 88,446,304 | 67,602,517 | 160,371,966 | 29,674,877 | 190,046,843 |
| 比較 | | △757 | △95,822 | △604,632 | △6,616,571 | △7,317,025 | 87,063 | △7,229,962 |
| 職員手当の内訳 | 扶養手当 | | | 2,243,449 | | 管理職員特別勤務手当 | | 25,244 |
| | 地域手当 | | | 996,407 | | 退職手当 | | 9,248,598 |
| | 時間外勤務手当 | | | 4,618,789 | | 休日勤務手当 | | 820,876 |
| | 期末・勤勉手当 | | | 34,829,272 | | へき地手当 | | 80,784 |
| | 寒冷地手当 | | | 3,638 | | 産業教育手当 | | 97,864 |
| | 通勤手当 | | | 2,402,492 | | 定時制通信教育手当 | | 42,186 |
| | 単身赴任手当 | | | 111,785 | | 住居手当 | | 1,378,080 |
| | 特殊勤務手当 | | | 1,030,617 | | 特地勤務手当 | | 49,305 |
| | 管理職手当 | | | 1,330,845 | | 義務教育等教員特別手当 | | 721,723 |
| | 初任給調整手当 | | | 88,812 | | | | |
| | 夜間勤務手当 | | | 239,468 | | | | |
| | 農林漁業普及指導手当 | | | 26,461 | | | | |
| | 宿日直手当 | | | 599,251 | | | | |
| | | | | | | 合 計 | | 60,985,946 |

(2) 特別会計

(令和5年4月1日現在、単位 千円)

| 区 分 | 職 員 数 | | 給 与 費 | | | | 共済費 | 合 計 |
|----------------------|---------|---------|--------|---------------|--------|---------|--------|---------|
| | 特別職 | 一般職 | 報 酬 | 給 料 | 職員手当 | 計 | | |
| 岡山県国民健康保険 事業特別会計 | 人 11 | 人 10 | 8,670 | 28,283 | 20,660 | 57,613 | 11,160 | 68,773 |
| 岡山県営食肉地方 卸売市場特別会計 | | 17 | 28,107 | 31,119 | 32,809 | 92,035 | 18,179 | 110,214 |
| 岡山県造林事業等 特別会計 | | 1 | | 4,703 | 2,329 | 7,032 | 1,487 | 8,519 |
| 岡山県港湾整備事業 特別会計 | | 1 | | 3,547 | 1,733 | 5,280 | 1,220 | 6,500 |
| 岡山県後楽園 特別会計 | | 1 | 2,259 | | 452 | 2,711 | 447 | 3,158 |
| 本 年 度 | 11 | 30 | 39,036 | 67,652 | 57,983 | 164,671 | 32,493 | 197,164 |
| 前 年 度 | 11 | 31 | 38,743 | 73,926 | 64,620 | 177,289 | 33,679 | 210,968 |
| 比 較 | | △1 | 293 | △6,274 | △6,637 | △12,618 | △1,186 | △13,804 |
| 職員手当の内訳 (一般職員のみ) | | | | | | | | |
| | | | | 扶 養 手 当 | 2,307 | | | |
| | | | | 地 域 手 当 | 2,190 | | | |
| | | | | 時 間 外 勤 務 手 当 | 9,060 | | | |
| | | | | 期 末・勤 勉 手 当 | 35,688 | | | |
| | | | | 通 勤 手 当 | 1,336 | | | |
| | | | | 単 身 赴 任 手 当 | 360 | | | |
| | | | | 特 殊 勤 務 手 当 | 2,316 | | | |
| | | | | 管 理 職 手 当 | 3,306 | | | |
| | | | | 宿 日 直 手 当 | 52 | | | |
| | | | | 住 居 手 当 | 1,368 | | | |
| | | | | 合 計 | 57,983 | | | |

9. 引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入) 引上げ分の地方消費税収 274.5億円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,724.4億円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位 千円)

| 事業名 | 経費 | 財源内訳 | | | | | |
|------|-------------|------------|------------|-----------|------------|------------|------------|
| | | 特定財源 | | | 一般財源 | | |
| | | 国庫支出金 | 県債 | その他 | 引上げ分の地方消費税 | その他 | |
| 社会福祉 | 社会福祉総務事業 | 1,394,500 | 417,001 | | 3,073 | 490,338 | 484,088 |
| | 障害者福祉事業 | 14,902,994 | 1,172,771 | 27,200 | 314,036 | 1,775,343 | 11,613,644 |
| | 老人福祉事業 | 1,022,601 | 213,683 | 39,400 | 95,786 | 89,336 | 584,396 |
| | 遺家族等援護事業 | 20,868 | 14,329 | | | 867 | 5,672 |
| | 女性福祉事業 | 2,314 | 1,094 | | | 162 | 1,058 |
| | 児童福祉事業 | 8,351,076 | 271,553 | 69,200 | 7,743 | 2,995,570 | 5,007,010 |
| | 児童措置事業 | 14,614,567 | 1,016,576 | | 156,817 | 8,669,576 | 4,771,598 |
| | 母子福祉事業 | 161,659 | 14,189 | | 19,006 | 17,034 | 111,430 |
| | 生活保護事業 | 813,588 | 591,783 | | 169 | 29,388 | 192,248 |
| 小計 | 41,284,167 | 3,712,979 | 135,800 | 596,630 | 14,067,614 | 22,771,144 | |
| 社会保険 | 後期高齢者医療事業 | 29,824,203 | | | 3,462 | 4,123,467 | 25,697,274 |
| | 介護保険事業 | 30,071,527 | | | 431 | 4,675,418 | 25,395,678 |
| | 国民健康保険事業 | 16,416,014 | | | | 3,118,922 | 13,297,092 |
| | 小計 | 76,311,744 | 0 | 0 | 3,893 | 11,917,807 | 64,390,044 |
| 保健衛生 | 公衆衛生総務事業 | 2,709,581 | 1,605,198 | | 34,055 | 144,232 | 926,096 |
| | 結核対策事業 | 18,028 | 7,677 | | | 1,373 | 8,978 |
| | 予防事業 | 43,598,781 | 40,639,344 | | 394,917 | 408,134 | 2,156,386 |
| | 精神衛生事業 | 1,237,086 | 80,016 | 354,500 | 27,334 | 102,794 | 672,442 |
| | 公害保健対策事業 | 94,276 | 1,176 | | 92,406 | 92 | 602 |
| | 保健所事業 | 37,242 | 3,963 | | | 4,413 | 28,866 |
| | 医務事業 | 7,079,858 | 2,337,652 | | 3,614,547 | 799,461 | 328,198 |
| | 保健師等指導管理事業 | 67,468 | 1,877 | | 768 | 8,595 | 56,228 |
| 小計 | 54,842,320 | 44,676,903 | 354,500 | 4,164,027 | 1,469,094 | 4,177,796 | |
| 合計 | 172,438,231 | 48,389,882 | 490,300 | 4,764,550 | 27,454,515 | 91,338,984 | |

※上記の事業名に係る経費は、複数の「目」を含むものがあり、また、事務費等は除外している。

(参 考)

事 項 の 分 類 基 準

| 分 類 | | 分 類 の 考 え 方 |
|-------------|-----------------|---|
| 義 務 的 経 費 | 人 件 費 | 職員人件費（議員報酬、教職員報酬含む） |
| | 公 債 費 | 県債の元金・利子償還に要する経費（取扱事務費含む） |
| | 社会 保 障 関 係 費 | 法律等によって県負担が義務づけられているもののうち、社会保障関係費（医療、介護、子ども、障害福祉等）に分類される経費 |
| | そ の 他 | 法律等によって県負担が義務づけられているもので、地方消費税清算金や国庫支出返納金、原爆障害者対策費など社会保障関係費以外の経費 |
| 一 般 行 政 経 費 | 運 営 費 | 法律上、県の役割とされている許認可や指導監督等の業務に必要な経費や県が設置した公の施設の運営経費、その他庁舎等の公用施設の運営費など、行政サービスの提供に必要な基本的な経費 |
| | 事 業 費 | 県が政策判断により取り組む事業で、補助金、貸付金、試験研究費などの経費（建物、施設、設備等の補修、修繕経費のうち改良・大規模更新的なものやシステム構築経費など政策判断の必要なものを含む） ただし、投資的経費に分類されるものを除く |
| 投 資 的 経 費 | 公 共 事 業 等 費 | 公共事業費（補助公共及び単独公共）及び道路・橋梁等、公共事業により整備した社会資本の維持修繕経費 また、一定規模以上の建築公共事業費についても、この区分に分類する |
| | 国 直 轄 事 業 負 担 金 | 国直轄事業として実施されるものの県負担金 なお、受益者負担金を県が徴収し、国庫に納付しているものも含む |
| | 災 害 復 旧 事 業 費 | 災害復旧事業費（単独事業含む） |

